

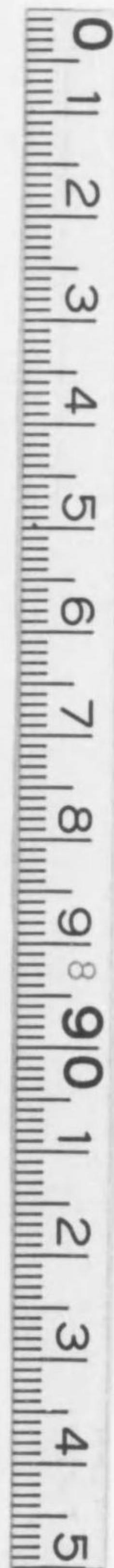
384-43



1200501455385

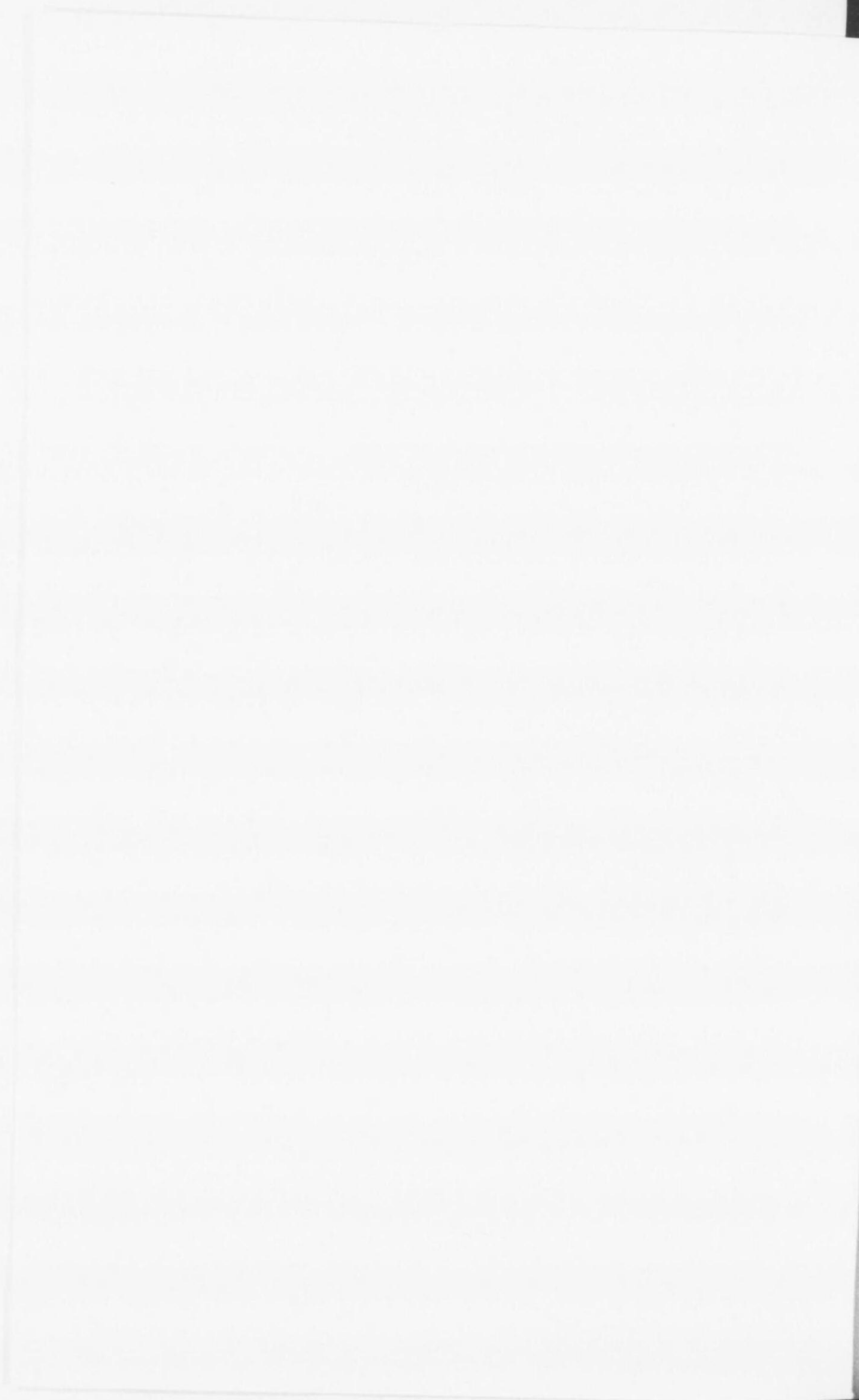
384

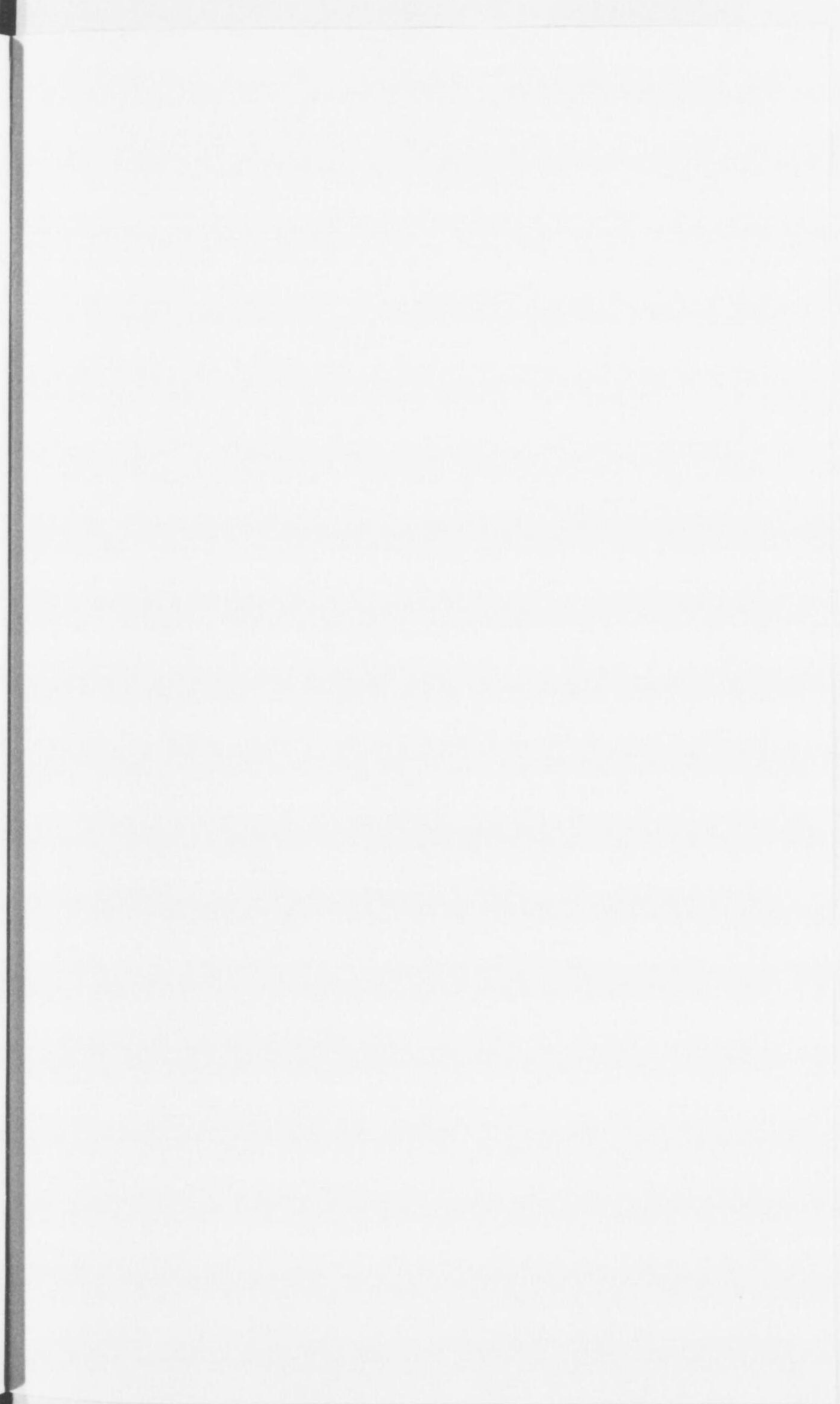
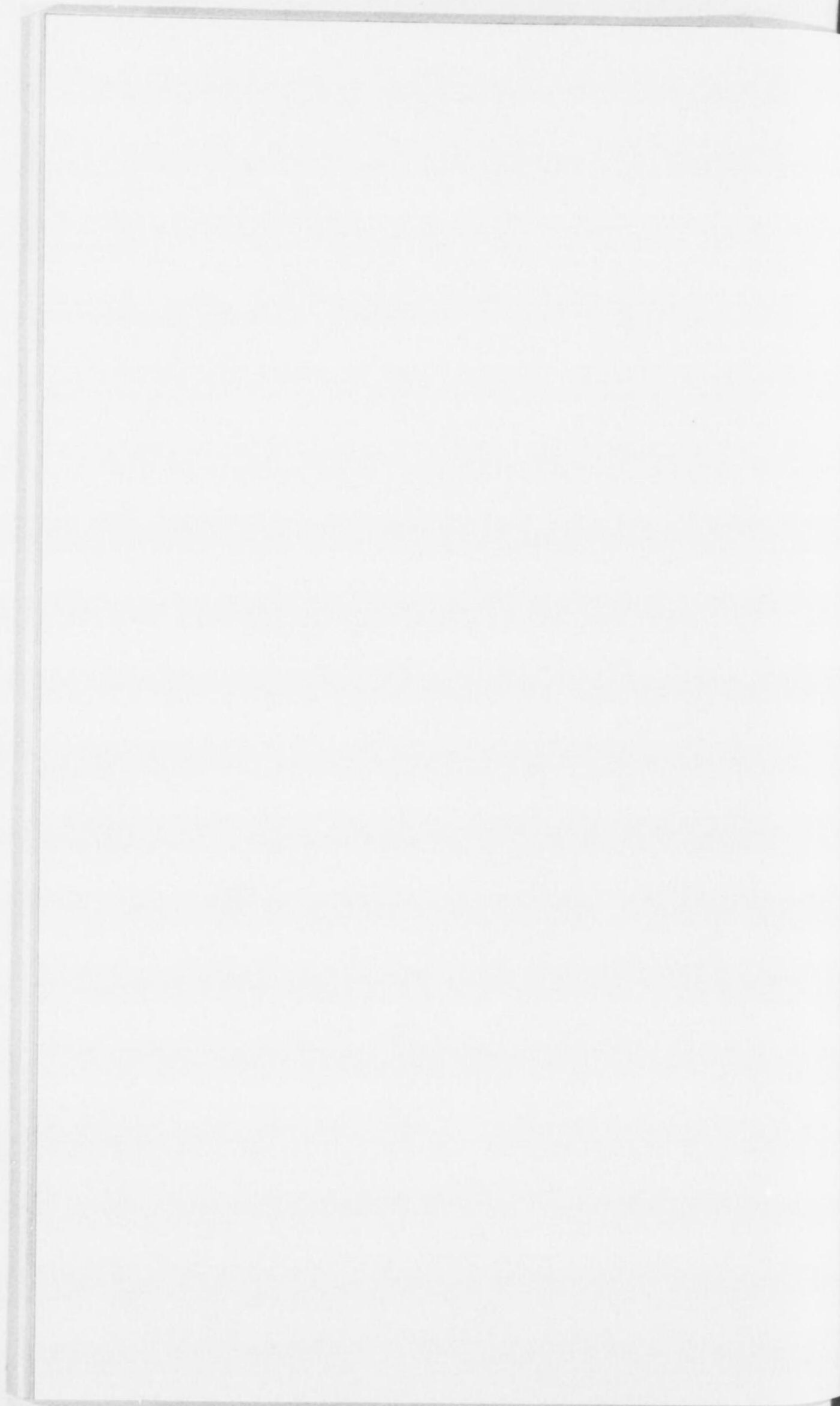
43



始





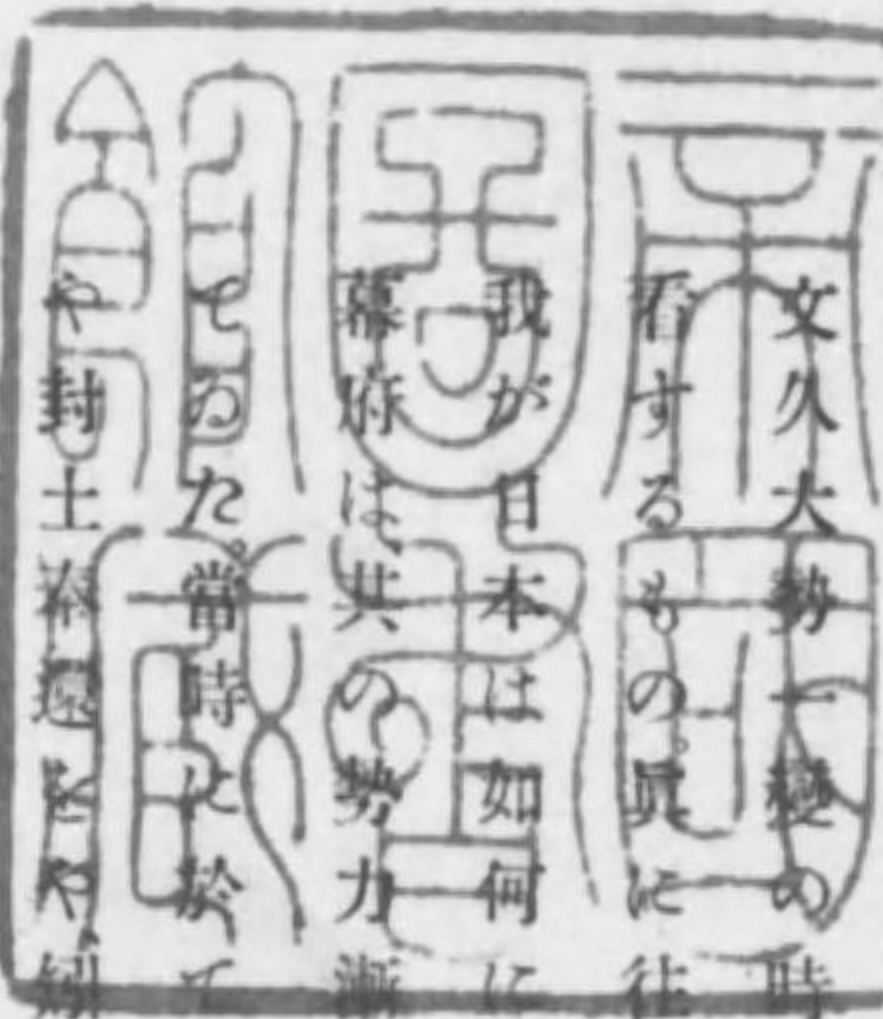


IT-2M-92

384
45

文久大勢一變下篇刊行に就て

七十餘年前



本文の著者は、陰暦文久三年正月廿五日の出生だ。その著者が、七十三歳にして、
文久大勢一變の時代を描くは、宛も身躬ら其の出生の年代に遡りて、當時を回
看するもの眞に往を懐ひ、來を想へば、感慨無量である。此の七十餘年間に於て、
我が日本は如何に變遷したるよ、當時は三百諸侯は、儼然として存在した。江戸
幕府は其の勢力漸く衰兆を暴露しつゝも、尙ほ江戸開府以來の面目を保存し
てゐた。當時に於て、倒幕の意見さへも、未だ實行的問題には上らなかつた。矧ん
や封土奉還を乞ふ、矧んや廢藩置縣をやだ。

著者の幸

斯く看來れば著者の一生は、未だ一世紀に満たざるも、其の史的推歩よりすれ
ば、正さに幾百載を経たるが如き心地する。若し人類として、尤も幸運の者あら
ば、著者の如きも、恐らくは其の一人として數へ得らる可きであらう。

* * * * *



國家は一人を以て興り、一人を以て亡ぶとは、餘りに一掃的なる斷言であるが、然も斯る場合に、吾人は屢出會する。文久年度の幕府改革の如きも、亦た其の一例とするに足る。

抑も文久年度の幕府の改革は、決して一人や二人の仕事ではなかつた。天下の大勢が、自然に此處に幕府を導き來りたるものと云ふも、誰も之を否定するものはない。然も其の大勢を導きたる者、亦た自ら其人を待たねばならぬ。要するに外患の沓至は、我國の舉國一致を必須とする。別言すれば、此の大なる難題に當るには、幕府の獨力にては不可能である。若し幕府が獨力にて之に當らんとせば、幕府は外患に倒れずして、内患に斃れねばならぬ。運命に陥つたかも知れない。此に於てか、舉國一致が必要だ。舉國一致の手初めは、公武一和にある。朝幕合體にある。即ち京都と江戸とが一致して、始めて日本全國の一致を見出すことが出来る。此の主要問題を握み得たる者は、天下に其人乏しくなかつた。嘉永安政度の賢相阿部伊勢守の如きは、實に其の唯一人でなき迄も、其の重

る一人であつた。島津齊彬の如きも、亦た其の一人であつた。降りて文久年度に至れば、士人としては長井雅樂の如きあり、御家門としては松平春嶽の如きあり、外藩としては島津久光の如きあり、朝廷には恐れ多くも孝明天皇を御始めとして、中川宮の如きは、其の重なる一人であらせられた。而して所謂眞に公武合體を行はんに、幕府自から舊染の汚習を一洗するの必要があつた。此れが文久年度幕府の改革の止むを得ざる所以であつた。此の趨勢を看取したる者は、京都側にも、江戸側にも、決して其人無いでは無かつた。但だ其の指導精神を提唱するに、自から其人を要した。而して天は頼ひに其人を此の舞臺に降した。

*

*

*

*

*

*

*

*

それは申す迄もなく、横井小楠其人であつた。若し彼が百五十石の貧乏侍でなくして、少くとも五萬石以上の大名であつたならば、彼が此の時勢に際して、其の貢獻し得たるところは、更らにより多大なるものがあつたであらう。されど

天は總ての物を、一人には與へない。然も彼は其の知己を、松平春嶽に得た。彼と春嶽との關係は、劉玄德と諸葛孔明とまでは行かない迄も、魏徵と唐太宗との關係よりも、或は親密であつた。春嶽は彼を待つに賓師の禮を以てした。而して彼も亦た誠心誠意、春嶽に向つて獻替する所あつた。

政徳一致の人物

横井小楠は、政治の倫理化を理想としたるばかりでなく、倫理以外に政治を措く能はざる、政教一致と云はんよりは、政徳一致の人物であつた。彼には覇者の政は無かつた。彼には權謀術數は無かつた。されど亦た舟中大學を講ずるが如き、迂儒でも無かつた。彼は天資極めて聰明にして、天下の事物、表裡精粗、殆んど貫通せざるは無き程に能く心得て居た。然も彼の根本義は、孔子の所謂る政を爲すに徳を以てするの一點に存した。されば、彼が文久年度の改革の第一の眼目には、

大將軍上洛謝列世之無禮

の一項を、第一に特筆大書した。只だ此の一句、而して此の一句中の無禮の二字、千言萬語にも勝るものがある。即ち徒らに京都の機嫌を取るとか、京都を慰藉するとか、京都を拜み倒すと云ふでなく、眞に幕府二百數十年の無禮を、將軍親しく上洛して、天皇陛下に悔謝し奉るとの意味だ。

小楠の舊習打破の意見

横井小楠の意見は、人心を一致せんには、人心を新たにせねばならぬ。人心を新たにするには、舊來の陋習を打破せねばならぬ。此れ則ち諸大名の妻子眷族を、其の封地に歸還せしめ、諸大名の參觀交代制度を緩和して、其の財用を節約せしめ、而して一切の門閥格式を撤廢して、賢者位にあり、能者職にあり、而して大に言路を洞開して、天下と與に天下の政を爲さんと期したる所以だ。

小楠の知

彼は之を以て春嶽に説き、更らに之を以て一橋慶喜に説き、更らに之を以て幕府中の能吏、大久保忠寛、岡部長常に説き、或は松平定信の實子にして賢相の譽

ありたる老中板倉勝靜に説いた。而して他方に於ては、動もすれば倒幕運動の魁たらんとする長藩の周布政之助、桂小五郎等とも會見して、解説する所あつた。當時小楠の意見は、殆んど幕府側の識者、有力者を傾けた。一橋慶喜の如きは、小楠に隨喜の餘、彼を幕府に聘用して、直參たらしめんとした。然も小楠は春嶽を知己とし、春嶽に由りて其志を行へば可なりとして、決して青雲の高梯を踏まんとするが如き野心は無かつた。彼は、張子房、魯仲連の風ありて、白衣の宰相を以て、自ら満足した。

文久改革
失敗の因

然るに好事魔多く、彼は漸く言行はれ、志成るに垂んとするに際して、刺客の變に遭ひ、頼ひに其の一命を全うしたるに拘らず、當時彼に快からざる其の郷藩——熊本藩——にては、彼が刺客を廻避したる行動を以て、士道に背きたりとなし、如何に春嶽の調停も遂ひに其效なく、文久二年の末には、越前に去り、翌文久三年八月には、更らに越前を去りて肥後に還り、空しく癡蝨の身となつた。而して春嶽等の文久改革も、彼の去ると同時に、殆んど其の指導力は奪はれ去り、遂ひ

に中途にして阻絶するに至つた。さすれば、文久改革は、要するに未成品にして、完成品でなく、半熟品にして、全熟品でなかつた。記して此に到れば、一人の出處進退も、國家の全局面に於て、其の干係する所、實に至大至重と云はねばならぬ。

文久改革
の影響

文久改革は維新回天の偉業の一大長巻中の一局面に過ぎない。但だ此の改革は不幸にして完成せず、且つ小規模であつたに拘はらず、實に大改革の端を此に發したと云ふも、過言であるまい。それは幕府の根本政策、即ち江戸中央集權政策に向つて、最初の一撃を與へたるものであるからだ。然も世運の變轉は、決して中途にて底止し得可きものではない。一の改革は、やがて他の改革の導火線となり、一轉又又一轉、遂ひに其の極所に達せざれば、止まない。此に到りて人も亦た如何ともす可からず、如何ともする能はざるものがある。

昭和十年二月十四日 山王草堂南窓梅花薰ずる處に於て

蘇峰七十三叟

八

384-43

例言

- 一 本篇は修史第二期孝明天皇時代の第十九冊、織、豊徳以來通計四十八冊。
- 一 本篇は昭和八年一月十五日起稿、五月二日脱稿。
- 一 目下第四十九冊「尊皇攘夷篇」第五十冊「攘夷實行篇」第五十一冊「大和及生野義舉」第五十二冊「文久元治の時局」第五十三冊「元治甲子禁門の變」第五十四冊「筑波山一舉」第五十五冊「内外交渉篇」第五十六冊「長州征伐」を稿了し、今や第五十七冊「幕長交戦」を起稿しつゝある。
- 一 最近は修史行程や、敏快、第五十六冊「長州征伐」の如きは、殆んど二個月以内にて稿了した、未だ之を以て今後の定例視す可からざるも、庶くは之に幾からんことを。
- 一 去晩秋以來、普及版は順調に刊行せられつゝあり、然も本版は大正七年以來の慣行通りにて、一切其の舊に仍る。

例言

一

一 本書の編纂、校正、一切前例に據る。

昭和十年二月十四日 大森山王草堂に於て

蘇峰七十三叟

近世日本國民史 文久大勢一變下篇 目次

第壹章 横井小楠の活動

一 反動に對する大反動と空手形の始末

文久年間の特徴(一) 反動の反動(二) 攘夷空手形の始末(三) 攘夷聖旨奉行の約(三) 井伊の手形支拂責任(四) 井伊の努力不足(四) 手形處分役の當惑(五)

二 松平春嶽、一橋慶喜の聯合政治

井伊跡始末者の皆無(六) 幕閣人物皆無(六) 松平春嶽の地位(七) 一橋慶喜の人望(七) 慶喜の聰明(七) 慶喜の缺點(八) 春嶽温良に過ぐ(八) 不完全の聯合政治(九)

三 松平春嶽と横井小楠

春嶽左右人無し(一〇) 唯一人の横井小楠(一一) 横井の開國論(一一) 春嶽小

目次

一

楠關係の由来(二二) 小楠江戸に赴く(一二) 小楠に傾倒する者(一一) 小楠の
穩健(一三)

四 横井小楠の意見(一)……………一四

幕府刻下の問題(一四) 小楠の意見(一四) 岡部横井會談(一五) 天下騒亂の兆
(一五) 古今の先蹤(一六) 中興の困難(一六) 横井の眞意(一七) 時勢挽回の
策(一七) 上洛先務(一八)

五 横井小楠の意見(二)……………一八

上洛の方法(一八) 人心一新の方法(一九) 上洛必須論(一九) 諸侯富強の方策
(二〇) 參勤を退職に代へるの策(二一) 海軍の必要(二一) 一般交易論(二二)

六 横井小楠の意見幕閣を動かす……………二三

横井の同化力(二三) 幕府要人の小楠傾倒(二三) 横井登庸されんとす(二四)
板倉氏の横井感服(二四) 幕閣横井に同意(二六) 慶喜横井を推稱(二七)

第二章 松平容保京都守護職となる……………二九

七 會津藩の京都進出……………二九

會津の藩風(二九) 藩主容保(二九) 井伊水戸不和の原因(三〇) 守護職制定の
急要(三〇) 會津就任の理由(三一) 跡所司代の評議(三一) 家格の都合上守護
職となる(三二)

八 春嶽の從通容保の決心……………三三

春嶽と會藩老中との會見(三三) 中根横山會見(三三) 會藩意同(三四) 容保承
服(三五) 春嶽の容保勸告書(三五) 將軍配慮(三六) 尊奉筋の好都合(三七)
急速返答要求(三六) 會津家格を強調切言(三七) 更に春嶽の勸告狀(三八)

註 會津守護職決定(官武通紀)……………三八

九 松平容保の意見書(一)……………三九

會津家臣の評議(三九) 容保守護職正式拜命(四〇) 會津家臣の上京(四〇) 容
保意見書(四〇) 京都の實狀(四一) 夷人待遇に對する反動(四二) 主上逆鱗
(四二) 幕府の誦詐權謀(四二) 役人不取計(四三)

註 京都守護職役知下賜(織徳川實紀)……………四三

一〇 松平容保の意見書(二)……………四四

君臣一致の要(四四) 中止善後の處置(四四) 三港据置論(四五) 京都と同意見(四五) 對外應接機宜の要(四六) 攘夷の要(四六) 衆議の要(四七) 會藩決意(四七) 外人應接人物撰定の要(四七) 建白採納の理由(四八)

一一 意見書の効果……………四八

幕府の無決心(四九) 會藩の朝廷接近(四九) 會臣柴の三條氏會見(四九) 勅使待遇改善問題(五〇) 容保依囑を果す(五一) 天皇會藩建白嘉納(五一) 容保信任の一因(五二)

第三章 土佐藩の勤王論擡頭……………五三

一二 土佐の進出……………五三

諸藩情眼(五三) 肥前内に力を養ふ(五三) 土藩運動の眞の力(五四) 一領具足(五四) 郷士の増加(五五) 武市半平太(五五) 土佐人個人の働き(五六)

一三 土佐に於ける勤王と佐幕……………五七

勤王佐幕兩派軋(五七) 土佐の佐幕氣分(五七) 土佐勤王の原泉(五八) 勤王思想の宣傳(五九) 皇國的自覺心の發揮(五九) 兩派軋の激甚(五九) 勤王黨の脱藩(六〇)

一四 山内容堂……………六一

土佐の兩人(六一) 養子の人物(六一) 豊信の山内家相續(六一) 豊信の儀容(六一) 山内家と三條家との關係(六二) 豊信と島津氏との關係(六三) 豊信と慶永との關係(六三) 豊信隱退(六四) 豊信の氣慨(六四)

一五 山内容堂と吉田東洋……………六五

吉田東洋の拔擢(六五) 一度失脚再度拔擢(六五) 東洋の志(六六) 容堂を諫む(六六) 容堂諫を納る(六七) 吉田の佐幕論(六八) 申韓刑名者流(六九)

一六 武市瑞山……………六九

瑞山と東洋(六九) 土佐郷士の實力(六九) 瑞山の親族縁者(七〇) 瑞山の畫才

〔七〇〕 瑞山の容姿〔七一〕 瑞山の剣道〔七一〕 監察役場の褒賞〔七一〕 九州漫遊〔七二〕 江戸入府〔七二〕 天下の士となる〔七三〕

註 武市小橋の人物〔水戸藩士酒泉直滯京日記〕……………七三

一七 武市瑞山の歸國……………七四

同志と誓書を作る〔七四〕 瑞山歸國〔七六〕 東洋を訪ふ〔七七〕 東洋と正面衝突〔七七〕 吉田を倒さんとす〔七七〕

一八 武市一派と吉田東洋の對立……………七九

東洋權勢増大〔七九〕 守齋派の憤慨〔七九〕 瑞山守齋派一致〔八〇〕 東洋瑞山獻言をきかず〔八〇〕 武市久坂の連絡〔八〇〕 久坂の密書〔八一〕 武市の決意〔八二〕

一九 吉田東洋の死機迫る……………八三

吉村等の脱藩〔八三〕 坂本の脱藩〔八四〕 吉田排斥策成らず〔八四〕 吉田暗殺を謀る者〔八五〕 時節到来〔八五〕 刺殺準備〔八六〕 執行時機決す〔八六〕

二〇 吉田東洋遂ひに斃る……………八七

第四章 土佐藩に京都守衛内勅下る……………九三

二一 高知藩廳の改革……………九三

藩廳改革未だし〔九三〕 改革切言〔九四〕 藩廳役人更迭〔九四〕 京坂視察〔九五〕 内勅下賜運動〔九五〕 天皇内旨を傳ふ〔九五〕 勤王黨の喜び〔九七〕

二二 京都警衛の内勅下賜……………九七

豊範東下決す〔九七〕 三條氏への返翰〔九八〕 滯京遺慮〔九八〕 名代差置〔九九〕 豊範大阪に入る〔一〇〇〕 内勅を賜はる〔一〇一〕

二三 三條實美山内容堂に向つて意見を徵す……………一〇二

豊範入京〔一〇二〕 容堂の本心〔一〇二〕 容堂あて三條氏狀〔一〇三〕 御沙汰下

賜運動の報告〔一〇三〕 協和盡力を求む〔一〇四〕 容堂答書〔一〇五〕

二四 山内容堂の意見と態度……………一〇六

容堂返翰〔一〇六〕 國是一定の要〔一〇六〕 公武合體の要〔一〇六〕 三條失望か〔一〇七〕 京都警備幕府に命ずるの論〔一〇七〕 容堂本色〔一〇八〕 佐幕的勤王〔一一二〕 容堂防止線〔一〇九〕

二五 土藩と朝廷……………一一〇

朝廷土佐倚信の因〔一一〇〕 朝廷幕府への達書〔一一一〕 容堂個人に信頼〔一一一〕 土藩外交掛〔一一二〕 武市等の京都運動〔一一二〕 長藩攘夷一決に對する勅書〔一一三〕 朝廷長藩と同意見〔一一三〕

二六 武市瑞山の藩主建白書艸按 (一)……………一一四

長土兩藩臣の協議〔一一四〕 長土の關係〔一一五〕 武市建白書草案完成〔一一五〕 青蓮院宮御閱覽〔一一六〕 建白草案本文〔一一六〕 幕吏姑息〔一一七〕 歸著は攘夷の一策〔一一七〕 一篇幕府彈劾文〔一一八〕

二七 武市瑞山の藩主建白書艸按 (二)……………一一八

第五章

攘夷督促勅使東下決定顛末

一一五

二八

攘夷督促勅使東下の議

一一五

京都自ら警衛の要〔一一八〕 近畿四國を皇室領とするの論〔一一九〕 京都防備手配後攘夷實行策〔一一九〕 參勤規則改定の要〔一二〇〕 政令朝廷施行の要〔一二一〕 幕府進奉せし〔一二三〕 西南諸藩上洛命令の要〔一二二〕 この建白の力〔一二三〕

長土連合の案〔一二五〕 島津久光失意歸國〔一二五〕 長土樞機民間に握らる〔一二六〕 攘夷實物教訓〔一二七〕 攘夷實行勅使東下問題〔一二七〕 勅使東下發議者〔一二八〕

註 京都の状況〔幕府衰亡論〕……………一二八

二九

攘夷督促勅使東下の議定まる

一三〇

三條實美の議〔一三〇〕 三條の攘夷書問奉答文〔一三〇〕 長土薩建議書〔一三一〕 尊嚴親王御意見〔一三二〕 武市の運動〔一三三〕 宮の決裁〔一三四〕

三〇

青蓮院宮尊融親王の態度

一三四

親王の穩健(一三五) 親王特使派遣の意なし(一三五) 親王態度容易に決せず
 (一三六) 前田の親王勅説(一三七) 藤井の勅説(一三七) 親王決意(一三八)
 親王眞意飽迄漸進(一三八)

三一 正副勅使の選任と島津久光上京の勅命……………一三九

別勅使東下決定(一三九) 三條姉小路任命(一四〇) 主上尙薩藩依頼(一四一)
 關白島津宛狀(一四二) 慶喜上京の言上(一四二) 不安の爲の申入(一四三)
 註 攘夷別勅使決定(村井政禮日記)……………一四三

三二 青蓮院宮と島津久光の往復文書……………一四四

實愛忠能亦久光上京催促(一四四) 親王亦久光上京を促す(一四五) 久光奉答
 (一四六) 急進派に對する一針(一四七) 雜人輩下群集の弊(一四七) 久光の方
 針(一四八) 急進派と兩立難(一四八)

三三 正副勅使東下以前の準備……………一四九

兩使携行の勅書(一四九) 勅書製作(一五〇) 三藩建議書(一五〇) 親兵の必要
 (一五一) 兵器食糧準備の要(一五二) 勅使待遇改正方案(一五二)

註 別勅使使命〔徳川慶喜公傳〕……………一五三

第六章 江戸に於ける開國論……………一五五

三四 幕府制度の大改革……………一五五

幕政一新(一五五) 參勤交代緩和(一五五) 右發令(一五六) 言路洞開(一五六)
 在府人數割合緩和(一五七) 妻子國邑引取自由(一五七) 一切輕便(一五八) 遠
 地警備に就き(一五八) 改正交代制の大略(一五九)
 註 改革規模狭仄〔開國起原〕……………一五九

三五 部分的の諸改革……………一六〇

社會問題現出の恐れ(一六〇) 暴徒發起の噫(一六〇) 春嶽嶽に頓著せず(一六
 一) 遂に登替見合せ(一六二) 失職者取扱令(一六二) 種々軍制の更改(一六三)

三六 手形の取附……………一六四

幕府の一時逸れ(一六四) 幕府方策決定の要(一六五) 幕閣皆開國論者(一六五)

手形處分の問題〔一六六〕 長藩の攘夷意氣込〔一六六〕 幕府立場の困難〔一六七〕

三七 江戸に於ける開鎖の議論 (一) 一六八
朝命奉承の外なし〔一六八〕 長藩の春嶽小楠離間策〔一六八〕 都下儒者輩々の因
 〔一六九〕 罪を横井に歸す〔一七〇〕 慶喜春嶽の意見相違〔一七〇〕

三八 江戸に於ける開鎖の議論 (二) 一七一
慶喜上洛に決す〔一七一〕 春嶽の開國論〔一七二〕 春嶽意見即小楠意見〔一七二〕
 姑息偷安の開國不可論〔一七三〕 慶喜春嶽只手段の相違〔一七三〕 春嶽意見陳述
 〔一七四〕 小栗硬論〔一七四〕 松平容保憤慨〔一七五〕 幕議決せず〔一七五〕

第七章 幕議開國に決す 一七七

三九 江戸に於ける長藩の運動 一七七
長藩士の攘夷論鼓吹〔一七七〕 長藩士横井訪問〔一七八〕 横井制機先〔一七八〕
 長藩士と春嶽會見〔一七九〕 長藩士衷情を述ぶ〔一七九〕 春嶽容堂會見〔一八〇〕
 容堂本志〔一八一〕

四〇 幕議紛々容易に決せず 一八一
春嶽の勅命奉承周旋〔一八一〕 中根の辯論〔一八二〕 慶喜春嶽の意見相違〔一八
 三〕 城中評議の模様〔一八三〕 毛利父子献白の要旨〔一八四〕 中山忠能下附御
 沙汰書〔一八四〕 幕閣意見〔一八五〕 長州に對する諸方の不平〔一八六〕

四一 横井小楠と大久保忠寛の會見 (一) 一八七
春嶽辭職の意〔一八七〕 大久保横井會談〔一八七〕 横井意見開陳〔一八七〕 大久
 保了解〔一八八〕 横井條件提出〔一八九〕 期待に反す〔一八九〕 其の理由〔一八
 九〕

四二 横井小楠と大久保忠寛の會見 (二) 一九〇
横井大久保訪問〔一九〇〕 慶喜不同意の理由〔一九一〕 條約破却難の説〔一九二〕
 開戦曲直の論〔一九二〕 諸侯會同難〔一九三〕 慶喜決意〔一九三〕 大久保等の案
 外〔一九四〕

四三 一橋慶喜の開國論に松平春嶽賛同す 一九四

横井感嘆(一九四) 横井の倏忽變化(一九五) 横井迷懷(一九六) 春嶽亦同意(一九六) 横井喜悅(一九七) 慶喜春嶽會談(一九八) 幕論漸く一決(一九九)

四四 一橋慶喜上京を遅疑す……………一九九

幕府の掛念(一九九) 因循氣風脱却の要(二〇〇) 慶喜の缺點(二〇一) 慶喜上京に就き一難題(二〇二) 上京遅疑(二〇三) 所司代朝廷内意伺ひ(二〇四)

四五 幕議優柔不斷……………二〇三

勅諭對策未定(二〇三) 春嶽の不平(二〇四) 春嶽政權返上意見(二〇五) 返上論未決定(二〇六) 幕閣決意不足(二〇六) 慶喜春嶽共に優柔(二〇六)

註 勅使東下に先だち松平信敏の東歸〔晚香堂雜纂〕……………二〇七

第八章 勅使待遇改善と松平春嶽

辭職問題……………二〇九

四六 勅使待遇問題……………二〇九

待遇更改問題提起(二〇九) 其顛末(二〇九) 容保周旋の理由(二一〇) 板倉勝齋反對意見(二一一) 寧ろ手續問題(二一一) 容保申分(二一二) 春嶽容保と同意見(二一二)

四七 勅使三條實美より内示の案文……………二二三

三條の待遇改正案(二二三) 勅使を老中より上とす(二二四) 勅使將軍位置顛倒(二二四) 公卿帶劍の事(二二五) 勅使馳走大名の事(二二六) 御禮廻りの事(二二七) 公卿大成勢(二二七)

四八 松平春嶽辭職に就ての覺書(一)……………二二八

春嶽辭職思立(二二八) 辭職申出(二二九) 當役引請の次第(二三〇) 一橋上洛問題(二三〇) 幕府失敗の因(二三一) 新規對策の要(二二三) 條約破却の難(二二三)

四九 松平春嶽辭職に就ての覺書(二)……………二三三

意見一變の由來(二三三) 一橋の意見(二三四) 攘夷到底難し(二三五) 慶喜論旨實行の意氣込(二三六) 問題實行上の疑念(二三六)

五〇 松平春嶽辭職に就ての覺書(三)……………二二七

京都尊奉誠意の要(二二七) 鎖攘難事の説明(二二八) 勅使不聽納の場合(二二八) 幕府決心の要(二二九) 政權返上内談(二二九) 慶喜意見(二三〇) 或執政の意見(二三〇) 幕府御慮還奉の意なし(二三一)

五一 松平春嶽辭職に就ての覺書(四)……………二三一

勅使待遇問題(二三二) 暗に慶喜に不平(二三二) 幕閣との意見相違(二三三) 朝意英順の意向(二三三) 慶喜との意見相違(二三四) 慶喜意見の變化(二三四) 勅意還奉義理の至當(二三五) 只還奉一筋のみ(二三五) 春嶽の主旨(二三六)

第九章 政權返上論起る……………二三七

五二 勅使待遇問題未だ決せず……………二三七

大見識者皆無(二三七) 慶喜の勇氣缺如(二三七) 時節柄の不首尾(二三八) 大久保の憤慨(二三八) 周布の運動(二三九) 容堂の周旋(二四〇) 容堂心事(二四〇)

五三 山内容堂の周旋……………二四一

容堂周旋の方針(二四一) 容堂の朝議還奉の考(二四二) 容堂の對攘夷意見(二四二) 閣老送還(二四三) 慶喜引ずられの不幸(二四三) 容堂周旋の力(二四四) 容堂を刺戟する者(二四五)

五四 大久保忠寛の政權返上論……………二四六

容堂の春嶽登營勸告(二四六) 容堂却て春嶽不登營に賛成(二四六) 慶喜亦兜を脱ぐ(二四六) 慶喜春嶽に贈る狀(二四七) 慶喜容堂に説破せらる(二四八) 大久保硬論(二四八) 内論奉承の弊害(二四九) 大久保の政權奉還談(二五〇)

第十章 一橋慶喜辭職問題……………二五一

五五 一橋慶喜辭意を漏らす……………二五一

慶喜素論放棄(二五一) 慶喜の爲に惜む(二五二) 幕閣慶喜の英斷要望(二五二) 誠心確立の効果(二五三) 只斷あるのみ(二五四) 慶喜幕閣に與ふる書(二五四) 辭職申出(二五五)

五六 一橋慶喜辭職願を提出す……………二五七
容堂の努力(二五七) 容堂國部詰責(二五七) 國部陳謝(二五八) 勅旨奉承の覺悟(二五八) 一橋案外無氣力(二五九) 一橋辭職願書提出(二五九) 同副書(二六〇)

五七 松平春嶽容易に出勤を肯ぜず……………二六一
小楠春嶽に登營勸説(二六二) 幕閣の慶喜引留(二六三) 容堂春嶽會談(二六三) 春嶽水釋せず(二六四) 容堂大久保推賞(二六四) 松平容保春嶽出勤勸説(二六五)

五八 松平春嶽、一橋慶喜を訪問して辭表撤回を勸告す……………二六六
春嶽慶喜訪問(二六六) 水野忠精の春嶽依頼(二六七) 慶喜春嶽會談(二六七) 責任回避不可論(二六八) 慶喜動かす(二六八) 慶喜辭職無意義(二六九) 容堂亦來會(二六九) 慶喜遂に聞かず(二七〇)

五九 松平春嶽、一橋慶喜の登營……………二七一

第十一章 三條姉小路正副勅使東下……………二七九

六〇 正副勅使への使命申達……………二七九
慶喜措置不純(二七一) 春嶽再勸説(二七一) 慶喜尙聞かず(二七一) 幕閣春嶽の登營勸告(二七二) 慶喜飽迄聞かず(二七三) 春嶽激語(二七三) 慶喜登營承諾(二七四) 春嶽登營(二七四) 慶喜登營(二七五)

註 慶喜開國論撤回の次第(昔夢會筆記)……………二七六

六一 勅使東下と禮接の改正案(一)……………二八四
勅使出發(二八四) 夫卒規定嚴守(二八五) 宮驛に於ける朱印改(二八五) 儀式改正案提出(二八六) 將軍郊迎の事(二八六) 機嫌何の事(二八七)

六二 勅使東下と禮接の改正案(二)……………二八八
登城日の事(二八八) 下城稱呼改めの事(二八九) 未曾有の改正案(二九〇) 道

中幕吏の警備(二九一) 應接協議(二九一) 却て俗吏慢心(二九二)

六三 勅使初回の報告書……………二九三

勅使一日の行程(二九三) 勅使江戸著(二九三) 三條氏公式報告(二九四) 同内報(二九五) 幕府内情の内報(二九六) 三條樂觀(二九六) 柳營取扱餘程尊崇(二九六)

註 三條實美等江戸に入る(三條實美公年譜)……………二九七

第十二章 幕議攘夷勅諭奉承に決す……………二九九

六四 幕府の内情薩士の運動……………二九九

幕府勅使待遇方針決定(二九九) 小松高崎の江戸運動(二九九) 小松高崎春嶽に面會(三〇〇) 高崎宮の傳言を傳ふ(三〇〇) 春嶽答辯(三〇一) 高崎差出書面(三〇二) 幕府の了解(三〇二)

六五 勅使入府即下の幕府……………三〇三

攘夷勅諭奉承決定(三〇三) 開國の名と攘夷の實(三〇三) 池田慶徳春嶽と會見

六六 朝廷と大名……………三〇七

〔三〇四〕 慶徳の勤王心(三〇四) 慶徳の努力(三〇五) 朝廷慶喜慶永に勅諭下賜(三〇五) 京都に於ける慶喜評判(三〇六)

山内容堂への勅書(三〇七) 朝廷有志差發を憂ふ(三〇八) 徳川慶勝に関する書〔三〇八〕 淺野茂長への達書(三〇九) 十四大藩への達書(三〇九) 黒田長博への内旨(三一〇) 池田慶徳への内書(三一一) 武傳より慶喜老中等への達書(三一一) 幕府全く閉却(三一一)

註 有志過激の調節令(國事關係書類)……………三一三

第十三章 横濱在留外人襲撃問題……………三一五

六七 長藩志士攘夷手始めの企(一)……………三一五

一大刺戟の必要(三一五) 高杉の志(三一五) 高杉の防長割據論(三一六) 高杉の偉才(三一六) 高杉浪人と爲る(三一七) 攘夷決行の志(三一七)

六八 長藩志士攘夷手始めの企(二)……………三一九

高杉久坂争論(三一九) 井上の調停(三二〇) 井上の百金調達(三二〇) 神奈川
下田屋會合(三二一) 定廣自ら制止せんとす(三二二)

六九 長藩志士攘夷手始めの企(三)……………三二三

計畫漏洩か(三二三) 勅使者と高杉會見(三二三) 高杉委細拜承(三二五) 一
同下田屋脱出(三二五) 定廣解諭(三二六)

七〇 蒲田梅屋敷に於ける周布の一言……………三二七

周布容堂を罵倒(三二七) 高杉機轉周布を逃がす(三二八) 長土の關係(三二九)
周布容堂に不快(三二九) 久坂容堂を罵る(三三〇) 失言の影響(三三〇)

七一 山内容堂と長藩有志の企……………三三一

武市の密告(三三一) 容堂の定廣注意願末(三三二) 穩便鎮靜の方策(三三三)
容堂また幕府に注意(三三三) 高崎の内報(三三四) 幕府の措置(三三五) 壯士
決行中止の始末(三三五)

七二 土藩四士と周布政之助……………三三七

土藩士の憤激(三三七) 長州藩邸に向ふ(三三八) 定廣の陳謝(三三八) 周布處
分(三三九) 問題解決(三四〇)

七三 長藩士より松平春嶽へ調停を依頼す……………三四〇

春嶽に調停依頼(三四〇) 來島中根訪問(三四一) 周布の事實談(三四一) 定廣
容堂訪問(三四三) 土藩士憤慨止まず(三四三) 面倒更に加はる(三四四) 長藩
當局の苦心(三四五) 葛藤漸く解決(三四六)

第十四章 勅使入府直前の幕府……………三四七

七四 板倉閣老の進退問題……………三四七

幕府開國論者引退(三四七) 大久保免職差控(三四七) 板倉刺殺の風評(三四八)
板倉剛骨(三四九) 板倉登普見合(三四九) 一橋板倉を愛重(三四九) 幕府の病
根(三五〇)

七五 一橋慶喜再度の辭表……………三五一

板倉退職せず(三五一) 壯士説得の案(三五一) 慶喜また辭職書提出(三五二)

辭表再提出理由(三五三) 春嶽現狀維持真意(三五三) 春嶽と慶喜の相違(三五四) 慶喜出勤勸告を肯んぜず(三五四)

七六 一橋慶喜辭職を思ひ止る……………三五五

幕議紛々決せず(三五五) 互に壯士説得を譲合(三五六) 皆責任回避(三五六) 容堂に壯士説得依頼(三五六) 春嶽の慶喜出勤勸告(三五七) 慶喜依然不承知(三五八) 慶喜の失策(三五八) 春嶽慶喜最後訪問(三五九) 慶喜漸く登營(三五九) 慶喜辭職執著の因(三六〇)

七七 安政年度の追罰(一)……………三六一

安政大獄關係者處罰(三六一) 將軍自責の意(三六二) 誹責問題發案者(三六二) 將軍慶喜に與ふる狀(三六三) 井伊氏誹責文(三六三) 井伊の咎(三六四)

註 春嶽京都阿附を疑はる(開國大勢史)……………三六五

七八 安政年度の追罰(二)……………三六六

小笠原長常處罰(三六六) 藥師寺備中處罰(三六七) 内藤信親誹責(三六七) 間部氏處罰(三六八) 酒井氏處罰(三九六) 堀田氏處罰(三六九)

七九 安政年度の追罰(三)……………三七〇

久世氏處罰(三七〇) 安藤割封永登居(三七一) 安藤處罰相當(三七二) 安藤既に隱居(三七二) 高松松平氏處罰(三七三) 本莊宗秀處罰(三七三)

八〇 安政年度の追罰(四)……………三七四

松平乗全懲罰(三七四) 脇坂氏處罰(三七五) 水野氏處分(三七五) 淺野以下の處分(三七六) 處分理由(三七九) 松平式部少輔罪狀(三八〇)

第十五章 勅使江戸入府……………三八三

八一 薩の割込運動……………三八三

薩摩藩勢力(三八三) 高崎猪太郎意見書差出(三八三) 久光所存申入(三八四) 久光京都守護職の命(三八五) 幕府の當惑(三八六) 幕閣評議(三八七) 種々の勢力(三八七)

八二 幕府の對薩感情……………三八七

春嶽の氣持(三八八) 春嶽久光の出京希望(三八八) 春嶽本意(三八九) 會津藩臣外島の談(三八九) 關東勢力日々退縮(三八九) 幕重臣上京の議(三九一) 京都重臣會議の議(三九一) 會藩士の意見陳述(三九二)

八三 勅使の入城……………三九三

勅書傳授(三九三) 禮式鄭重(三九三) 勅書本文(三九四) 親兵設置の件(三九四) 勅使勅意申告(三九五) 九事命令(三九六)

八四 勅使禮遇の變革……………三九七

従前の禮式次第(三九七) 將軍勅使引見様式(三九八) 所謂兩敬(三九九) 名分紊亂(三九九) 舊例盡く改む(三九九) 贈答文辭改正(四〇〇) 姉小路俊敏強硬(四〇〇) 入城前の決意(四〇一)

第十六章 島津久光上京催促問題……………四〇三

八五 松平春嶽と島津父子……………四〇三

春嶽の島津依頼(四〇三) 慶喜大坂駐兵論(四〇三) その目的(四〇四) 春嶽の意見(四〇四) 慶喜勅使に登坂の意を告ぐ(四〇五) 島津上京催促の議(四〇六) 島津上京催促決定(四〇六)

八六 松平春嶽と近衛關白及び青蓮院宮……………四〇七

春嶽の高崎委囑(四〇七) 春嶽の傳言(四〇八) 島津守護職見合せの理由(四〇八) 春嶽近衛氏宛狀(四〇九) 勅使東下好首尾(四一〇) 春嶽青蓮院宮宛狀(四一一)

八七 松平春嶽、島津久光に上京を促がす……………四一二

春嶽久光宛狀(四一三) 衰運挽回の好時機(四一三) 偏に久光周旋に依頼(四一四) 薩越土會合の計(四一四) 薩土周旋を喜ぶ(四一五) 長州態度自ら別(四一六)

八八 島津久光の返書……………四一七

久光返書本文(四一七) 歸國の申譯(四一七) 富強策の實行難(四一八) 進退兩難(四一八) 兩人一時に上京難(四一九) 參觀再延期の希望(四一九) 條件付入京承諾(四二〇) 久光持重(四二〇)

八九 朝幕の間に於ける島津久光京都守護職問題……………四二一

島津守護職に對する春嶽真意(四二一) 島津守護職任命江戸通達(四二二) 公卿急進派驚愕(四二二) 三條等の不平(四二三) 幕府獨り觀念(四二四) 幕府受書(四二四)

九〇 島津久光守護職問題に付、永井、瀧川の建白書(一)……………四二六

容保守護任職の主旨(四二七) その證據(四二七) 幕吏の島津守護對策(四二七) 在京幕臣建議書(四二八) 應仁亂兆(四二八) 禍亂の端(四二八) 島津任命の理由論(四二九) 一時の折合後日の禍端(四三〇)

九一 島津久光守護職問題に付、永井、瀧川の建白書(二)……………四三一

島津守護職不可の理由其一(四三一) 其二(四三一) 其三(四三一) 公式一和の障(四三二) 永井等の一案(四三三) 將軍上京守護の議(四三三) 容保上洛の議

(四三四) 島津守護取消の可(四三五) 建白の効果(四三六)

註 正親町三條大納言書翰(三條家文書)……………四三六

第十七章 將軍勅諭奉承……………四三九

九二 鎖攘に關する横井小楠の意見(一)……………四三九

將軍待罪書(四三九) 横井建白(四四〇) 攘夷實行方策(四四〇) 右要領(四四一) 横井の本色(四四一) 一般攘夷家と相違の點(四四二) 過激論に反對(四四三)

九三 鎖攘に關する横井小楠の意見(二)……………四四三

外使に對する措置(四四三) 一應引拂命令(四四四) 使節指立の要(四四五) 横井意見の採用(四四五) 大阪灣防備案(四四六) 以上要領(四四六)

九四 將軍家茂兩勅使を城中に饗す……………四四七

勅使陳述(四四七) 饗應次第書(四四八) 献上物(四四九) 饗膳(四五〇) 勅使

九五 將軍家茂の勅諭奉答……………四五二

幕府の奉答書提出(四五二) 奉答書指出次第(四五三) 勅使待遇の鄭重(四五四) 奉答書本文其一(四五四) 同其二(四五五) 慶喜等の指出書(四五六) 傳奏兼誓詞改め(四五六)

註 野宮定功三條實美に與へ、朝幕往復文書を改むべき旨を幕閣に諭さしむる書(三條實美公年譜)……………四五七

九六 勅使將さに江戸を去らんとす……………四五八

武市の春嶽訪問(四五八) 武市意見開陳(四五八) 將軍沙汰書(四五九) 水戸鎮派嚴詰(四六〇) 住谷等勅使に建白(四六一) 一橋左右人選の要(四六二) 水戸人の慣用手段(四六三)

第十八章 天皇親政の機近づく……………四六五

九七 勅使歸京當時の形勢……………四六五

勅使歸京發途(四六五) 山内豐範また江戸發(四六五) 毛利定廣江戸發(四六六) 定廣春嶽宛狀(四六六) 當時の左右兩翼(四六七) 土藩の兩勢力(四六八) 薩摩の力(四六九)

九八 朝命鍋島閑叟に下る……………四六九

閑叟の英名(四六九) 藩中の富強を圖る(四六九) 兵勢實力の養成(四七〇) 閑叟御沙汰書拜受(四七〇) 久世氏添書(四七一) 閑叟京都滞在命令(四七一) 閑叟參内(四七二) 閑叟容易に動かず(四七三)

九九 國事掛の新設……………四七四

天皇親政の實近づく(四七四) 水戸正義派に優旨(四七四) 水戸正義派出京決定(四七四) 國事掛員任命(四七五) 下情上達の門戸開かる(四七五) 國事掛職務規定(四七六)

第十九章 攘夷志士の實行手段……………四七九

一〇〇 御殿山公使館焼打事件(一)……………四七九

攘夷勅旨傳達(四七九) 事件突發(四七九) 御桶組血盟(四八〇) 血盟書本文
(四八〇) 血盟申合(四八一) 血盟連名(四八二)

一〇一 御殿山公使館燒打事件 (二) 四八三

高杉發議(四八三) 燒打準備(四八四) 公使館に亂入(四八四) 放火(四八五)
志士逃去(四八五) 一同藩邸に還る(四八六) 同志江戸を去る(四八六) 關係者
處分(四八七)

一〇二 志士の私刑實行 (一) 四八七

志士の制裁(四八七) 毒殺陰謀の評判(四八八) 島田龍章惡評(四八九) 島田血
祭(四九〇) 落首(四九〇) 錦天神拾文(四九一) 九條氏強迫(四九二)

一〇三 志士の私刑實行 (二) 四九二

宇郷玄蕃斬らる(四九二) 同梟首標札(四九三) 目明文吉斬らる(四九三) 同梟
首(四九四) 本間精一郎殺さる(四九四) 同梟首制札(四九五) 渡邊金三郎等殺
さる(四九五) 同梟首標札(四九六)

一〇四 志士の私刑實行 (三) 四九七

井上佐一郎絞殺(四九七) 志賀右馬大允刺殺(四九八) 中山忠光(四九八) 三奸
兩楨排斥(四九九) 村山かす江晒物(四九九) 多田帶刀梟首(五〇〇) 長野主勝
處分(五〇一)

一〇五 志士の私刑實行 (四) 五〇二

堀次郎刺殺(五〇二) 池内大學梟首(五〇二) 池内殺害の原因(五〇三) 賀川肇
殺さる(五〇三) 賀川殺害の狀(五〇四) 賀川の腕を岩倉千種に贈る(五〇五)
怪文書一例(五〇五) 善長寺門前立札(五〇六) 尊攘題目の力(五〇八)

年表並人物概覽

其一 年表 一一一〇

其二 人物概覽 一一三六

索引 一一一五

挿入繪圖

- 一 三條實美畫像……………卷頭
- 一 横井小楠畫像〔三〕松平春嶽と横井小楠……………一〇
- 一 山内豊信寫眞〔一四〕山内容堂……………六一

近世日本國民史 文久大勢一變下篇

蘇峰學人



第一章 横井小楠の活動

反動に對する大反動と空手形の始末

昭和八年一月十五日、大森山王草堂に於て、「近世日本國民史」第四十八冊、孝明天皇時代第十九冊、文久大勢一變下篇を書き始む。

文久年間の特徴

惟ふに文久年間は、安政末期に於ける井伊直弼執政時代の反動時代にして、凡有る意味に於て、井伊直弼及び其の一味の播きたる種子を、收穫するの時代で

第一章 一 反動に對する大反動と空手形の始末

一

あつた。愚痴を滾すではないが、若し阿部正弘の時勢順應の政策を、其儘順受して、之を紹成するに於ては、幕府の勢力を、或る程度に維持し得たかも知れなかつた。所謂る公武合體が、素直に實行せられつゝ、進むに際しては、假令討幕の意見は、世間に潜在するも、それが擡頭して、實行的勢力となるの機會は、容易に出で來らなかつたかも知れない。されば日本の爲めと云はず、單に徳川幕府の爲めを主として考慮しても、阿部正弘の政策は、時務に處する、最善と云はざる迄も、上善の策に相違なかつた。

反動の反

然るに井伊の逆轉政治は、一時阿部によりて失墜せられたる幕府の威權を、寸時取り返し、幕府專制の制度に、全く復舊したとは云はぬが、その方向に廻轉しつゝ、あつたに相違無かつたが、反動の反動は、更らに大反動となりて、遂ひに文久の朝權進捗、幕威減退の時代を打出するに至つた。若し歴史の長き眼を以て之を観察せば、井伊直弼が、一生懸命に守り立てたる將軍家茂をして、四苦八苦の窮境に陥らしむるの因を作りたる者も、亦井伊直弼其人と云はねばならぬ。

攘夷空手形の始末

若し井伊が反動政策さへ厲行しなかつたならば、更らに幕府を袋敲にせんとするが如き、意地悪しき政策が、いかでか天下に驩迎せらるゝことのある可きぞ。

井伊執政時代の遺物は、單に斯る反動に對する大反動の大勢の激成ばかりでなく、更らに重大なる攘夷の問題を、留殘せしめた。云はゞ井伊直弼は、攘夷の空手形を發行して、その儘消え失せた。さればその手形の仕拂は、誰が做す可きぞ。幕府は實に此の手形の始末に困却して、遂ひに最後には、困頓して、自から斃れねばならぬ窮地に陥つた。我等は必らずしも此の手形の發行人を、井伊直弼一人であるとは云はぬが、若し彼が真成の開國論者であつたならば、何故に開國の已む可からざる世界の、大勢と日本の現情とを、明々白々に至尊に言上しなかつたであらう乎。

攘夷空手形の約

彼は元來其の所信に勇往する男兒であつた。彼は朝廷が將軍の繼嗣として、賢明と年長との二資格を擧示あらせられたるに拘らず、其の一己の所信なる、將

軍の繼嗣は、血縁の近きを以て、第一と云はんより、寧ろ唯一の資格とす可しとの理由によりて、十三歳の少年である紀州慶福を擁立したる程の猛斷威決を事としつゝも、攘夷の一點に就ては、管だに正面から之を不是とせざるのみならず、幕府の代表者たる間部詮勝をして、七八個年乃至十年以内には、必らず攘夷の聖旨を奉行す可しとの旨を、奏上せしめたではない乎。

井伊の手
支拂責任

主上が一切の内政上の不便、不利、不快、不満を忍容し玉ひたるは、畢竟攘夷の大目的を達成せんが爲めの思召であつた。云ひ換ふれば、主上は一切の犠牲を、只だ攘夷の爲めに拂はせ玉うた。斯る次第であれば、主上が凡有る場合に於て、機會に於て、此の手形の仕拂を要求せられ、催告せらるゝは、當然の事と云はねばならぬ。若し井伊が不拂を覺期して、斯る手形を發行したとすれば、彼は實に不正直だ。若し井伊が仕拂を覺期して、斯る手形を發行したとすれば、不見識だ。何れにしても彼は、不明か横著かの二者其一に居らねばなるまい。

井伊の努
力不足

癸丑甲寅彼理提督の江戸灣に闖入の際には、兎も角も、安政條約締結の際、若し

くは其の以後に於ては、日本の國是は何れとも決定す可き時節が到來してゐる。餘人は兎も角も井伊ほどの男として、勅許を俟たずして、日米條約に調印する程の大膽あらば、何故に正々堂々、明々白々、我が開國の國是を誠心誠意主上に奏上し、縱令一死を賭するも、聖明をして、豁然貫通せしめ玉ふ可く、最善の努力を效さなかつた乎。

手形處分
役の當惑

文久年間に於ける、葛藤の一半は、井伊の反動に對する大反動であり、他の一半は、井伊の振り出したる不拂手形の處分であつた。而して特に意外であるのは、井伊から尤も排斥せられ、迫害せられたる越前春嶽と、一橋慶喜とが、此の手形の處分をせねばならぬ責任の位地に据ゑられたることであつた。彼等兩人は、宛も意地悪しき叔父が残したる大借金を、生前彼によりていぢめぬかれたる兩姪が、辨償す可き役目を引受くることとなつたと同様だ。其の當惑や固より同情に値ひする。

三 松平春嶽、一橋慶喜の聯合政治

井伊跡始
末者の皆無

幕府の立場は、寧ろ同情す可きものであつた。井伊大老の後には、誰も其の跡始末をするものが無かつた。安藤信睦は、寧ろ井伊と同穴の狐にして、井伊大狐なれば、彼は小狐であつたから、彼も亦た大反動の大勢に餘儀なくせられて、其の位地を去つた。久世廣周は、安藤ほど井伊大老とは關係は無かつた。同時に其の政策に對する責任も無かつた。而して更らに同時に、政治上に於ける經綸も、識見も、手腕も無かつた。要するに彼は一個の世故に練達したる老吏たるに過ぎなかつた。

幕閣人物
皆無

此の如くして幕閣には、此れと云ふ可き人物は一人も無かつた。水野忠精も其父忠邦ほどの人物では無かつた。板倉勝靜も、排難釋紛の腕前は無かつた。云はば幕閣には、太平の老中のみにて、一人も時代の要求する人物らしき人物は無かつた。斯る場合に出で來つたのが、政治總裁職の松平春嶽と、將軍後見職の一

松平春嶽
の地位

橋慶喜であつた。

一橋慶喜
の人望

此の兩人は、何れも幕府に於ける大門閥であつた。春嶽は田安家から、御家門越前家へ養子に赴き、越前國主として、少壯から賢明の聞え高き一人だ。阿部正弘とは親戚の間柄であり、水戸齊昭とは、師弟とも云ふ可き關係であり、島津齊彬とも、尤も親交あり、而して當時の賢大名山内豊信、伊達宗城など、何れも其の親友であつた。而して其の家臣には、橋本左内あり、幕臣中の録々たる川路聖謨、水野忠徳、岩瀬忠震、永井尙志、岡部長常など、何れも彼とは親密なる交際があつた。一橋慶喜に至りては、水戸齊昭の愛子にして、阿部正弘等の周旋にて、一橋家を繼ぎ、所謂正議派よりして、將軍の候補者に推し立てられたる程ありて、其の人並外れたる聰明の貴公子であつたことは勿論だ。流石の島津齊彬さへも、彼の賢明には感服し、此上は餘りに自から天狗にならぬ様にとの心配をしたる程であつたれば、彼が中外の心を得たるは、固より異しむに足らない。彼は多岐に涉りて藝能を有し、何れの方面に向つても可ならざるなきは、其父

慶喜の聰
明

齊昭に肖てゐるばかりでなく、其の常識の持主としては、寧ろ其父齊昭以上であつたかも知れない、されば其の少壯で世故の閱歷未だ甚だ淺かつたに拘らず、思慮も分別もありて、其父齊昭に盲從せず、種々其の過ぎたるを抑へ、足らざるを補ひ、其父に導かるゝよりも、却て其父のお守りをする程であつた。

慶喜の缺點

但だ諺に萬能ありて、一信足らずと云ふが、一橋慶喜にも、凡有る點に於て、申分なき程に具足してゐるに拘らず、何やら一點物足らぬところがある様だ。此の一點と云ふ一點が、大事件の中心人物となるには、尤も大切なる一點にして、具體的に其の例を擧ぐれば、水野忠邦や、井伊直弼に於て見るが如き一點、即ち斷斷乎として、其の一身を挺して、所信を貫徹すると云ふ一點が缺乏してゐた様だ。此の一點の缺陷が、一橋慶喜をして、大なる仕事を做す可き位地に在りながら、遂ひに之を積極的に做し得ざらしめたる所以であらうと觀察せらるゝ。

春嶽溫良に過ぐ

松平春嶽に至りては、寧ろ溫良の君子に幾き人物にて、賢を愛し、善を好み、一個人としても、當時の大名には、相當と云はんよりは、不相當に賢明であつたこと

は争はれない様だ。但だ彼には、島津齊彬の如き奸雄の資が無く、撥亂反正の大舞臺に於ける大立者たる氣魄と精力とは、到底彼に期待す可くも無かつた。然も彼が幕府の政治總裁職として、責任の位地に立ちたる際には、彼の股肱たり腹心たる橋本左内は、既に大老井伊直弼の爲めに、刑場の露と消え失せ去つた後であつた。

不完全の聯合政治

文久二年の下期から文久三年の上期にかけては、幕府は朝廷の御期待通りに、形式丈けは松平春嶽、一橋慶喜の聯立内閣と云はざるも、聯合政治であらねばならぬ様に開展したが、此の兩人は性格に於ても、其の爲人に於ても、必らずしも同一模型から打出したる者でなく、兩人共に我見に執著し、特に一橋慶喜は、執拗先生との綽名を取りたる程ありて、容易に其の意見を枉げず、されば彼等兩人の提携さへも、十分に行はれざるに加へて、其の日常の政治は、舊慣に仍りて、従前の仕來りを襲行せるのみであれば、文久の幕政改革が、松平定信の寛政度の改革や、水野忠邦の天保度の改革に比して、困難や障礙の多かつたことは

固より當然であつた。

【三】 松平春嶽と横井小楠

春嶽左右
人無し

松平春嶽は、幕府の總裁職として、誠心誠意、時局匡濟の爲めに、其の最善を竭さんとした。されど彼の左右には不幸にして、彼の志を參翊する程の人物が居無かつた。橋本左内を亡うたる彼は、戸田、藤田を亡うたる水戸齊昭程ではなかつたとしても、やゝ此れに類するものがあつた。橋本は固より不世出の奇才であつた。彼が春嶽の左右にあれば、單に彼一人のみならず、彼によりて天下の人才が、其の意見、議論、經綸を、貢輸する者が少くなかつた。然も彼逝いて以來は、自ら落寞たらざるを得なかつた。況んや岩瀬忠震とか、水野忠徳とか、或は凋落し、或は退竄し、自から進んで、春嶽に向つて、其の政見を提供する者、殆んど無きに

於てをやだ。

唯一人の
横井小楠

但だ頼ひにも此際に、春嶽の顧問となり、指導者となる一人があつた。それは肥後の横井平四郎であつた。彼は天保の末期江戸遊學中から、水戸の藤田東湖と相交はつた。彼は水戸派の長短得失に就て、能く熟知してゐた。彼は嘉永年度に於ては、赤熱なる攘夷論者であつたが、安政年度には、既に天地の條理に基き、自主的開國論の主唱者となつてゐた。此の變化の經過に就ては、宛も春嶽其人と同一道路を踏み來つたものと認めて差支あるまじ。

横井の開
國論

開國に關する思想の系統は、岩瀬忠震、橋本左内、長井雅樂、横井小楠(平四郎)何れも銘々の見識に據りて、必らずしも同一では無いが、其の消極的開國論で無く、積極的開國論である一點には、自から互ひに共鳴す可き點が無いでも無い。特に横井の開國論は、世界を打つて一丸となす底の開國論にて、其論太だ高く、其の眞意を了解する者、甚だ少れであつたばかりでなく、却て非常の誤解を招き、爲めに刺客の狙ふ所となつた。

春嶽小楠
關係の由
來

松平春嶽は、蚤とに横井小楠の天下の士であることを識認し、肥後熊本より、彼を福井に招聘したるは、安政五年彼が未だ井伊直弼から廢鋼の迫害を被らざる以前であつた。而して横井との干係は、嘉永二年越前藩士三寺三作の藩命を奉じて、眞儒を求め、四方に漫遊し、彼を熊本に訪うたるに始まり、嘉永四年には、横井は門生を率ゐて、上國漫遊の際、特に越前に滞在し、安政四年越前藩士村田氏壽、春嶽の命を奉じて、招聘の爲めに、特に熊本に來り、而して安政四年三月に至り、遂ひに意を決して、越前に赴いた。

小楠江戸
に赴く

爾來彼は肥後と越前の間を往來し、文久二年六月四たび越前に赴くの際、中途にて春嶽の爲めに江戸に招致せられた。此れは宛も春嶽が廢鋼より身を起して、新たに幕政に參預せんとする場合であつたから、其の相談相手たらしめんが爲めであつたことは、云ふ迄もあるまい。而して小楠の江戸に到着したるは、文久二年七月六日であつたことは、既記の通りだ。參照 文久大勢一變中篇小楠は本來熊本に於ける勤王家の仲間では無かつたが、其の同臭味の一人であつ

小楠に類
倒する者

た、宮部鼎藏、永島三平の諸士は、何れも小楠を先輩視したる者にして、吉田松陰の如きも、小楠に傾倒し、特に彼の來遊を請ひ、防長人士を啓發せんことを期したる程であつた。然も彼が安政年間、一變して開國論を唱うるに至り、熊本勤王黨との關係は、管だに疎隔するばかりでなく、彼を以て裏切者となし、彼を嫉視し、甚だしきは彼を殺さんとする者あるに至つた。

小楠の穩
健

然も彼は其の言論は超卓であつたが、其の實行は穩健であつた。彼は決して行ふ可からざる、行ふ能はざる事を以て、他に強ふるが如き冒險者では無かつた。彼の理想は天外にあつたが、その實行は地上を離れなかつた。されば彼は決して松平春嶽に向つても、非常の事を做して、天下の耳目を驚絶するが如き大施設を進言しなかつた。彼は只だ春嶽にもせよ、何人にもせよ、行ひ得可き事を勸告した。

【四】横井小楠の意見(一)

幕府刻下の問題

幕府刻下の問題は、現状を維持する乎、維持せぬ乎ではなく、寧ろ井伊の反動政治に對する再大反動の大勢を、如何なる程度に切り止むるかにあつた。而して其の指揮者として——何れも名義だけであつたにせよ——松平春嶽、一橋慶喜があつた。

小楠の意見

此の時に於て、横井小楠の意見は、

大將軍上洛、謝列世之無禮。

止諸侯參勤爲述職。

歸諸侯室家。

不限外藩普代、撰賢爲政官。

大開言路、與天下爲公共之政。

興海軍、強兵威。

斯く歴擧してゐる。而して小楠が、如何に其の所見を、演述したるか、は、中根雪江の「再夢紀事」が、能く之を敘記してゐる。

岡部横井會談

過日來招待にて、横井平四郎儀今日(文久二年八月廿七日)岡部駿河殿へ參邸、談論之大略如左。

岡部駿河は、即ち岡部長常にして、當時彼は外國奉行から大目付に轉じ、幕府の屬僚中、錚々たる一人であつた。

駿河殿、天下の形勢は如何。

小楠、實に危殆に相迫り候と相心得候。

(岡部問) 其子細は。

(横井答) 近年來幕府にて、様々の御不都合有之に付、人心更に服し不申、當春來九州地抔、已に騷亂之體にも相成候處、薩長等之一件も有之、幕府も御心被爲附、橋越(一橋慶喜、越前春嶽)御出世等にて、聊鎮定之姿候得共、決して眞治には無之、暫く動靜を伺居候迄之儀にて、追々御悔改之御政跡無之候は、又々

天下騷亂の兆

動亂に及ぶべきは、眼前之事に付、此節一度亂世に相成候へば、最早御挽回は、不相叶、乍恐御滅亡と相心得候。

此の御滅亡と云ふは、徳川家のことである。幕府のことである。

古今の先蹤

和漢古今の先蹤、亂世之内に、創業之君には、是非夫々之人材も有之、又非常の擧用も有之故、次第に強盛と相成候。又衰頽の世は、治平之弊習、門閥を重んじ候事故、人材も無之、擧用も格式有之、萎靡不振は素よりにて、種々の罪責を負ふ如くに成行候へば、自然滅亡之道理にて候。

此れは歴史的先例に據りて、説明したるもの。更らに一步を進めて、

中興の困難

一度亂れたるを中興の儀は、中々出來候事には無之、後漢の光武も、劉氏の血統迄にて、民間より起候て、創業も同然の義、唐の玄宗も一段失ひし天下、自身にては難取返、肅宗によつて恢復は致候得共、祖宗之唐代には復し難く相濟其他は治世より亂に入候を、治世の君にて取返し候先例は無之候得ば、當時逆も一度亂世に相成候へば、もはや御取戻しは難被成候得ば、唯今治世之内

に御心付られ、天下の人心に應じ候御政道有之候はゞ、又々太平をも御保ら可被成歟。夫逆も矢張創業の思召にて、非常果斷の御所置に無之而は、中々無覺束、儀と答らる。

横井の眞意

非常果斷とは、此れは舊例故慣に囚はれたる幕吏に對しての文句だ。大體から云へば、小楠の意見は、坐して言ふ可く、起つて行ふ可き底の範圍を出でない。彼は決して根柢から幕府を顛覆せんとするものではない。寧ろ徳川幕府を保存して之を時代に相應せしむ可く、追々と修繕せんとするに過ぎなかつた。

時勢挽回の策

(岡部問) さらば如何して、當時之處にて挽回すべきや。

(横井答) 幕府の御心得、當然之處、靜謐致候得ば、夫にて太平と思召候様之事にては、回復之期は無之、眞に危亂に相迫候事を、御會得有之、舊見を去つて、至誠の眞治を御求被成候思召與候へば、夫則興復之基にて候。唯今危亂の説を御聞被成、挽回之計を御求被成候處、則安んじがたきの誠意にて、其誠を推て、廣く治術を御探訪有之義、挽回之道に有之候、當時幕府の力を以、御恢復は難。

相適、天下の力を以、御挽回の外は無之候。

横井の意見は、今日の大勢挽回は、幕府の力では出来ない、天下の力を以てせねばならぬ、此れが其の第一要旨だ。

上洛先務

(岡部問) 天下の人心を治め、一致に歸するの事務に手を下す處如何。

(横井答) 御上洛先務なるべく候。

一切の問題は、先づ將軍の上洛に歸著する、此れが横井の意見だ。

【五】横井小楠の意見(二)

上洛の方

横井小楠と岡部長常との問答は、以下に續いてゐる。

(岡部) 御上洛は、迎も御出來難被、成儀と相心得らる由にて、種々難議故障を被、申出。

(横井) 夫は出來ぬ方の御見込にて可有之、寛永之度杯(三代將軍家光上洛)

は、異朝の封禪巡狩の類は、太平の餘光に候へば、當時に用ゆべき儀には無之、唯今の御上洛は、神祖(家康)の一ヶ年に兩度も御往來被爲、在候程之易簡質素の次第ならでは難、相適諸大名の風呂桶迄も爲持、旅行致候如き、榮耀の流弊候へば、御身を以て、御改正之端にも可相成儀、十分御輕便に可被爲、在は勿論候得共、又此節柄御警衛の爲に、御旗本の若殿原二三千も被召連候も可然哉、往來筋も老中の往來位の道普請にて可然候、右等之御趣向にて、御取調御出來に相成候へば、御打立之儀は、いつ何時にても御出來可被遊と被決候得ば、天下の人心も初而信服して、被仰出も御食言ならざる事を信じ可申候。

人心一新の方法

横井は將軍上洛もて、天下の人心を一新せんことを期した、旗本の若殿原二三千の警衛の如きも、此れを以て士氣を振作せんが爲めであつた、家康流の易簡、質素を、驕泰爛熟の當代に恢復せんとのもりであつた。

上洛必須論

扱御期限之義は、京都へ御伺も可然候、御指圖次第と相成候へば、一年延候而

も、少しも御貪著無之候、近年御不都合之被仰譯、御降嫁之御禮、御親睦の爲、何分御上洛と申事、唯今に而も御出來被成候様にさへ相成候へば、夫にて天下は落付申候、必しも唯今ならでは不相適と申には無之候、然るを一番に指支候御勘定の筋より抔、御調らべに相成候様にては、出來ぬ方の被成方にて、不被遊して難適と申御趣意は次と相成、被仰出候廉も難相立候は、天下の服せざる所以に候。

一旦上洛の旨を、天下に發表しつつ、今更ら費途の出所など、調査して、徒らに其の行ふこと能はざる様に仕向くるは、天下の人心を失ふ所以だ、此れが横井の上洛に關する意見だ。

(岡部問) 此條は如何にも敬服に候、其次は何事なるべき。

(横井答) 諸侯の困弊を釋き、妻子を國へ歸し、海軍を被興候はゞ、兵力を強くすべき事に候。

(岡部問) 諸侯の參勤を弛め候義は、是迄も評議有之候得ども、未だ事情を得

諸侯富強の方策

ず候、如何之振合に相成べき物か。

松平春嶽なども、參勤交代の舊制變革に就ては、嘉永年度から意見があつた程なれば、此れは決して新らしき説でも、珍らしき論でもない、但だ今日に處する上に於て、此の意見の切要が識認せらるゝ。

參勤を述る職に代へるの策

(横井答) 參勤を被止候ては、重ねての參勤六ヶ敷可相成候へば、述職に被代、百日計も在府、日々登城、國政向等申談候様相成候はゞ、公邊御趣意も貫通可致、右に付ては、妻室も國住居御免に相成可申、且又無益之戍兵は、解免可然候、後日から見れば如上の意見は、殊更ら驚異に値ひする程ではないが、然も當時に於ては、一朝にして幕府制度の重なる要目を、根本的に變更することなれば、決して容易の業ではなかつた。

海軍の必要

(岡部問) 海軍は中々失費難繼候。

(横井) 是は幕府御一手にて、相適ひ可申様にも無之、諸侯と合體にて可被興義、當時海軍にあらずしては、絶海孤島の日本國、歩兵を以、擁護出來可申譯

は無之、士人も船に乗候へば、心細く、覺悟を不極しては不相成事故、自ら士心を振ひ、外國に往來して、見聞を廣め候はゞ、強兵是より先きなるは無之候。海軍興隆は、横井の尤も卓識だ。

一般交易論

(岡部問) 交易之道は如何。

(横井答) 是も諸侯と組合、外國へ渡海致候はゞ、公平に其道開らせ可申、幕府に私有之候ては、難被行次第なり、摠て金銀銅鐵等も、官禁を被廢、坐株を被停、勝手次第に堀出候事に相成候はゞ、諸侯も各力を盡し堀出候て、海軍の備等は、不足有間敷候と被答。

要するに横井の開國交易は勿論、松平春嶽や、一橋慶喜も、同論であつた。然るに江戸側では、此の如く積極的開國論に傾きつゝ、あるに際し、京都側では、依然としてと云はんよりは、寧ろ倍舊の熱と力とを以て、攘夷説を強調し來る。兩者の合體も、決して容易の業ではなかつた。

〔六〕 横井小楠の意見幕閣を動かす

横井の同化力

横井小楠は、意見の所持者として卓越したるばかりでなく、その意見を他に注入する手段に於て、更らに卓越してゐた。彼は如何なる面倒なる、且つ手強き、時としては豫じめ敵意を持つ相手に向つても、其の意見を理會せしめ、同意せしめ、感服せしむるの伎倆を持つてゐた。是を以て彼の幕政改革意見は、殆んど幕府の要人間を風靡するの趣きがあつた。乃ち將軍後見一橋慶喜の如きは、本來容易に他に感服せざる漢であつたが、未だ直接彼を見ざるに、既に彼を幕府の奥詰——顧問——に登庸せんとするの意を漏らした。慶喜が八月二十七日附春嶽に與へたる書翰に、

幕府要人の小楠傾倒

今朝駿河(大目付岡部駿河守)事、平四郎(横井)に面會、段々晰承候處、一一尤之事にて、深く感心致候由にて、於御用部屋一同承り、何れも同意に御座候。とあり、更らに、

和泉(水野忠精)、周防(板倉勝勝)周防は別而申聞候には、右平四郎事、右邊へ被召出、御改革之御相談被遊候は、實に天下之御爲メ、無此上と、兩人も強て申聞候故、越中(御側御用取次大久保忠寛)駿河へ申聞候處、兩人共大悦之様子有之候。此の如く兩閣老も、兩要人も、何れも横井の意見に傾倒し、横井登庸に唱和した。於越中(大久保忠寛)申聞候は、被召出候御役名如何可致哉、又高杯は如何程にて可然哉、杯及評議候處、素より非常出格之事故、如何程にても可然、名目は奥詰と被仰付、御前(將軍)へも罷出、御用部屋(内閣)は勿論時々罷出候様相成様に致候、素より先規に不拘様可致趣意に、大意相決候得共、尊慮如何可被爲在哉奉伺候。

とある。固より横井自身之を謝絶したから、其事は遂ひに行はれなかつたが、之を見ても如何に横井が當時の幕府要人間に聲望の大であつたか、察せらるる。

横井登庸の
横井感服

如何に横井が其の舌鋒もて、幕府の大小吏僚を動したるかは、左の一例が之を

語つて餘りある。

閏八月朔日、横井平四郎、板倉閣老に謁す。此時板倉殿今日は互に書生中の心得を以て、談話すべしとありて、煙具を出され、殊の外打融けたる待遇なりしとぞ。斯て對話の概略は、板倉殿、方今天下の大勢已に危殆に迫りたれば、創業の心得ならずは、到底挽回しがたしとの高論は、過日駿河(岡部長常)より委しく承はり、感服せり。されば今日は、其危殆に迫れる實況を承はりたしとありし故、横井京攝以西の事情は云々なるに、此地に出で見聞すれば云々の事情あり。東西の事情大に懸隔し、いづれも容易ならざる形状なりと申し、かば、板倉殿一々了解せられし體なりし。

とある。尙ほ生麥事件に就て、板倉が苦衷を吐露したるに對し、横井が逐一之に向つて、苟も條理を踐み行ふに於ては、自餘の取越苦勞は無用なりと開示したから、板倉殿大に開悟せられ、只今の高説にて、胸懷始て豁然たりと申されたところある。而して、此日の對談は、夕七時半頃(午後五時)より、夜五時半時(午後九時)に及

び、板倉殿の用人、山田安五郎も同席なりしとぞ」とある。山田は所謂の方谷先生にて、當時専ら板倉閣老の懐刀であつた。
尙ほ閏八月十一日には、

幕閣横井
に同意

此日横井平四郎、板倉閣老の許にいたる。岡部、淺野（伊賀守氏祐）の兩大監察も同席にて種々事務の討論に及ばれしが、到底大樹公上洛せられずては、公武の御合體望むべからず、開鎖の國是も定まらざるべければ、是非御上洛ありて然るべし。又此度の御上洛は、神祖（家尊）開國の頃、一年間に兩三度も上洛ありし振合に倣らひ、専ら太平の文飾を省かるべし。一には國帑の經費を減じ、二には質素易簡を天下に示し、三には旗下の諸士をして、太平の迷夢を醒覺せしむるの便益あるべしとの議に、一同御同意ありて、來年（文久三年）二月朔日御發途あるべしとまで内決せられしとぞ。

此の如く横井の意見は、幕議を動かすばかりでなく、幕議を一決せしむるに至つた。

慶喜横井
を推稱

十二日、横井平四郎、一橋殿の許にいたる。例の岡部、淺野同席なり。横井時務の意見及び大樹公御上洛の必要を陳述せしに、一橋殿、一々嘉納せられ、退出の際、已後度々來邸する様にと申されしとぞ。

尙ほ一橋慶喜は、松平春嶽に向つて、横井を左の如く推稱してゐる。

此日（文久二年閏八月十三日）營中に於て、一橋殿昨夜横井平四郎に對面せしに、非常の人傑にて、甚感服せり。談話中至難と覺ゆる事柄に尾鬣を附て問ひ試むるに、聊滯滞する處なく返答せしが、いづれも拙者共の思へる所よりは、數層立登りたる意見なりし云々と評せられたりとぞ。

斯る次第であれば、横井の意見が、嘉納實行せられ來つたのも、決して不思議ではあるまい。

第二章 松平容保京都守護職となる

【七】 會津藩の京都進出

會津の藩風 文久二年の下半期に於て、看過す可からざるは、會津藩が守護職として、京都に進出したると、土佐藩の政局に於ける擡頭だ。先づ會津藩の進出に就て、説き出さんに、會津藩は藩祖保科正之——二代將軍秀忠の庶子——よりして、公武合體の本家本元と云ふ可き家柄であつた。正之は山崎闇齋を賓師として、尊皇敬神の志篤く、幕府に對する忠節は勿論であるが、朝廷に對して、亦た格段の崇敬を表し、一藩を擧げて、剛健、質實の俗を養成し、其の遺風は幕府の末期に及んだ。現藩主松平容保は、尾張の支藩高須藩主松平義建の第六子にして、會桑二藩と稱せられたる桑名藩主松平定敬は、義建の第七子、即ち容保の次弟だ。尙ほ宗藩を嗣ぎ、尾張國主となりたる慶恕、後に慶勝、慶恕を嗣ぎ、後に一橋家を嗣ぎたる

茂徳(後に玄同)及び濱田藩主松平武成は、何れも會桑兩藩の兄である、此の如く彼等の兄弟は、何れも維新の歴史には、相應の役目を働らくこととなつてゐるが、其中にも尤も著明であつたは、尾張國主徳川慶勝と、會津藩主松平容保とを擧げねばなるまい、

井伊水戸不和の原

元來井伊家は、其の封を江州彦根に享けて以來、京都の保護を、其の任務の一としてゐた、然るに外交問題の發生以來、水戸齊昭が、頻りに京畿の防備の不完全なるを痛論し、水戸藩にて此事に任せんと志望を漏らしたる結果が、恐らくは井伊直弼をして、水戸に對し、不快の念を懷かしむるに至りたる、一の動機となつたであらうと察せらるゝ、

守護職制定の急要

然も主上にも井伊家の防備にては御安心あらせられず、殊に萬延元年三月三日井伊直弼の横死以後は、猶更らのことにて、京師の防備は、刻下の急須なる問題となつて來た、加之京都には諸浪士入り込み、隨分血腥さ仕業も出で來り、愈よ其の安寧秩序を維持するに、武裝的實力を必要とする場合となつて來たか

會津就任の理由

ら、守護職の制定は、一日も忽にす可からざる事となつた、折しも島津久光が大兵を率ゐて上京したから、朝廷にては薩藩をして、此任に當らしめんと、の思召が無いでも無かつたが、それには薩藩と相對の地位を占むる長藩では固より擇ばず、さりとて、幕府に於ても、之を薩の一手に任ずるは、尤も危険としたる所にして、斯くて幕府とは切つても切れない關係ある會津が、其撰に中りたるは、當然過ぎる程當然であつた、尙ほ越前も、其の候補者であつたらうが、藩主春嶽は、政事總裁職として、幕政の樞機に膺りたれば、猶更ら會津に其籤は中らねばならぬ仕合となつて來た、

跡所司代の評議

今中根雪江の「再夢紀事」に據れば、七月二十七日(文久二年)の項に、若州(所司代酒井忠義)跡所司代之儀は、先日より之御難評にて、會津と申儀も有之候得共、御普代之勤場所故、藩論不滿之趣に付、伯州(松平伯耆守宗秀)へ被命處、是亦故障有之、赴任にも難及、此節輩下へ諸藩士浮浪輩嘯集、不穩折柄、一通之普代衆にては、鎮撫も行届申問敷、門閥と云ひ、兵力も有之、會津之外は

有間布に付、新たに京都守護職を被命、御警衛向一切擔當と申事に相成候はば、君臣共に満足も可致との御決評に相成、右之趣公(春嶽)御退出より會邸へ御入にて(原注、會侯近來御所勞にて不動也)會侯及重役へも御相談に可被及、御談之處、御退出薄暮に相成に付、今日は不被爲入しなり。

此の如く當初は松平容保を、所司代との評議もあつた様だが、宛も春嶽を大老との評議同様、何れも其の資格に相副はずとして、春嶽を改めて總裁に任じたる如く、容保にも京都守護職を任命せんとの評定となり、その爲め春嶽親しく容保を訪問せんとしたが、大城より退出晚れた爲めに果さなかつたと云ふことだ。此れによりて見ても、政事總裁職が、徳川幕府創始以來の新名である如く、京都守護職も亦た同様であつた。

資格の都
合上守護
職となる

〔八〕 春嶽の徳通容保の決心

春嶽と會
藩老中と
の會見

七月廿八日(文久二年)には、會津藩家老を、松平春嶽が招見して、守護職一件に就て、垂示する所があつた。其の要領は、左の如し。

今日(七月廿八日)會邸へ可被爲入之處、御所勞に付、會藩家老共御呼出之處、今八時過(午後二時)家老横山主税參上に付、於御病床御逢有之、京都守護職被命度御評議之趣、御内談之處、主税申上候趣は、近年總州御警衛被命、兵事打續、勝手向大疲弊に及び、且京都守護と申時は、二百里の遠程、遠響應援之便宜に事を闕き、慥に職分可相立見詰付兼候得ば、會侯如何可被及、御請哉之趣申上。此の如く會津家老横山主税は、主として經費困難の理由もて、斷りに及んだ。

中根横山
會見

退坐之上控所にて、雪江より淵底承胤候處、申出候は、即刻之御請は唯今申上候通之事候得共、先達ても御沙汰有之事故、其節藩中同志の申合見候處にては、京攝之間にて、土地を以、御手當被成下候は、農兵にても取建候而は如何

と申事も有之候得共、是は多欲之事故、難申出趣に付、其段即刻申上候處(春嶽)不避嫌疑、存分申達候様との御沙汰に付、(春嶽よりして)、其旨(主税)申聞、猶引取主人へも申聞一藩内評も可仕趣にて引取。

以上は春嶽の懐刀中根雪江と、横山主税との對面の次第だ。中根は横山に就て、全税六十有餘之老躰にて、執權之老職之由、忠實堅固の人物にて、持重甚だし、と記してゐる。されど上記によりて見れば、會津藩では、當初から絶対に謝絶する程の意志は無かつた様に思はるゝ。云ひ換ふれば、條件次第では、引受けないこともない心底と察せられた。

會津意向

八月八日御登城有之、追々京都之事情切迫に相聞に付(原注、去月下旬より天誅と唱へ、九條殿諸大夫島田左兵衛大尉を始として、暗殺鼻首等之暴行頻繁なり)橋公(一橋慶喜)へ御談の上、何分會侯御請之運びに相成候様、公より御勸誘可被成との御決評にて、御退出より會邸へ御出向、侯へ御對面にて、段々之御運び御諭告有之、横山主税、用人堀七太夫も其席へ被召出、御嚴重之御説得と相成承



容保承服

服之上、明日以書附可申上段、及御請候由。此れにて見れば、春嶽は更らに親しく會津藩邸に出掛、容保及び其の主なる重役とも會見の上、漸く納得せしむるに至つた。

春嶽の容保勸告書

然も春嶽は會見に先ち、八月七日附にて、左の書翰を送つてゐる。
一 翰啓上候、兎角秋蒸去兼候所、先以公方様益御機嫌克被爲入候條、可易御心候。彌御清榮珍重に存候、倍又貴恙如何被爲在候哉、日々關情之次第、何分御攝養之上、一日も早く御登營奉希候。

當時容保は時疫に罹りて引入中であつた。

且又御家老横山主税呼出申聞候儀、如何御聞取被下候哉、而方今京師之方、頻りに風説も相聞え、不穩之様子、殊に薩州屋敷も(原注、御出動之上、委細可申上候)何時暴發之患も難料、其上傳奏より三郎高官位任敍之儀も申越、刑部殿(慶喜)始め、一同深く此節憂痛至極に御座候。夫に付いても京師御手薄にては、何分難相成、是非御受不被成候ては、公武御合體に至り兼可申と奉存候、當今(原注、

此二三日右之仕合故、何卒々々一旦御受けにさへ相成り候へば、其上の御内願筋等は、小生盡力申、是非々々御都合相成候様取計申度奉存候。就任の條件等は春嶽自から引き受くるとのことだ。

將軍配慮

昨今如此之儀故、一旦の御受けは、速かに被成下度、一重に以て奉懇願候。則今日も被爲召(將軍より)候て、御尋も被爲在、上(將軍)にも殊の外の御心配に御座候。

將軍も亦た頻りに容保の就職を希望してゐる。

尊奉筋の好都合

私(春嶽)御役前に取候ても、早々御出勤之上、一旦御受けに相成候へば、大原(勅使大原重徳)への申譯も相立、第一御尊奉筋に取り、最上之御都合に御座候。機會不可失、速に御英斷被成下候様奉願候。

急速返答要求

御尊奉筋とは、朝廷を尊奉するとの譯合だ。

御國元の御都合も可被爲在候得共、夫迄相待候ては、則足下の御受遲滞に及候ては、上(將軍)の御尊奉筋に關係致し、不容易儀、右之處御汲察可被下候、早々

主税(横山)始へ御談、御返答可被下候。先右用事而已、早々不備。

此の如く將軍の爲にも、此際速に承諾せよと勸誘し、更らに同書の再伸には、左の如く切言してゐる。

會津家格を強調切言

尙々時下御自愛奉、專念候、土津公(藩祖保科正之)以來の御家柄と申、旁今之艱難を御亮察被下、只今御受到に相成り候へば、將軍家被爲重京師之信義も相立ち、私共に於ても、難有奉存候、激切之儀申上候は、甚恐入候へ共、公方様御いと敷、姑息之様に候得共、御心配の御様子見上げ候へば、落涙之外無之奉存候。台徳院様の御血脈之公方様、土津様御末胤之貴兄に候得ば、御情に置候は、御同様と奉存候。徳川氏信不信の相立ち、公武御合體之有無は、貴兄受斷不斷にあり。小生泣て申上候も、方今台徳院様、土津公被爲在候は、必ず御受到に相成可申と奉存候。末世には候得共、御同情と奉存候。以上。

此の一文を受取りては、容保も到底引受けたい譯には參るまい。而して松平春嶽は、更らに同日左の一翰を與へた。

更に春嶽の勸告狀

又一翰謹啓仕候、兎角蒸熱に御座候處、彌御安清珍重奉存候。然ば今朝申上候儀、如何御聞取被下候哉。何分關心之次第、日日京師之事に付ては、一同焦慮罷在候。今日も御前將軍のへ罷出候處、段々之御尋も有之、御受御待兼被遊候御様子に被爲在候。夫に付今夕退出より登館仕、御病床へ罷出、御談判致し度候。早々。

而して前記の如く、八月八日春嶽は親しく松平容保を訪問して、其の決答を得たる次第であつた。

會津守護職決定

- 一、會津侯京都守護職にて、近々御登り御在京之由、御國空虛に相成候故、御家中議論紛々之由相聞え申候。(中略)
- 一、會津侯、追ては彦根侯と國替にも相成可申哉と風唱御座候事。
- 一、會津侯、此度守護職被仰付候儀は、都て春嶽様御取計ひにて、一杯被爲食候と申風唱御座候事。

一、會津侯右職被仰付候節、御家老御近臣は不_レ及_レ申、一書生たり共御相談相成、何れも同意之上御受相成候由、尤此度は御大任之事故、衆論を選擇、御所置罷成候様子に相見得申候事。

一、會津藩は、兼て殺氣盛之所に御座候得ば、上京之上は、薩長等と拮抗仕、戰爭等引出し不_レ申候哉、實に不安心之事なりとて、世間風唱に御座候事。(官武通紀)

【九】 松平容保の意見書 (一)

會津家臣の評議

松平容保は、到底京都守護職の責を辭することは出来ない次第を自覺し、愈よ之を引き受くる決心をしたが、折しも國許から家老西郷頼母、田中土佐は、急行出府し、容保に謁して、之を諫めた。容保は江戸家老横山主税、留守居堀七太夫等を召し、西郷等と評定せしめたが、彼等も容保の決心の尋常ならざるを見て、此

命職正式拜

上は君臣相俱に、京都を以て死地と定め、守護の任に當る可しと評定した。斯くて文久二年閏八月朔日、松平容保は、將軍の召によりて登城し、京都守護職に補し、且正四位に陞せ、役料五萬石を賜はる旨命あり、次に老中より上京の費用として、金三萬兩を貸與せられた。而して長岡城主牧野備前守忠恭は所司代に、寄合永井主水正尙志は京都町奉行に、而して高家中條中務大輔信禮は、京都詰として守護職を補佐す可く、それぞれ任命せらるゝこととなつた。

會津家臣の上京

斯くて松平容保は、先づ家老田中土佐(玄清)、公用人野村左兵衛(直臣)、小室金吾(富節)、外島機兵衛(義直)等及び柴太一郎、大庭恭平(機)、柿澤勇記(重臣)、宗像直太郎(靖共)等を京都に遣はし、事情を伺察せしめた。當時京都では會津藩の何たるを知らず、其の標札を見て、くわいづ藩とは、何國の大名である乎と問ふ者があつたと云ふ程にて(京都守護職始末)、斯る環境の内に乗り込んで、守護職の任務を果たさんことは、決して尋常一様の業ではなかつた。

書保意見

松平容保は、京都の實情を偵察せしめたる結果、叡慮は専ら攘夷に存し、此の間

題を解決せざる上は、公武の一和も期し難く、公武一和無くして、京都守護職の任務が果し得らる可き譯でなく、乃ち如上の意味合よりして、左の意見書を幕府に上つた。

不肖の私、重き御政事に預り、殊に京都守護職被仰付、冥加至極、難有仕合に奉存候。依之萬分の一も、御國恩に奉報度、日夜苦心候得共、淺識寡聞之至、爲差見込も無御坐、恐入奉存候得共、此節柄と申、當職罷在候間、鄙見之程、不憚忌諱、奉申上候。

此れからが、其の意見を吐露するのだ、別に卓見でも、新見でもないが、但だ當座如何にして凌ぎをつくるかとの方便だ。

京都の實狀

方今之形勢、外夷之跳梁、日々甚敷、勿體なくも上は奉惱叡慮、下は人民不居合に成行、深く心配仕、家來共へ申付、内外の衆議をも爲聞取、且京師へも遣し、彼地の様子爲伺候處、主上に於ては、鎖國攘夷御確定被遊隨、而京中には勿論、關西の列侯、諸浪士迄も、開國の説相唱候者は、頃日無之程に承り候。

此れが間違なき京都方面の實情だ。此の觀察は何人が見ても、決して異存のないところだ。

夷人待遇に對する反動

右之通り夷人を嫌ひ候人情に候處、於公邊は益夷人を御丁寧に御取扱の御都合より、人氣騒々敷種々變亂出來仕候儀と被察候。

主上逆鱗

朝廷の旨意と、幕府の措置とは、全く正反對だ。
畢竟戊午(安政五年)年、御奏聞もなく、調印濟を始攝泉開港御差許、御府内在留、御殿山造館等、皆以て主上の御本意に不被爲、在、御逆鱗も被爲、在、總容の不居合と相成、殺害等も有之譯と愚察仕候。

幕府の誦許權謀

以上は幕府の主上の聖意に相ひ反する措置に付て云ふ。
且先年堀田備中守、間部下總守等を始、京都へ被遣候處、品々御行違之儀も有之哉にて、當時に至り候ては、恐多も關東にては、誦詐權謀を以て、京都を御取扱被遊候とて、追々御信用も御薄く被爲、成、外藩等へ御依頼被遊と奉存候。
誦詐權謀、此の四字は、幕吏が朝廷に對し奉りての、日常の行事と云ふも不可な

き程であつた。

役人不取計

將軍様には素より御別意決而被爲、在候儀には無御坐候へ共、全く御役人方之不取計より事起り、公武之御間、御一和なき様相響、誠以恐入候儀、歎敷次第に奉存候。

此れは幕吏の不取計より、公武一和を妨げ、折角將軍の誠意も、相ひ達せざる勢を馴致するに至りたる次第を直言したのだ。

京都守護職役知下賜

文久二年閏八月八日

松平肥後守

今度京都守護職在京被仰付候に付、守護職中御役知五萬石被下。場所之儀は追而可相達候。且又在京被仰付候に付而は、彼是入費も不尠儀ニ付、出格之思召を以、金三萬兩拜借被仰付之。
右於奥相濟

〔續徳川實紀〕

1101 松平容保の意見書(二)

君臣一致の要

此上御殿山夷館出來、御府内(江戸)へ常住致し、諸港御開に相成候はゞ、御逆鱗は不及申、列藩之動搖に相成、皇國總容之居合必至と不宣、如何様之異變出來候も難計候間、何れにも叡慮に應じ、人情に相叶、御國體も相立、君臣御一致之御處置肝要と奉存候、長崎、箱館、横濱之儀は、是迄之通り被据置、御殿山夷館攝泉開港、御府内留住、遊歩之事等、御英斷御拒絶被遊度候。

此れが建白の一大眼目だ、惟ふに當時の幕府は、斯る意見を、此際幕府と親類關係ある、會津から持ち出されては、頗る當惑したるに相違あるまい、けれども會津が斯る思ひ切りたる建白をしたるも、要は京都に於ける鎖攘論の濃厚なる雰圍氣に刺戟せられたる結果と云はねばなるまい。

中止善後の處置

尤是迄致不取計候諸役人は、所當被仰付、彼も諸雜費掛り候分は償ひ被遊候御趣意を以、委敷論解致し候はゞ、可宜奉存候。

三港据置論

此れは中止に付ての善後の措置

然に前文の通主上専ら鎖國を被思召候處へ、三港差置候と申にては、叡慮に戻り候様に候へ共、長崎は昔年よりの開港場なり、下田開港の儀は、主上にも無御餘儀御開入に相成、且は字内の形勢、熟考仕候處、海外萬國日々開け、往來互市致し、各爭權利時勢に相成、皇國のみ鎖國孤立と申すにては、彼の事情を知て、其長所を取に由なく、攻守之道も充分難屈、既に是迄往來互市致候へば、社、大艦巨砲も出來、海軍の御備も相立、武備充實之助と相成候儀、顯然に御坐候間、三港は其儘被据置、條約制度改正致し、萬一も我制度を破り、無禮不敬之儀有之候節は、直様御打拂に相成候はゞ、即攘夷之御主意に相叶、奉安叡慮、人心も居合可申奉存候。

此れは三港丈けは先づ据置く可しとの理由

京都と同意見

是迄は夷人不禮、驕慢日々に相募り候得共、更に御構無之、御國人而已御取締嚴敷様、世上へは相取れ、全く御役人方之姑息苟安にして、死を恐るゝ所より

斯夷人之跋扈を増長爲致候と心得居、相見申候、仍而此度委曲諭解致し候にも、實に決戦の御覺悟被遊度候。

此れにて見れば會津の議論は、寧ろ攘夷が本來の面目であつたかの如くに思はるゝ云はゞ對外意見では、寧ろ京都と頗る一致する點が多かつた様に察せらるゝ。

對外應接機宜の要

尤應接之儀は、御國是稔と被爲立候上に、可然者へ全權御委任被仰付候はゞ、機に臨み變に隨ひ、如何體にも處置之道可有御坐、是則公武御一和之所係にして、皇國盛衰之界、天下治亂之分れ目に相成可申、至極御大切之御場合と奉存候。

此れは對外應接に、其人を得て機宜を制せしめよとの意見。

攘夷の要

私事守護職被仰付罷登候に付而は、御尊崇之御趣意相違不申候半では不相成、依而は深く思召被爲込候攘夷之叡慮、御遵奉被遊候儀、專要と奉存候。

前説を一層明白に切言す。

衆議の要

然處開鎖之儀は、至極重大之事件に御坐候間、來春御上洛迄に、内外大小名之存寄、銘々御直にも御聞取被遊、逐一御奏聞之上、至當之處へ御決定被遊、奉存候。

會藩決意

此れは衆議に徴して、國是を定めよと云ふこと。
左無御坐候ては、自然守護之任も立兼候儀と奉存、晝夜苦心仕、家來共迄見込相尋、決心仕候儀に御坐候。若し御許容無御坐候而は、不容易此度之大任可相勤見詰更に無御坐候間、御詫にても申上外無御坐候と、深く奉恐懼候。右申上候存意之次第、篤と御賢察、御英斷被爲在候様、偏に奉願候。
此の如く随分思ひ切りたる言葉もて、其の意見を提出した。

外人應接の要

但本文御英斷被遊候上は、應接方至極御大切に御坐候間、可然人物身柄に不拘、格別に御登庸、全權御委任被遊、不得已事件共眞實に令諭解、至極誠實に御處置御坐候はゞ、點夷も承服可仕奉存候。

一 彌以右愚意御採用被下候はゞ、先日被仰出候武備充實之儀、標準無御坐

候ては、昇平偷安之情、決戦之覺悟無之、御趣意貫徹仕候儀難計候間、此度叡慮
遵奉三港之外拒絶に付而は、如何なる異變も難計候間、先日被仰聞置候武備
充實之儀は、則右等の爲に候條、猶又御沙汰爲在候は、御改革之御趣意も著
敷相立、御國威更張可仕儀と奉存候以上。

建白採納
の理由

此の三港以外拒絶、決戦の用意など、全く攘夷家の口吻に紛れなき建白は、當時
の幕府有司には、極めて不向であつたに相違あるまい。されど京都の事情と云
ひ、將た京都守護職としては、他に適任者なき場合と云ひ、幕府でも背に腹は代
へられぬ次第なれば、此の建白は先づ採納せらるゝこととなつたものと察せ
らる。されど幕府の眞意は、決して此の精神とは同一では無かつた。

【二】 意見書の効果

幕府の無
決心

松平容保の意見書は、云はゞ温和なる鎖攘論だ、即ち横濱、長崎、箱館の三港は、從
前通りにして、自餘は一切鎖して、外人は近くる勿れと云ふ意見だ、幕府は此の
意見を採納したと稱するも、固よりその通りに實行する程の用意もなければ、
決心もなかつた。されば此の意見書は、幕府に關する限りに於ては、殆んど空言
に過ぎなかつた。即ち此の意見書の爲めに、何等幕府を左右する程の力もなく、
影響も無かつた。

會藩の朝
廷接近

然も却て意外の邊に、其の効果を齎らし來つた。それは此の意見書の爲めに、會
津藩をして朝廷に接近せしめたることだ。其の顛末は、左の通りだ。

會臣柴の
三條氏會
見

此時朝廷には、攘夷の斷行に急にして、更に三條中納言實美卿、姉小路左中將
公知朝臣を勅使として東下せしめ、これを督促せられんとす。是より先柴太
一郎江戸を發せんとするや、出羽上の山の人、金子與三郎に面せしに、金子柴
に謂て云く、伊勢に山田大路親彦(御炊火)と云ふものあり、憂國の士なり、今
子先づ山田大路に面し、之に計らば、上國の形勢を詳かにし得るのみならず、

勅使待遇
改善問題

子が任務を盡くすに於て、頗る便宜を得んと、柴之を然りとし、江戸より伊勢に至り、山田大路に面し、其紹介によりて、松阪の人世古格太郎に面す。世古は松阪の富豪にして、轉法輪家(三條家)の信用を得、同家に入出入する事數年なり。柴其紹介により野村直臣(左兵衛)と共に實美卿に謁せしに、卿東下の事を告げて、從來幕府に於て、勅使待遇の禮頗る簡傲に過ぎ、近來漸更正する所ありと云ふも、先に大原重徳卿東下せしに、未だ全く故態を改めずといふ。こたび予東下に於て、幕府禮遇備はらざるあらば、これ争はざるを得ず。然る時は幕府の失體これより甚しきはなく、亦以て人心の向背に關せん。今幸に卿が主中將顯職に補し、専ら敬上の意を體すと聞く。卿等中將に此意を致し、暫く上京の期を緩らし、予の東下を待ち、勅使待遇の禮を更正して、幕府敬上の典を明かにすべし。中將にして、此事をなす、蓋し難きに非るべし。中將上京遅延の上奏、其他朝廷に係る事々に於ては、予亦中將のため、一臂の勞をとるべし。是れ亦予に於て、難しとせざる所なりと、これによりて直臣、太一郎と相前後し

容保依囑
を果す

て東下す、(京都守護職始末)。

此の如く松平容保は、其の家臣をして、京都の事情を偵察せしむ可く、入京せしむるに際し、其の家臣の或者は伊勢に立寄り、松阪なる世古格太郎の紹介にて、三條實美に接近するの便宜を得、而して當時再度(初度は大原)の勅使として、三條、姉小路兩人の東下に先ち、三條より幕府の勅使禮遇に就て、豫じめ警告する所あり、松平容保をして、姑らく上京の期を緩め、その事に周旋せしめんとした。此事に於ては容保は能く其の依囑を果たした。そは他の機會に語るであらう。

天皇會藩
建白嘉納

これより我藩士(會津藩士)轉法輪家(三條家)に時々出入して、諸事を談ずる事となれり。一日太一郎(柴)先に我公(容保)幕府に呈せし三港外閉鎖の建議書を、實美卿の覽に供す。後數日、卿太一郎を召し、汝が主の建白書を、乙夜の瀏覽に供せしに、從來攘夷を論ずるもの、過激に涉らざれば、因循に失し、一も適實の議を聞かず。此議蓋し中正、直ちに採りて實行すべきなりと、詔らせ給ひ、御手許に留め置かれたり。此議密に汝に語り置くと、我公(容保)が聖明の信任を得

容保信任
の一因

られしは、此建白書より始まると云ふ。直臣等東下して、實美卿の旨を啓するや、公大に之を然りとし、即ち幕府に建議して、悉く舊格を改正す。(同上)
此れによりて見れば、松平容保の意見書は、其の相手たる幕府には、左程の利き目無かつたが、却て意外にも、朝廷には利き目があつた。乃ち松平容保が守護職として、至尊の信任を忝くしたる、唯一でなきまでも、第一の原因は、此の意見書が、至尊の御覽に入りたるに基すと云ふは、恐らくは事實の真相を得たる觀察に庶いものと推定せらるゝ、世事觀じ來れば、往々にして斯る事が少くない。

第三章 土佐藩の勤王論擡頭

〔III〕 土佐の進出

諸藩情狀

薩と長とは、既に中央の舞臺に頭首を擡げ來つた。此れに次いで來るものは土佐であつた。日本全國の國持大名には、加賀や、仙臺や、其他にも其の石高に於ては、土佐以上のものが少くなかつた。されど彼等は未だ眠つてゐた。固より地方的には多少の活動を始めたものもあらう。されどそれは尙ほ地方的に止つた。但だ肥前は、雄藩の一でもあり、特に其の藩主齊正(後に直正、剛叟)は、明主の譽高く、水戸齊昭、島津齊彬、松平春嶽、山内容堂、伊達宗城等と並び稱せられたるが、然も彼は一藩の力を養ひ、風雲の會を竣つに専念し、敢て風雲を起す事業には、一切頓著しなかつた。即ち彼は中央舞臺に如何なる出來事あるも、飽迄其の渦中に捲き込まれざらんことを期し、只管一藩の文武を奨め、富強の實を擧ぐるに

肥前内に
力を養ふ

努力した。此れを以て肥前は蚤に時勢に眼醒め、且つ相應の力を擁しつゝ、尤も
晩出であつた。然も之に反して、土佐は嶋を負ふの虎ではなく、奔馬の如く、競場
に飛び出し來つた。

土藩運動
の眞の力

何れの藩にても、其の運動は、上士よりも中士、中士よりも下士から始つた。二百
幾十年、封建世襲の世の中に於ては、天下の智勇辯力が、富貴、驕泰の門に集らず
して、儉素、貧賤の家に出で來る可きは當然であつた。此れは若干の例外を除け
ば、薩長を首として、何れの藩も同様であつたが、特にそれが較著であつたのは、
土佐であつた。土佐は長曾我部氏の故地だ。その時代から一領具足と稱する土
著の郷士があつた。

一領具足

田に耕作するとも、槍の柄に草鞋兵糧をくゝりつけ、スハと云はゞ、鎌鍬を投
げ棄て走りゆく、鎧一領にて、著替の料もなく、馬一疋にて馭替もなく、自身走
り廻るゆゑに、一領具足と名けたり。鐵砲、太刀、打を訓練し、死生知らずの野武
士也、〔長曾我部盛衰記〕

郷士の増
加

然るに山内氏は、遠州掛川城主からして、關ヶ原役の大功により、土佐に移封せ
らるゝことゝなつたが、彼等は何れも一揆を起し、之に抵抗した。山内氏は極力
之を鎮壓し、最初は酷刑峻罰に、後には未墾の土地を與へ、之を開墾せしむるが
如き懷柔策を施したが、然も郷士の一團は最後まで、城下の士とは區別せられ、
且つ其株の賣買を許したから、富豪の農商、若しくは其の子弟にして、郷士たる
もの、少からず。此の如くして郷士の團體は、愈よ其數を増加し來つた。此れが土
佐に於て——各藩に於ける同一傾向を——殊更らに偏重せしめ來つた所以
だ。

武市半平
太

然も維新回天の事業に就て、率先奔走したる郷士の働らきが、殊に目立つたの
は、其の首魁に、武市半平太あつた爲めと云はねばならぬ。武市は實に郷士の一
人にして、従つて彼を中心として、興起したる者は、何れも概して郷士たる可き
は當然であつた。即ち薩長の聯合から、將軍政權返上の大芝居を打つ、其の作者
と云はずんば、其の舞臺監督とも云ふ可き坂本龍馬、中岡慎太郎の如き、亦た郷

士の出身であつた。

士佐人個人の働き

若し運動は郷士に始まりても、それがやがて一藩の全力を傾けて、其事に當るを得たらんには、土佐の運動は、恐らく更らに目覺ましきものが出て來つたかも知れない。然も此の點に於ては、不幸にして、土佐は薩摩にも、長州にも及ばなかつた。固より薩摩でも寺田屋事件あり、西郷の遠島あり、未だ必らずしも始終藩論が一致し、藩の全力を擧げ得たとは云はない。長州の如きは、吉田松陰一派と、周布長井の一派と、當初から意見を殊にし、開國航海論から攘夷即行に廻轉し、やがては對幕恭順派と、非恭順派の葛藤を生じ、頗る痛切なる内輪喧嘩をした。然も最後には藩の全力を擧げて、事に當ることが出來たが、土佐はそれが出來なかつた。従つて土佐の働らきは、藩としての働らきよりも、寧ろ土佐人士の働らきが、目覺ましかつた。而して其の目覺ましき個人的働らきの主動者は、實に武市半平太其人であつた。

【三】 土佐に於ける勤王と佐幕

勤王佐幕兩派軋轢

何れの國にも、上士と下士との間には懸隔があつたが、土佐は他に比して、一層それが甚だしかつた。その理由は前掲の通りだ（參照 一二）。即ち第一は郷士の勢力が、他に比して強大であり、第二は従つて山内氏が之を退治し、之を壓迫するに他に比して猛烈であつた爲めだ。然るに更らに何れの地方にも、佐幕と勤王との軋轢が存在したが、それは土佐に於ては、特に甚だしかる可き特殊の原因があつた。それは土佐は一方から云へば、佐幕感情の發育所であり、他方から見れば、勤王思想の苗圃であつたからだ。

土佐の佐幕気分

山内氏は遠州掛川の一城主から、關ヶ原役後、徳川家康の爲めに、土佐の國主に封せられた。此れは如何にも異數であつた。されば山内氏は外様であつたが、徳川幕府に對しては、譜代と云はんよりは、寧ろ譜代以上の感恩の念を湛へたのは、人情の常と云はねばならぬ。而して此の一念は、徳川幕府の瓦解まで消失し

なかつた。乃ち薩長の如き、關ヶ原以來の遺恨を、徳川幕府に挿み、二百幾十年之を把持し、之を潜在せしめ、而して機を見て之を發揮せしめんとしたるものに比して、其の立場を同じくせざるは、決して異しむに足らない。されば三百諸侯中にて、尤も賢明の大名と稱せられたる山内豊信にせよ、亦た海南第一の人材であつた吉田東洋にせよ、此の佐幕習氣を、全く蟬脱し能はなかつたのは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

土佐勤王
の原泉

此の如く一方には、佐幕者たる可き特殊の事情に支配せらるゝ土佐は、他方に於ては、勤王たる可き特殊の事情が存在した。それは土佐は所謂南學の搖籃地である。南村梅軒が中國から土佐に流寓し、程朱の學を講じ、弘岡城主の吉良宣經、その從弟宣義等に、王霸の別を訓へたる戰國時代は、言はずもがな。降つて徳川初期に於て、野中兼山、小倉三省、山崎闇齋の徒輩出し、特に山崎闇齋は、京都に於て、國體思想、尊皇精神の豫言者となり、其の門下には醇勤王家淺見綱齋を出すに至つた。而して闇齋の門人であり、同時に綱齋の門人であつた谷重遠、秦

勤王思想
の宣傳

山に至りて、更らに一層の濃厚なる勤王思想の宣傳者を見出した。

南村梅軒や、山崎闇齋は、土佐人ではなかつた。されど彼等は土佐に於て、直接間接に其の種子を蒔き付けた。而して谷の著述「保建大記打聞」の如き、「神代卷鹽土傳」の如き、「中臣祓鹽土傳」の如き、何れも天下に流布し、就中「保建大記打聞」に至りては、世の勤王思想、國體精神を長養したるもの、決して尋常ではなかつた。

皇國的自
覺心の發
揮

此の如く佐幕感情が、上流の土佐藩士に扶植せらるゝからには、郷士の中に勤王思想が、胚胎す可きは、是亦た寧ろ當然と云はんよりは、當然過ぎると云はねばならぬ。乃ち鹿持雅澄が「萬葉古義」の名著を作り、皇國的自覺の精神を發揮したるが如き、偶然ではない。而して海南勤王黨の魁、武市半平太を生じたるも、亦た決して偶然であるまい。

兩派軋
の激甚

固より除外例はある。されど概説すれば、土佐に於ては何れの藩でも、殆んど同様ではあるが、上士は佐幕、下士は勤王であり、而して本來上士と下士との懸隔が、それだけ甚だしい。丈、將た佐幕思想も、勤王思想も、特殊の事情の下に、長養せ

勤王黨の
脱藩

られたる丈、其の軋轢の甚だしかつたことは、固より想像する迄もあるまい。されば何れの藩でも、勤王黨中には、概ね脱藩したる者が少くなかつた。然も薩長の如きは其の一部分、若しくは一少部分に過ぎなかつたに反し、土佐に至りては、勤王黨の殆んど全部と稱して差支なき程、脱藩し、然らざれば何れも其藩に於て、それぞれ所刑せられた。何れの藩でも、勤王黨の運動には、荆棘があつた。されど土佐に於ては、寧ろ鐵條網が張られた。他藩に於ては、勤王、佐幕の軋轢は、未だ必ずしも淡泊と云ふ可きではなかつたが、然も土佐程深刻では無かつた。土佐に於て深刻であつたのは、一は土佐人士の特質の爲めとも解釋せらるゝが、それよりも勤王にも、佐幕にも、土佐獨特の事情あつた爲めと解釋するが、寧ろ適當であらう。

【一四】 山内容堂

土佐の兩
人

土佐の進出に就て、先づ擧げねばならぬ二個の人物がある。一は山内豊信——容堂、他は武市半平太——瑞山である。容堂は土佐の國主であり、武市は土佐の下級の士である。彼等は其の位置からすれば、正さに兩極の端に立つてゐる。然も土佐の進出に就ては、兩人の働らきが尤も著名である。而して其の孰れが尤も効果的であつたかは、容易に判定し難い。

養子の人
物

徳川末期に於て、大名中の錚々者は、何れも養子だ。例せば阿部正弘、堀田正睦、井伊直弼の如き、何れも庶子にして、其兄の跡目を、若しくは兄に代りて相續したるものだ。大立者である水戸齊昭の如きも亦た其の一人だ。伊達宗城、尾張慶恕、松平容保、松平春嶽など、亦た同様他家より入りたる養子だ。乃ち山内豊信の如きも養子の一人だ。

豊信の山
内家相續

彼は山内家十代豊策の子、豊著の子だ。豊著は別に家を作して南邸と稱した。其

の長兄豊興が十一代、仲兄の豊資が十二代、而して豊資の子豊熙、豊惇が相接して死したから、豊信は南邸より入りて、山内家十五代の主となつた。然も豊熙が二十一歳にして、嘉永元年七月脚氣にて死し、豊惇亦た其の十二月に同病にて死したから、其喪を秘し、彼を南邸より迎へて相續せしめ、種々のからくりをして、漸く山内家を其儘維持することが出来た。されば此の凶事は、山内家に取りては、不慮の災難であつたが、豊信に取りては、不慮の仕合せとなつたのだ。

豊信の儀

彼は身の丈五尺五六寸、色飽まで白く、容儀端麗、眼中に異彩があつた。彼が嘉永二年正月相續し、四月歸國に際し、常例の駕籠を用ひず、馬上颯爽として高知城に入るや、馬は増鏡乗手は君よ、光り輝く御姿をと、城下の子女をして、歌はしめた。當時十二代の豊資、即ち豊信の伯父は、景翁と號し、尙ほ健在であつた。彼は豊信に取りては、固より苦手であつたに相違ない。

山内家と三條家の關係

豊資の妹は、三條實萬の夫人にして、豊熙の未亡人智鏡院は、島津齊彬の妹である。而して豊信も亦た實萬の女——其實は烏丸家の女——を娶り、豊信の妹は、

豊信と島津氏の關係

三條家の嗣子公睦(實美の兄)に嫁したれば、三條家とは重縁であり、島津家とは親縁であつた。その爲めに彼は島津齊彬とも、少からず交渉がありて、其の誘掖を受けたことは少くなかつた。彼は固より齊彬には、一目を措いてゐた。

余の島津氏に於ける所謂る知己なる者の如し。天資沈毅にして、量は江海の如く、而して閩境望を屬す。一旦事あらば、則ち士鋭く馬騰る。中原の鹿、其手に死するも、未だ知る可らざる也。(大崎健藏の九州に遊ぶを送るの序)

とは、彼が自ら人に告げたるもの、以て其の傾倒の殷きを知る可く、而して豊信と兄弟爾汝の深交ありしは、實に松平慶永であつた。

豊信と慶永の關係

彼等は性格に於ても、趣味に於ても、殆んど相ひ反した。然も却て其の相ひ、反したる點に於て、一致を見出した。越前は固より幕府の家門の筆頭なれば、徳川氏とは切つても切れない深い縁がある。此の意味に於て、土佐は外様ではあるが、徳川氏の舊恩を荷ふこと、尤も深厚であり、自から聲氣相ひ通ずる所があつた。乃ち慶永の懐刀橋本左内が、安政戊午の春、京都に於て、活躍したるも、畢竟豊信

が彼を三條實萬に紹介したるが、其の手引の重なる一つであつたことは、既記の通りだ。

豊信隠退

彼が將軍繼嗣問題に就て、島津齊彬、松平慶永と、同一の態度に出でたるは、當然のことだ。而してその爲めに井伊直弼に排斥せられ、彼の同志にして友人たる宇和島藩主伊達宗城が、安政五年十一月に、幕府の内論にて隠居したるに次ぎ、彼も亦た同じく安政五年十二月隠居を申請し、翌六年二月家督を十二代豊資の三子豊範に譲り、自から容堂と稱し、鮫洲に閑居した。然るに同年十月安政大獄の終結と同時に、

其方儀家督中、堂上方へ不容易事共申通候趣、相聞え候。京家へ通路の儀は、猥に致間敷筈之處、右體之次第、不憚公儀致方に付、屹度も可被仰付筈之處、當時隠居の身分に付、御宥恕を以て、慎可罷在旨被仰付候以上。

豊信の氣概

此の如く彼は隠居に拘らず、更らに慎みを申付けられた。彼や才氣煥發、豪放自恣、眼中人無く、簡傲にして一世を睥睨するの概あつた。然

も意は勤王に存し、情は佐幕に傾き、其の藩士の勤王佐幕の葛藤の渦中にありて、頗る自から困んだに相違あるまじ。

【一五】 山内容堂と吉田東洋

吉田東洋の抜擢

山内容堂を語るに際して、見逃す可からざるは吉田元吉——東洋だ。東洋の先は長曾我部氏の舊臣にて、其家は馬廻格だ。元吉は佃儻にして大志あり、學を好んだが、尋常章句の徒たるを屑とせず、經世實用の學を修め、嶄然頭角を現はし、その爲め群謗を排して、豊信の爲めに抜擢せられた。

一度失脚再度抜擢

然るに偶々江戸に於て、山内家と親縁ある幕府交代寄合衆松下嘉兵衛(三千石)が、安政元年六月十日の夜、土佐藩鍛冶橋邸に來り、酒宴の席上、酩酊の餘、東洋の前に來つて、其頭を撫でたから、東洋は其の無禮を瞋り、さんざんに打ち懲らし

た。其咎によりて、東洋は國元に追ひ下され、格祿を取り上げられ、長濱に蟄居した。彼は塾を開き、徒を集め、讀書講學以て悶々の情を遣つた。然るに時局は追々と切迫し、時艱にして偉人を思ふの際、容堂は遂ひに志を決して、再び東洋を廢所より起さしめ、彼を參政に拔擢したるは、實に安政五年正月十七日、東洋が四十三歳の時であつた。

東洋の志

東洋の志は、先づ土佐をして、富強の藩たらしむるにありて、殆んど其の全力を此に致した。而して彼は其の藩主豊信が、松平慶永等と將軍繼嗣問題に深入するを、心私かに危み、容堂の左右に向つては、頗る警戒する所あつたが、騎虎の勢遂ひに如何ともす可からず、此に於て彼は容堂の親友、宇和島城主伊達宗城の養父にして、且つ井伊と親善なる伊達宗紀——春山に託し、井伊大老に向つて、釋明の運動を爲したるも、伊達宗城さへ隱居せねばならぬ始末なれば、其の甲斐もなかつた。

容堂を諫む

此に於て安政五年十一月彼は出府して、親しく容堂に謁見し、左の如き諫言を

上つた。

將軍繼嗣問題として、世系中の人材を推薦登用するはさることながら、幕府方の申分としては、此れは水戸老公の陰謀であると申すことだ。それは扱措き、吾君には水戸の尻馬に乗りて、彼是御周旋は宜しからず。土佐の一國二十四萬石は、藩祖一豊公以來の御領所にて、吾君御一人の勝手に處分し玉ふ可きものではない。剩さへ御當家は、徳川家より、藩祖以來格別の恩顧を蒙り、譜代に準せらるゝ御家柄なれば、幕府の過は過として之を匡救し、飽迄徳川氏を護持せらる可きものである。〔吉田東洋〕

容堂諫を納る

當時其の親友松平慶永は、七月に於て水戸齊昭其他と、既に讎を被りて、屏居となり、今更ら如何ともし難き情態なれば、兎も角も卿の思ふ様に謀らへと、一々其の言を納れた。而して其の翌朝容堂は、左の一詩を東洋に與へた。

人間何事如生死。

別後相逢情更深。

話舊不知宵過半。

一燈風雪五年心。

彼等君臣は相見ざる實に五年であつた。惟ふに吉田との再會見は、容堂をして、佐幕の側に、一層の色揚げをなさしめたであらう。爾來文久二年四月八日、東洋が四十七歳にして、武市半平太の徒に暗殺せらるゝまで、土佐の藩政は、殆んど東洋の一手もて左右せらるゝこととなつた。

吉田の佐幕論

東洋は固より天下の士であつた。決して四國の田舎武士ではなかつた。其の東洋を以て號とするも、其志の小ならざるを示したものだ(吉田東洋)。彼は佐幕的開國論者にして、云はゞ長藩の長井雅樂と、恐らくは其の意見に於ては、大差無かつたであらう。但だ長井は本來幕府に宿怨ある長州藩士であり、吉田は幕府に舊恩ある土佐藩士であつた爲め、長井は寧ろ勤王を濃厚に加味したる佐幕であり、吉田は却て單純の佐幕であつたらしく思はる。但だ彼が盲從的、因襲的の佐幕論者でなかつたことは、固より云ふ迄もない。而して若し萬一幕府の利害と、土藩の利害とが、一致せざる場合に於ては、恐らくは彼は土藩の爲めには、幕府をも犠牲とするを意としなかつたであらうと察せらる。

申韓刑名者流

要するに吉田は申韓刑名者流の學者にして、直ちに其學を實行したる者であつた。然も人才としては、海南第一と云ふも、敢て過當ではなかつた。

【一六】 武市瑞山

瑞山と東洋

若し英偉なる人物が、兩人出で來り、それが意氣相ひ投合すれば、それに優したることはない。若し不幸にして意氣投合せざるに於ては、殆んど必らず衝突は免れない。土佐に於ける吉田東洋と武市瑞山とがそれであつた。

土佐郷士の實力

武市は郷士の出身だ。郷士は必らずしも貧士ではない。富商、豪農が株を買うて郷士となる者も少くなかつた。而して郷士中にて百石以上のものは、毎年城下に於ける正月十一日の馬乗初式に、上士と同じく甲冑騎馬にて、本町を乗り下る榮を得た。従つて土佐の郷士は、上士と對抗す可き幾許の勢力を有してゐた。

瑞山の親族縁者

武市は實に土佐郷士勤王黨の魁であつた。彼の祖父正久半平は吏才に富み、白札格に進み、長岡郡仁井田村に五十石以上の田地を所有した。父は正恒半右衛門、頗る能書家であつた。其妹菊子は、土佐に於ける國學者にして、萬葉古義の大著を作したる鹿持藤太雅澄に嫁した。瑞山は九歳の時、高知の城下に出で、伯母夫の勝賀瀬小八郎の家に寄寓し、讀書、習字、擊劍等を、それぞれ其師に就て學んだ。瑞山は幼名を鹿衛、元服して半平太と稱した。而して其の武市家の通稱なる正字を捨て、奈良朝時代を偲ぶ小楯と命名したのは、叔父鹿持雅澄の復古精神に、負ふ所あつた爲めであらう。瑞山と號したるは、其家が吹井山の麓にあり、初め吹山と號し、それより一轉したるものと云ふ。

瑞山の畫才

瑞山は日夜劍道に出精し、且つ繪畫を好み、徳弘董齋の門に入り、南畫の山水を學び、尤も墨竹に長じた。彼が如何に畫才に饒であつたかは、其の彩色の美人畫の如き、到底武市其人の作として、信じ難き程の尤品がある。風雲の心、兒女の情、

瑞山の容姿

彼は其の洒揮に於て、兩ながら之を得たるもの、様だ。

瑞山の劍道

彼は身長六尺の偉丈夫、鼻秀で、顎長く、眼に異彩があつた。其顔は蒼白にして、喜怒色に見はれず、其の音吐高朗にして、一言人の肺腑に徹した。彼は其の容貌風采からして、人の長たる可き資格が具備せられた。彼は一刀流の千頭傳四郎に劍を學び、千頭の死後は、嘉永三年麻田勘七に就き學び、麻田より直ちに初傳を得て、高知の自宅に道場を開き、やがて中傳を得、安政元年には皆傳を得、劍客としての武市の名は、高知の間に轟いた。而して彼が江戸に出でて、桃井道場に學ぶを得たのは、安政三年の秋であつた。

監察役場の褒賞

斯くて彼は安政四年の秋には、祖母の病の爲めに、餘儀なく歸國し、爾來土佐に於て、専ら劍道の指南に努力し、安政五年戊午四月四日には、左の如く監察役場から、褒賞を受けた。

前略、此節弟子共凡百餘人も有之、且他弟子等も拾貳人稽古所へ致出席處、自他之差別なく、懇に相導候趣相聞、奇特之至、仍之達御聽、一生之中、格段貳人扶

持被下置候。

と、實は其師麻田が彼を上士即ち留守居組に推薦したるも、當時格式の面倒に妨げられて、漸く二人扶持を賜はることとなつた。

九州漫遊

彼の同志の坂本龍馬、島本審次郎等は、上國に於て、勤王諸士と交遊したが、彼は依然、一劍客として、高知に雌伏し、萬延元年、井伊大老櫻田變後、七月九州漫遊の途に上つた。而して歸途日向より伊豫に渡り、宿毛を経て還つた。斯くて翌年彼は藩廳に向つて、九州諸藩は、薩藩を除き、予既に視察したれば、更らに探索の命を奉ずる必要なしと鬨言したるを見れば、彼が九州の政況に就て、得る所ありたるを知る可しだ。然も當時彼は純然たる劍客として往來したれば、誰も彼の何人たるを知るものは無かつた。

江戸入府

斯くて文久元年、當時藩廳より砲術修行の命を受け、江戸なる勝麟太郎の門に學んだる郷士大石彌太郎より、武市に向け、東上を促がし來つた。武市も今は心私かに決する所ありて、文久元年四月高知を發し、東海道諸城下を歴遊し、六月

天下の士
となる

江戸鍛冶橋藩邸に入つた。而して幾もなく、水戸の志士岩間金平に、更らに前年立川の關を叩きたる水戸人住谷寅之助、酒泉彦太郎等と交り、又た長藩の志士久坂玄瑞と相見るの機縁を得た。

而して彼は久坂よりして、其師吉田松陰の人となりを聽き、其の肖像に自から題したる贊詩を聞き、之を手寫し、頗る感激する所ありと云へば、彼は松陰に對しては、幽明を隔つる知己と云ふも、不可なからむ。而して彼と久坂とは、一見舊知の如く、遂ひに神交を結ぶに至つた。斯くて武市は久坂によりて、薩藩の志士樺山三圓に會見し、此の如くして武市は一劍客よりして、忽ち天下の志士となつた。

武市小橋の人物

小橋幼より武藝を好み、江戸に遊び、劍客千葉周作の門に入り、其技大に進む。且四方の士に交るを以て、廣く時世の事に通じ、頗りに心を勤王に傾けたり。當時高知藩に

勤王の議を唱ふるもの少なかりしが、小楯の歸りしより後進子弟靡然として響の如くに應じ、又同時に坂本龍馬ありて出たり。是故に同藩士氣益々振作せり。小楯深沈寡黙頗る風裁に富み、舉止人を服せしむるに足る。長州の久坂玄瑞一見して腹心を委して刎頸の交りをなし、陸州の田中某始めて小楯を見、退て人に語りて曰、我藩此の如き人物なし、只共に比すべきものは大島の流れ人大島三左衛門のみ。三左衛門は即ち西郷隆盛也。其人の爲めに敬慕せらるゝこと半ね此類也。小楯初め學問せざれば、日に一丁字なかりしが、後自ら講究せし所あり、書史に涉り詩を賦し、併せて畫を作るに至る。

〔水戸藩士酒泉直滯京日記〕

【一七】 武市瑞山の歸國

同志と誓書を作る

武市瑞山は、江都に於て、水戸、長、薩其他の諸有志と交遊し、特に長の久坂玄瑞と

は、肝膽相照らす間柄となり、茲に在府の池内藏太、河野萬壽彌等と與に、愈よ其の決心を固め、左の誓書を作り、逐次同志の姓名を署し、血判せしめた。

盟 白

堂々たる神州戎狄の辱しめをうけ、古より傳はれる大和魂も、今は既に絶えなんと、帝は深く嘆き玉ふ。しかれども久しく治れる御代の、因循委惰といふ俗に習ひて、獨りも此心を振ひ舉て皇國の禍を攘ふ人なし。かしこくも我が老公(山内容堂)夙に此事を憂ひ玉ひて、有司の人々に言ひ争ひ玉へども、却てその爲めに罪を得玉ひぬ。斯く有難き御心におはしますを、など此罪には落入玉ひぬ。君辱かしめを受くる時は臣死すと。況てや皇國の今にも枉を左にせんを他にや見るべき。彼の大和魂を奮ひ起し、異姓兄弟の結びをなし、一點の私意を挟まず、相謀りて、國家興復の萬一に裨補せんとす。錦旗若し一とたび揚らば、團結して、水火をも踏むと、爰に神明に誓ひ、上は帝の大御心をやすめ奉り、我が老公の御志を繼ぎ、下は萬民の患をも拂はんとす。左れば此中

に私もて、何にかくに争ふものあらば、神の怒り罪し給ふをもまたで、人々寄つどひて、腹かき切らせんと、おのれおのれが名を書きしるし、おさめ置ぬ。

文久元年辛酉八月

武市半平太小橋

以下 連署

尙ほ老公の志とあるは、山内豊信(容堂)が、曾て三條實萬に致せし密旨中に、豊信は一朝事有り、錦旗翻るの日は、列藩親藩を不問、其不臣者討之、國力を盡して王事に勤めん、是れ平常の赤心、萬々御疑念なき事とあるを意味するものと知らる。

瑞山歸國

却説在江戸の志士中には、和宮御降嫁に際し、之を途中に要して、京都に返し奉り、同時に安藤閣老を刺殺せんと議生じたが、武市は此際寧ろ各自歸國し、其の藩論を一定し、其の藩主を奉じて、闕下に赴き、正々堂々幕府奏聞の言質に基き、攘夷の實效を挙げしむるに若かずとの意見を提出し、衆議之に同じた。然も

久坂は熱心に武市を江戸に在留せしめ、偕に國事に奔走せんと欲したが、武市は斷然袂を振うて、必らず藩論を一定し、その志を貫徹せしめんと決心を示したれば、久坂も今は詮方なく、武市の畫竹に、左の一首を題して別を敘した。

挺立山巖竹數竿。

故人心事畫中看。

男兒再會期難得。

唯喜清風襲座寒。

此の如く武市は固より決死の覺期をもて歸國した。

東洋を訪ふ

彼は歸國後同志を糾合し、愈よ藩廳に向つて、一再ならず、其の意見を開陳した。當時の藩主山内豊範は、即今元服したばかりの十六歳の少年なれば、固より相手にならず、而して藩の俗吏も固より相手にならず、彼の目指すは參政吉田元吉——東洋であつた。彼は遂ひに東洋を私宅に訪うて、其の意見を開陳した。

東洋と正面衝突

武市は明年——文久二年——薩長二藩主が、愈よ出京、王事に勤めんとし、天下の志士皆な會同して、攘夷の實行に取り掛らんとするに就ては、土佐に於ても、同様の覺期ありたき旨を告げたが、吉田は山内家は、毛利、島津諸家とは、徳川氏

に對する關係に於て、全く其趣きを殊にする所以を語り、且つ若し薩長に其の決心あらば、公然兩藩より使者を差越す可きであるに、今に其の沙汰なきは、是れ浪人共が、針小棒大に申し觸す爲めであらうと、却て武市に向つて兩藩の探索を命じたが、武市は今更ら探索の必要なしとて、之を拒絶し、茲に愈よ武市一派の勤王攘夷黨と、吉田東洋を主とする佐幕開國黨との正面衝突を來たすに至つた。

吉田を倒さんとす

惟ふに吉田は先づ土佐一國をして、富强ならしめんと、其の全力を傾倒しつゝ、ある際なれば、今更ら攘夷論や、勤王論もて、一藩を孤注となすが如きは、彼の尤も好まざる所であつた。然も武市一派から見れば、土佐の勤王運動を阻止する奸賊は、吉田であると断定し、此の如くして遂ひに我彼を斃さずんば、彼我を斃さんとする、即ち兩立し難き勢を來たした。

〔一八〕 武市一派と吉田東洋の對立

東洋權勢増大

吉田東洋は萬延元年の冬再び出府し、文久元年の春を迎へ、容堂に謁した。容堂は國許の儀は、偏に先生に頼み入ると自から著する羽織を脱して與へた。而して彼は高知藩の衛戍地である、大阪住吉陣營の落成工事を視察し、三月歸國した。彼が歸國以來、その權勢は一層重大となつた。

守舊派の憤慨

彼は文武館を經營して、大いに文武を奨勵し、人物淘汰の意をほのめかしたから、その爲め門閥子弟多き守舊派は、皆な切齒した。彼は海南政典を編纂せしめたが、その中には從來例なき家老格なる新制を加へた。土佐では家老でなければ執政となることは出來ず、その爲め吉田彼自身の如きも、參政が行き詰りであつた。されば新たに家老格を設けたのは、彼自からそれに任じ、執政たらんとした下た心であらうと、連枝、門閥の人々は猜して、私かに吉田の野心の測る可からざるを嘆つた。

瑞山守舊
派一致

斯る情態であれば、武市瑞山が率ゐたる下士の勤王黨と、門閥、連枝、其他の守舊派、及び上士の極めて少數なる勤王派と、期せずして、對吉田東洋に於て、一致したるは、自然の數と云はねばならぬ。

東洋瑞山
獻言をき
かず

武市瑞山は、何時頃よりして、吉田東洋を刺殺せしむ可き決心をなしたか分明ではないが、文久二年の春、坂下門事件の報が高知に達したる間もなく、武市は吉田を訪問して、時勢の切迫なるを告げ、承れば、舊臘以來、品川御殿（容堂の燕息所）普請の爲め、御山の材木を伐り出し、江戸へ廻送の由であるが、寧ろ大阪にて賣却し、軍備に充てられた方が時勢の急に應ずる所以であらうと獻言したが、吉田は少しも之に應じなかつた。

武市久坂
の連絡

彼は其の同志山本喜三之進、大石圓藏の兩人を萩に遣はし、當時歸國中の久坂等と會見せしめ、更らに久坂より報告を受け取り、大いに決する所あつた。久坂が文久元年十二月二十一日附にて、武市に與へたる書中に、

尊藩御事も、二君より承候處、何共御苦心之段奉察候、敝邑も委靡至極にて、二

久坂の密
書

君御來遊之思、召通にも相叶不申、面目も無之次第御座候、僕等一兩輩友人共申様は、諸侯頼むに足らず、俗吏依るに足らずと存じ候、之を頼み、之に依る様にては、逆も天下に裨益する事は相叶まじく、此節者仕方無之様に存候也。

と、而して武市は更らに文久二年正月上旬、坂本龍馬に久坂宛の手書を託して、長藩に遊ばしめたが、久坂は更らに坂本に託して、左の密書を武市に與へた。

其後者如何被爲、在候や、此内者山本、大石君御來訪被下候處、爲何風景も無之、御氣毒千萬奉存候、最早御歸國ならんと御察仕候、此度坂本君御出游被爲、在、無腹臟、御談合仕候事、委曲御聞取奉願候、竟に諸侯不足、侍、公卿不足、侍、草莽志士糾合、義舉の外には、逆も策無之事と、私共同志中申合居候事に御座候、乍失敬、尊藩も弊藩も滅亡しても、大義なれば苦しからず、兩藩共に存し候とも、恐多くも皇統綿々、萬乗の君の御叡慮相貫不申而者、神州に衣食する甲斐は無之歟と、友人共申居候事に御座候、就而は坂本君へ御申談候事ども、篤く御熟考可被下候、尤も沈密を尊ぶは申迄も無之候、樺山（薩人樺山三圓）よりも此内

書狀來る、彼藩も大に振申候よし、友人(堀眞五郎)を一兩日内遣す積に御座候、様子次第尊藩へも差出可申と存申候、何も坂本様より御承知ならんと存候、亂筆推讀是祈、敬白。

正月(文久二年)念一

時氣御自保、申も疎に御座候、

日下 誠

武市 先生

武市の決意

此の一書が、如何なる刺戟を武市に與へたるかは、想像する迄もなし、武市は如何にしても、其の初一念たる、一藩を擧げて、勤王、攘夷の大義に邁進せんことを期し、然も其の目的を達成せんとするに、最大の障礙物は、一個の吉田東洋であることを見出したに、相違あるまい、然らば則ち此の吉田東洋を如何にす可き乎、説服せん乎、彼は剛愎の士である、退去せしめん乎、彼は君寵を得て、國政を専らにしつゝ、ある議論でも其效なく、法制でも其力なく、到底平和手段にては、術

の施す可きものは無かつたさりとて吉田東洋を、此儘にして措いては、武市等の志望を達する日は、永遠に是れ無かつた、百計盡きての一計は、最早彼を殺すの外はなかつた。

【一九】 吉田東洋の死機迫る

吉村等の脱藩

武市瑞山は、飽迄一藩の力を擧げて、中原の運動を爲すにあつた、されど其の同志の士の中には、それ程の辛抱が出来かねて、脱藩したる者があつた、彼等は九州に於ける有志の運動に心を動かされた、島津久光は、大兵を率ゐて上京せんとし、平野二郎は、清河八郎、眞木和泉守と、此間に舉義の事を謀り、越後の本間精一郎は、土佐を訪問して、時機の切迫を告げた、而して吉村寅太郎の如きは、九州漫遊中、平野に出會し、直ちに之に加盟し、文久二年二月二十七日、歸來先づ武市

を訪うて、其事を告げ、與に借にせんことを勧めたが、武市は之に應せず、茲に於て吉村は其の同志宮地宜藏に告げ、脱藩を決した。而して坂本龍馬も亦た三月朔日高知に歸著し、久坂と謀る所を、武市に告げ、京阪の形勢を語つた。

坂本の脱藩

斯くて吉村、宮地は三月二日出發した。武市は之を追うて、久坂への紹介狀を渡した。而して吉村の友人澤村惣之丞は、既に吉村に先ちて脱藩したが、彼は時機の切迫せるを見て、再び還りて、三月二十二日の夜、私に武市を訪問して其の事情を告げ、武市の蹶起を促がした。武市は固より之に應じなかつたが、坂本龍馬は之を聞き、雄心勃々禁じ難く、三月二十四日の夜、澤村と與に高知を立ち去つた。他日武市は人に向つて、龍馬は土佐の國には餘る奴だから、廣い場所へ追ひ遣つたと語つた。

吉田排斥策成らず

何は兎もあれ、今は武市も、愈よ藩論を一決す可き利那となつた。然も吉田東洋が存在する間は、到底齒の立つ可き様が無かつた。彼は既に勤王派の上士平井善之丞や、連枝の山内大學、山内兵之助、山内民部、家老桐間藏人、山内下總、深尾丹

波、柴田備後等と氣脈を通じ、藩の大隱居景翁(十二代豊奏)の力を藉りて、吉田を斥けんと試みたが、それも畫餅に歸した。

吉田暗殺者を諷する

此に於て、彼は一夕勤王派の上士、小南五郎右衛門を訪ひ、國事の爲めに生命をくれると申す者共五六人ありとて、暗に吉田に向つて直接手段を加ふるの意をほのめかしたが、小南は本來吉田を再起せしむるに力を竭したる者、夫は考へ物ぞ、水戸を見よと、黨禍が底止する所なきを諭した。武市は尙ほ勤王黨に尤も同情ある山内民部に説いたが、民部は吉田さへ居なければ、他の輩は、一時に打ち潰すことが出来る、却て勤王黨に向つて、吉田暗殺を諷するものの如くであつた。

時節到来

然るに四月十二日は、藩主豊範が、江戸參觀の爲めに、愈よ發程の日取となりたれば、平野等の義舉と、殆んど同時となり、然も前年久坂等と、江戸に於て相約したる行き掛りもあり、今更ら左幕の藩是に擁せられつゝ、藩主が伏見を経て江戸に赴かば、武市等の面目は、全く潰れることとなる。此に於て武市は愈よ吉田

東洋に向つて、斷然たる制裁を加ふ可き時節到來したものと觀念した。

刺殺準備

彼は其の同志河野萬壽彌、弘瀬健太川原塚茂太郎、島村衛吉等と密會し、其の決心を連枝等に告げ、藩政一變の準備を做さしめ、四月朔日よりして、吉田の動靜を偵察せしめた。而して豫じめ其の日割を定めて、刺客組を部署し、第一組、第二組は、何れも其機を得ずして止んだ。然るに第三組を作らんとして、未だ其人を得なかつたが、六日に至りて那須信吾自から進んで、其の一人となつた。又た七日の夜、香美郡の大石團藏高知に來り、同志の因循を罵り、自から之に任せんと請うた。而して八日に至り、安岡嘉助亦た來りて之に加はつた。此に於て第三組の那須、大石、安岡三人が、愈よ其事に任ずることとなつた。

決行時機

尙ほ武市は六日山内民部の近侍生原守助を訪ひ、時機既に熟するを告げ、民部をして藩政一變の準備に遺算なからしめんことを期した。而して同志の大黒吉は、郭内に居住するを以て、専ら吉田の舉動偵察の任に當つたが、彼が六日來り報ずる所によれば、藩主の發途近きにあるを以て、吉田の進講しつゝある

日本外史も、八日の夜を以て終りを告げ、講後酒を賜ふから、歸途は二更に及ぶ可く、此機失ふ可からずとのことであつた。仍つて愈よ同夜を以て、決行と定め、武市は三人に向つて曰く、目的は佐幕黨に一撃を加ふるにあり、されば必らずしも元吉を殺さず、重傷を負はすれば足る。但だ諸君の進退は現場の都合にて、機宜に一任すと訓示した。三人は踴躍して、現場に赴いた。

【110】 吉田東洋遂ひに斃る

東洋進講

文久二年四月八日、土佐藩山内豊範參觀の期も、愈よ近まりたれば、當夜は吉田東洋が進講する日本外史も、終結と定つた。最初には致道館教授兼侍讀奥宮周次郎が經書を講じ、次ぎに吉田は日本外史信長の本能寺凶變の一節を講じ、其博辯雄辯は、一坐を傾聽せしめた。然も神ならぬ當人は、信長と伯仲の年齢四十

那須一撃

七歳にして、刺客の刃に、やがて消え失せんとは、夢にも覺らなかつた。講後酒を賜はり、亥の刻(午後十時)頃、由比猪内、市原八郎左衛門、後藤象次郎、福岡藤次、大崎健藏等と退出、途中にて各々相別れ、吉田は若黨一人を従へ、暗雲四塞、往來人無く、雨を衝いて、帯屋町の下一丁目の自宅の附近に差掛りし時、物蔭から怪漢躍り出で、元吉殿國の爲めに見參と、白刃一閃、雨傘越しに斬りつけた。此れは即ち那須信吾だ。薄手を負うたる吉田は屈せず、狼藉者と呼びつゝ、傘を投げ捨て、下駄を脱ぎ、二尺七寸藤原行秀の新刀を抜き、踏み込み切り結んだ。仕損じたりと那須は一二足退きつゝ、横に拂ひたる太刀先を、吉田は刀柄にて受け止めた。

東洋斬らる

折しも若黨を追ひ拂ひたる大石團藏、安岡嘉助の兩人は、取つて返し、安岡の一刀鋭く吉田の肩より背にかけ、後袈裟に斬り下げた。急所の痛手に吉田は残念の一語を残して、其場に倒れた。那須は其首を掻き切り、兼ねて用意したる木綿の褌に之を包み、高知の町外れ、長繩手觀音堂に持ち行き、同志の河野萬壽彌(敏

鎌)に渡し、那須、安岡、大石の三人は、土佐國境國居口から、伊豫松山を経て京都へ亡命した。

暗殺顛末

此の暗殺の顛末は、那須信吾が、其の養父那須俊平に與へたる書翰に、能く之を盡してゐる。

當春本間精一郎(北越の浪士)楯原へ參り候節より、天下之時勢委敷承り、實は私儀佐川(國老深尾氏の治所)へ參り候杯と申し、時々出府(高知)仕、有志の人に付き合ひ、政府の事を能々聞合せ、其往返鼎公(國老深尾鼎、當時諱を被りて屏居)へも計り、何分此頃の時勢、其上大奸物、旁以元吉を退役爲、致不申候ては、勤王の事行はれ申間敷と申事に至候、不得已ば刺除くべきなれども、成丈は平穩に退役爲、致候得者、靜謐に事足り候とて、大學様、雅樂助様、民部様(以上何れも連枝)共外御家老中類に御世話被遊候得共、御力に不及申、終に四月朔日より彌刺すに極り、同志之者共、毎夜毎夜場合を伺ひ候處、既に八日夜機會を得、猶又同志共能々盟をなし、其内首請取、獄門に掛け、且私共荷物を持候者共、十人

計、四半橋觀音堂へ廻し置候、扱最早夜半前登城の歸りを、私共帶屋町にて待受、先私後より首を見込み、唯一と打ちと思ひ、刀を下し候處、傘に障り、淺手にて、彼の者直に見返り、抜合せ、聊斬合候處を、外方より段々手を下し、否斬伏せ、直に私首を取候内、餘は觀音堂へ引取り、私首と刀を側の小溝にて洗ひ、用意の下帶に包み提げ、唯一人帶屋町より南奉公人町通り、西へ參り候處、毎々犬に吠られ、既に首に喰ひ下り可申程近寄り、大に迷惑仕候得共、如何様無難に、觀音堂へ持付け、同志え相渡、安堵仕候。

東洋横死の影響

此の如くして吉田元吉は、四十七歳にて横死した。然も其の一死は、正しく土佐の政局を一變し、兎も角も當坐は、武市瑞山の一味をして、其の志の幾分を達せしむる動機となつたが、然も其の反動はやがて勤王黨に對する大獄となり、武市彼自身も亦た其死を免かるゝ能はなかつた。

容堂の哀惜

惟ふに吉田の横死は、吉田一味の尤も憤恨骨髓に徹する所であつたが、就中尤も痛惜したるは、江戸に在る山内容堂其人であつた。而して彼が吉田に對する

同情が、武市一派に對する不快の念を、幾許衝動し、幾許刺戟したるかは、固より想像するに餘りある。

兩雄共倒れ

此の如くして海南の二人物、吉田東洋と、武市瑞山とは、其の中間に若干の時間を挟んで、兩人は決闘し、相打にて諸共に斃れたと云ふも、過言ではあるまい。

吉田東洋梟首付札

雁切に差置有し之首へ、如し是の札付有し之。

此元吉事重き役儀に立ながら心儘成政事を取行、天下不安時節をも不顧、一日も安氣に暮度處存を以、御國次第に御窮迫之御勝手相成候をも、乍悟、表は御餘金も有し之様都合能申飾り、既に去年より御圍に相成居候程、存分にすり盡し、御國內御寶山等不殘切は、何によらず下賤之者よりは、金銀さびしく取上、御國民上を親しみ候心を爲し、相隔、自分におみては賄賂を貪り、無類のおごりを極め、於江戸表、輕薄之小役人へ申付、御名をたばかり、結構成銀の銚子を相調、且自己之作事平常之衣食彌花美を極め候事共、此儘差置候ては、士民之心彌相放れ、御用に立候者一人も無之様相成、終には御國滅亡之端共相成候に付、不肖之我輩共、無餘儀堪忍難成、上は國を患、

下は萬民之艱苦を救はん爲、おのれが罪をわすれ、如し此取行ひ、尙又さらし置候者也。
戊 四 月

〔武市瑞山關係文書所載吉田參政暗殺聞書〕

第四章 土佐藩に京都守衛内勅下る

〔三〕 高知藩廳の改革

藩廳改革
未だし

武市瑞山の勤王黨一味は、愈よ反對黨の首領吉田東洋を斃した。然も三晝夜を經過しても、藩廳は未だ改革の沙汰を見ない。同志の面々は最後の手段に訴へ、或は相率ゐて脱藩せんと云ひ、或は吉田の殘黨を屠りて、而して後切腹せんと云うたが、武市は固く之を制し、一書を草して、山内民部の近侍生原守助に致し、民部を促がさしめた。民部は乃ち岩崎馬之助をして、其の手書を與へた。

唯今一統必死相極め、刃傷にも相成候勢之由、然るに今取手參り候とも、先心靜に縛に就き、相俟候へば、直ちに刑議定り候譯にも有之間敷、又我々一時に打潰し可申に相定り候間、先左様相心得が至極忠義に相當り候事に存候。

四月十一日

民

部

改革切言

斯くて民部は二通の手書を作り、山内大學と山内下總とに致し、大學は藩主豊範の實父少將豊資、即ち大隱居の景翁を動かし、又た家老山内下總、柴田備後等は、園村新作をして、藩主豊範に謁し、改革の必須を切言せしめた。

藩廳役人更迭

此の如くして四月十一日の夕刻には、藩主の命もて、執政深尾弘人、福岡宮内、參政朝比奈泰平、眞邊榮三郎、側用人由比猪内、神山左多衛、大監察大崎健藏、市原八郎、左衛門、福岡藤次、君側監察後藤良輔(象次郎)等、一同免黜せられ、其翌十二日には、新藩廳は山内下總、桐問藏人を執政に、深尾丹波を側家老に、門閥家の守舊派小八木五兵衛は參政兼大監察に任じ、同十五日、藤内藏助は執政に、又た連枝中の巨擘山内大學は文武館總裁に、而して二十四日には、勤王黨の推せる小南五郎右衛門は大監察に、平井善之丞は參政兼大監察に任せられた。此の如くにして新藩廳は、門閥家、守舊派、及び勤王黨の三派相持ちにて組織せられた。而して其の中心勢力となりたるは、下士の武市と、上士の小南とであつたことは、察するに餘りある。

京坂視察

斯くて四月下旬には、河野萬壽彌、弘瀬健太、小畑孫三郎の三人を、大阪住吉陣營に出張せしめ、又た郡奉行山川左一右衛門は、其の屬吏島本審次郎を、京都に派出せしめ、何れも島津久光の上京、平野二郎等の義舉に就て、視察する所あらしめた。

内勅下賜運動

扱も入京の島本審次郎(仲道)は、一夕長邸に久坂玄瑞を訪問したところ、久坂は五月朔日、長藩世子毛利定廣に下賜せられたる内勅の寫を示し、朝議既に勅使を關東に下す旨を語り、土藩も遲疑して、時勢に後る勿れと告げた。島本は久坂に懇請して、内勅の寫を得、急行高知に還り、之を武市等に報じた。此に於て武市は小南、平井と相諮り、在京の同志へ密書して、藩主へ内勅下賜の事を周旋せしめ、河野、弘瀬、小畑の三人は、三條家の富田織部及び薩藩の本田親雄、藤井良節等に就て、土藩勤王黨の精神を、公卿筋に入説せしむるに努めた。而して其の結果は、議奏大納言中山忠能は、孝明天皇の御内旨を奉じて、山内家の親戚なる三條實美に、左の一書を與へ來つた。

天皇内旨を傳ふ

彌御安全珍重に存じ候。抑内々御尋申入候。土州當主今歳出府年に候處、因所勞延引被願候歟之説有之候。右は實事に候や。内實は伏見通行も有之候は、京師立寄にても有之候様被遊度、御内々叡慮に被爲在候。尤も兵などを被召動候と申様の儀には、一切不被爲在候へども、方今世上之形勢、何共深く被惱宸襟候。就ては薩長兩藩周旋之次第、粗御承知之通に候。於土州も御内々御依頼被遊度御事も被爲在候に付、通行之便、思召之邊も被仰出候へば、至極穩にて宜と被思召候。先文所勞延引之由被聞召、深く以て御殘多被思召候。凡いつ頃出府通行に相成候哉。御内々被聞召度との御沙汰に候。仍て此段密に貴公迄御尋申入候。御内調之上、否御答可給候也。

六月十一日(文久二年)

忠能

三條羽林公

追て本文之趣、至極内々の儀に候間、必々他漏無之様、御取計御含可給候。

勤王黨の喜び

當時徳大寺權中納言實則の夫人は、藩主豊範の實姉兼姫にて、この縁故もて、徳大寺家より藩主入京のことも、諷示したが、在京の藩吏は、之を聞き流しにして抛却してゐた。然も今や中山卿から三條卿へ、此の如く御内旨を傳うるに於ては、土佐勤王黨に取りては、實に千載の一遇と云はねばならぬ。彼等が千辛萬苦して、吉田の佐幕政策を顛覆し去りたる甲斐も、此に於て、愈よ出で來つた。

【三】 京都警衛の内勅下賜

豊範東下決す

高知藩應では、中山卿より三條卿に與へたる書中によりて(參照 二)更らに三條家より京都入朝、公武周旋の内命を移報せられ、今更らの如く狼狽した。彼等は是れ恐らくは土佐勤王黨の運動の餘、此に出でたるものであらうと猜疑し、其の措置に惑うたが、武市瑞山は先づ之を小南、平井の兩士に説き、更らに執

政山内下總、深尾丹波等に就て、此機失ふ可からざる所以を詳にし、漸く應議を動かしたが、然も藩主豊範は、十七歳の少年にて、江戸に在る容堂に謀らずしては、京都入朝の事を決し難きを以て、一先づ京都を経て東下することとなり、禁關警衛の人数は、其の一半を分つて、朝命に應ずることとした。

三條氏への返翰へ

貴翰被成下、忝く拜誦仕候、甚著之節に御座候處、先以被爲擗、愈御勇健被成、御座恭賀之至奉存候。然者方今京師之形勢、御内密被仰越候事共、實に不容易時勢と奉存候。右に付中山大納言殿より、極御内々を以て、當時勢旁參府仕候節、京師に滞在、薩長同様、皇都警衛之儀、弱年不肖之私へ御依頼被仰付度、叡慮之御旨、御内沙汰之委曲、貴君様へ迄御示之趣、拜承仕候ては、身に餘り難有奉畏候。

此れは山内豊範の名もて、三條實美へ返翰の冒頭だ。

滯京遠慮

然に方今之形勢、弊藩も傍觀難相成、短才黃吻を不顧、乍不及公武御合體之筋、兼て關東へ建白仕度、深慮之筋御座候に付、早々彼地へ罷下心得に御座候處、

今春以來不勝にて、其儀延引仕り、漸く此節快和に相移り候間、此度發途仕り、一先關東へ罷下り、前文之意味、父容堂へも、斟酌仕候上にて、取計申度存念有之候故、滯京之儀は、今暫御宥恕之御沙汰を奉蒙度。

以上は養父容堂と相談の上ならでは、滯京の御沙汰には應じかぬる旨を、婉曲に理りたるもの。

名代差置

依而御都合に寄り、爲名代召連候人数差分、相應手配方仕り、皇都爲守衛差置申度奉存候間、此段預め得貴意置候に付、右之旨趣大納言(中山)殿へ御都合宜敷被仰入度。

乃ち其人數の半數は、京都に留めて、禁關警衛に充んとの意味。

猶委細之儀は、近々上京御直談可仕、夫迄之内、任來論家來之者一人貴殿へ伺爲仕、前以彼是御引合爲仕可申間、其節委曲私内情御聞取を以て、不惡様御取扱被仰付度、伏て奉願候。右彼是不外御親戚之御續合に候得者、猶此上返々も宜様御取持被仰付、相成丈忌諱に不觸様之處、偏に御配慮被仰付度奉希候。右

御報旁呈愚札候、恐惶謹言。

六月二十日

土佐侍從

三條少將殿

此の答書は、七月三日(文久二年)三條家に達し、同時に實美は之を中山忠能に送り示し、忠能より直ちに叙覽に供したと云ふ。

扱も參政平井善之丞は、藩廳に留りて、俗論の再燃に備へ、執政山内下總、側家老桐間將監、參政にして守舊派の領袖小八木五兵衛、及び勤王黨の小南五郎右衛門、及び其の同志の小監察小原與一郎等藩主に従ひ、武市瑞山は、幡多郡の桑原平八郎等と與に、白札郷士の小頭なる卑職を命せられ先發した。而して平井收二郎以下の同志、亦皆從士の列にあり、而して先輩の五十嵐文吉は、徒目付として之に加はつた。斯くて六月廿八日、藩主山内豊範は、四百人を率ゐて高知城下を發し、伊豫川之江より備中下津川に渡り、七月十二日大阪長堀の藩邸に入つた。

豊範大阪に入る

内勅を賜はる

然るに一方には小南等の勤王黨あり、他方には守舊派の小八木あり、直ちに入朝す可き乎、否乎に就ての論議容易に決せず。武市等の苦心大方ならず、頼ひにも藩主豊範麻疹に罹りたれば、大阪藩邸に病を養ふの口實を得、その間に小南は私に東下して、容堂の承認を得て大阪に還り、八月二十五日藩主は大阪を發し、二十六日伏見に著するや、三條家の使者先づ來りて此れを迎へ、近衛關白忠熙は、執政山内下總を其邸に召し、左の内勅を賜つた。

去夏以來、帝都にも彼是不穩之儀、暴説有之、薩州取鎮後、先靜謐に候得共、萬一京師騷擾之事有之候ては、追々國亂之程難計、彼の夷賊胸算に可陷之條、深く被惱宸襟候。於松平土佐守は、自關東兼て大阪御警衛被申付有之候、幸ひ此度通行之由被聞召候間、非常臨時特別の義を以て、暫く滯京有之、御警備御依頼被安、叙慮度、御内沙汰に候事。

此の如く言正しく、名順に、勤王の大義を奉承す可き御沙汰を忝くす。勤王黨の踴躍以て知る可しだ。

【三三】 三條實美山内容堂に向つて意見を徵す

豊範入京

武市瑞山等の打つたる芝居は、今や漸く當つた。乃ち内勅下賜せられ、八月二十六日、藩主豊範は、堂々と人數を率ゐ、豫定の如く洛西妙心寺塔頭大通院を本陣とした。朝廷よりは家老桐間將監を、學習院に召させられ、武家傳奏もて、薩長兩藩主と與に、公武の間に周旋す可き旨を命せられた。二十七日には、桐間は更らに三條家に伺候し、森寺因幡守に面會し、朝廷の現状及内勅を下し賜ひし次第の委細を拜聴し、歸邸の上、之を告げた。武市は此の大慶を同志に頒つ可く、當時江戸より大阪へ著したる實弟田内惠吉、及び村田忠三郎を歸國せしめた。

容堂の本心

尙ほ在府の松平容堂は、其の親友の松平春嶽が、政治總裁職として、幕政に參與しつゝあり、彼も亦た春嶽と恒に其の意見を上下しつゝありて、彼等の本心は、公武合體は勿論であるが、然も京都流の攘夷一天張には、賛成ではなかつた。春嶽が頻りに京都から召されつゝも、容易に趾を擧げなかつたのも、恐らくは此

れが爲めであつたであらう。而して彼れ容堂も亦た此の一點に於て、同様であつた。

容堂あて三條氏狀

山内家と親縁淺からぬ三條實美は、當時公卿中硬派の錚々たる年壯氣鋭者であつたが、彼は土藩側物頭本山只一郎の東下に托し、閏八月八日附にて、左の一書を容堂に與へた。

秋冷之候、先以益御安福、恭賀之至存候。然者先般賢息(山内豊範)御通京之處、御警衛御滯京之儀被仰出、御苦勞奉存候。深感之御事候、實に不容易時勢、不被安御寢食、被惱宸襟候。偏に御依頼被遊候。厚御盡力奉祈候。

以上は朝廷から山内豊範へ御依頼の筋を云ふ。

就ては公武御一和御榮久之様、以勅使被仰遣候御趣意、彌相立候様、御周旋之御沙汰も有之候儀、差當御用も無之候はゞ、御參府之事、小生密密議奏衆へ談合仕、伺叡慮居候儀に候得共、未御沙汰も無之候。猶又下叡命候はゞ、急速可申入候。

御沙汰下殺連動の

此れは大原重徳勅使として東下、幕府も愈よ勅命を奉ずるに於ては、山内豊範も東下の都合に及ぶ可く、三條が議奏へ運動中であるが、未だ其の御沙汰が下らないとのこと。

一 今度勅使御沙汰之廉、御遵奉有之、越前侯、一橋侯にも、大政御豫謀に相成候趣、國家之御爲、誠懼誠喜之至候、兼々人望之所歸、萬民仰新政候儀と存候、内密傳聞仕候所、大樹公賢明之趣、國家之大幸、不過之、雀躍之至存候。

此れは江戸の模様にて付てのこと、當時京都でも、幕政改革の現状を好感もて迎へたることが判知る。

協和盡力を求む

足下(容堂)時々御登城も御座候趣、御政務御相談も有之候哉、萬々皇國協和之道、御盡力奉仰候、方今戎狄猖獗之折柄、富國強兵之術、專務と存候、吾國固有之勇武を以、戎虜を屈伏せしめ、國威を海外へ輝、皇國長久安綏之計略、遠圖、時勢に適宜之良策可有之、何卒足下御定論、極密御示教奉冀度、所謂書生論は、實地に施がたき事可有之候、井蛙之陋見は、可愧之至存候。

此れは容堂に向つて、其の意見を求めたるもの、固より此れは三條が長者に向つて、其の誨を乞うたるものとして見る可しだ。

一 朝廷之御爲、足下賢考之事情も有之候は、何卒無御隱伏、密々小生迄御示告に相成候様仕度候、先は任幸便時候御安否相伺度、旁呈密楮候、御披閱之後、御投火希上候、何卒御阻隔無之、御教諭之程、別而奉冀候、山川隔地、不能交臂之段、恨憾不少存候、萬々期後鴻候也、不宣。

實 美

閏八月八日

再啓時下折角御自愛專要存候、御一同様宜御傳聲可給候、何卒速賜報酬候様希上候。

容堂答書

此の如く三條は容堂に向つて、其の誠意を披瀝して、容堂の意見を求めた、但だ彼等の間には、自から一致し難き或物が存在した、それは容堂の答書が之を語つてゐる。

【二四】 山内容堂の意見と態度

容堂返翰

三條實美の來書に接したる、山内容堂は、左の如き返翰を與へた、此れは極めて簡明に、彼が意見を吐露したるものにて、此れが恐らくは彼の偽らざる告白であらう。

別楮呈上仕候。方今國是如何云々、謹承仕候。僕近來屏居不知外事候得共、御尋に任せ吐露仕候。

國是一定の要

一 唯今之時勢、充分吾國是を定め、開國之上、武威を海外へ示候外無之候。此れが江戸の意見だ。一橋慶喜、松平春嶽、杯も、濃淡の差はありとするも、先づ同様の意見だ。曾て長藩を代表したる長井雅樂の意見も、先づ此れと大差なしだ。而して島津久光の意見も、公言はしなかつたが、其の江戸に於て、内内松平春嶽等と語りたるころは、先づ此れと大差なきものと認定して差支あるまい。

公武合體の要

一 開國は重大之儀、何れ公武御合體朝廷よりは幕府へ御委任、幕府よりは、

朝廷を推戴、至誠之心を以て、奉安宸襟候事と奉存候。

三條失望か

此れが公武合體派の理想であつた。然も、開國の二字は、朝廷では禁物であつた。主上は正しく開國を好ませ玉はなかつた。外人の我に來るは、我國を潰さんが爲めに來るものと思召した。而して誰一人主上に向つて、世界の氣勢を正々堂々と、有の儘に申し上ぐる者はなかつた。長州の如きは、長井雅樂の開國論に累はされたるを曉るや、急角度に、其の態度を一變し、一藩を擧げて、攘夷論の急先鋒に回轉したから、京都に於ける攘夷熱は、從前に比して、更らに其の勢焰を煽り來つた。三條實美の如きも、實に此の雰圍氣中の重なる一人であつた。されば彼も容堂の上記の如き意見を聞きては、或は茫然自失したかもしれない。

京都警衛幕府に命ずるの論

一 此度豚兒(山内豊範)參勤之砌、暫滯京云々、於僕も感激之至奉存候。然に幕府を被差置、御内勅と申候に相成候ては、何となく公武御隔意被爲、在候様相響、天下關係不尠候。何卒京師御手薄に被思召候はゞ、幕府へ被命、正大明白之御所置、乍恐御當然と奉存候。最大阪御警衛は、則京師御警衛にて、乍狹少陣屋

も成就、人數も差置候故、萬一緩急之節は、奉安宸襟候様、精々豚兒より家臣へも申聞け候事に御座候。

容堂本色

此れは正しく容堂の本音だ。彼は最後迄朝廷から幕府への御委任の第一義を把持した。此の御委任は、徳川幕府傳統の主義にして、容堂の所謂御委任は未だ必らずしも家康、秀忠、家光以來のそれと同一視す可きではないが、其の原則としては、容堂も正しく之を識認してゐた。此れが容堂と武市一派の勤王黨と相ひ容れざる重大の分れ目の一であつた。

右罷糺申上候件々、取捨唯在閣下、至僕之赤心候ては、區々七尺之體、吾君に差上置候は勿論之儀、於豚兒も其志に存候、猶御熟考之上、被安宸襟候様、偏に奉願候、是僕之肝肺にて隠伏仕候は、却て不忠之至、不得止如此御座候也。

月日(未詳)

容

堂拜

少將公

玉床下

佐幕的勤王

此の區々七尺之體、吾君に差上置候は勿論之儀の吾君は、將軍でなく、至尊であることは勿論だ。由來容堂は勤王的佐幕家とも、佐幕的勤王家とも云ふ可き一人にして、此の一點に於ては、松平春嶽と、始終其揆を一にしてゐた。而して彼は徳川將軍政權返上の後までも、猶ほ此の態度を把持した。

容堂防止線

尙ほ容堂は、朝廷より彼の入京を御沙汰あらせらる可しとの風説を承りて、豫じめ其の防止線を、左の如く張つた。乃ち過般東下したる本山只一郎及び側役寺村左膳を京都に遣はし、藩主豊範に、左の手書を與へた。

此度萬一上京被仰出候時は、勅命之事故、速に上洛之儀勿論に候。然に唯今之病症、押而旅行致候後は、必病症増長、上京之上、御用にも難相立と、萬々奉恐入候。夫よりは此地に罷在、病症不發節は、登城致し、公武之御間は、不及言、彼は無用捨建白致候方、即皇國之御爲歟と奉存候。幕府にも尊王之所最十分有之事、追々發令と存候。存付候義、隱伏罷在候は、却而不忠之至、何卒此赤心之所、朝廷へも貫通之様、偏に所希に候。猶左膳、只一郎兩人より可承候。

此の如く容堂は寧ろ上京するよりも、江戸に於て、公武間の周旋を作し、特に幕府の有司を鞭撻して、尊王の實を擧げしむるを以て、機宜に適したるものと、自から信じ、自から斯く行うた。而して容堂の刺戟も亦た多少幕府の革新には、其の効果を與へた。

【二五】 土藩と朝廷

朝廷土佐
倚信の因

抑も朝廷が土佐藩に對して、倚信遊ばされたるは、何故であらう。それは薩長の兩虎の間に、特に土佐を介在せしめて、其の軋轢若しくは衝突を豫防せんが爲めであつた乎。將た薩長ばかりでは、何となく物足らぬから、更らに土佐なる一勢力を加ふせしむる必要を感せられたる乎。それは何れにもせよ、土佐は山内容堂によりて代表せられ、容堂の名は、松平春嶽と與に、當時の勤王心厚き賢明

朝廷幕府
への達書

なる大名として聞え、特に井伊大老が彼に逼りて隠居せしめ、謹慎せしめ、容堂をして自から「武陵罪人」と稱するに到らしめたる反動は、愈よ容堂の名聲を高めたれば、朝廷が今更ら此の人物を見逃し玉ふ可き筈は無かつた。

松平(山内)容堂、先年以來、國家之御爲盡忠誠候段、厚叡感候、當時一橋刑部卿、越前前中將等再出、追々正議に相復候上は、於松平容堂も、兼々之叡念徹底之様、猶亦周旋、皇國之御爲筋可有盡力候様被遊度、思食之趣、松平容堂へ被達候様被遊度、御沙汰候事。

容堂個人
に信頼

此れは文久二年八月、朝廷から幕府へ達せられたるものにして、此れを見ても容堂が、慶喜、春嶽と、同功一體の者として、注目あらせられたることが判知る。されば朝廷の土佐に倚信し玉ひたるは、未だ必らずしも土佐の藩力と云ふよりも、寧ろ其の代表者たる山内容堂の人物に對する方が重かつたと見ても差支あるまい。従つて容堂の入朝を、期待あらせられたるも、亦た當然の事であらう。然も前記の如く、參照二四、容堂は、在府して公武の間に周旋する方が、有效であ

土藩外交
掛

るとして、容易に上京するを肯じなかつた。而して此の容堂の不在が、却て武市等の土藩勤王黨をして、其の自由手腕を揮はしむる便宜を寄與した。當時藩主山内豊範(十七歳の青年)は、朝命を奉じて、參府の途中、その儘入京して警衛の事に任じたが、藩の外交員として、閏八月十四日には、小南五郎右衛門、小原與一郎、谷守部、五十嵐文吉、丁野左右助、武市半平太、平井收二郎等、何れも他藩應接掛なるものを命せられた。平井收二郎は即ち平井隈山である。尙ほ閏八月四日附、武市が京都より高知なる其妻富子に與へたる書中に、

洛中にのこる人は、御目付の小南と、小目付の小原と、徒目付の五十嵐と、丁野と、谷守部と、我等と六人なり。此組へ入られ本望なり。大通院(妙心寺塔頭)の方は、山のふちにて在郷なり。

武市等の
京都運動

とある。されば公然應接方の役目を命せらるゝ以前から、武市等は土佐藩の本營大通院に合宿せずして、市中に滞在し、公卿や諸藩士との間に、専ら應接周旋したものであらう。此の如くして武市等の京都に於ける運動は、更らに尊王攘

長藩攘夷
一決に對
する勅書

夷の方に拍車を加へたるは、固より想像する迄もなし。朝廷にては攘夷に付て、相ひ換らず、焦慮あらせられ、閏八月十八日には、親王以下群臣に勅して、更らに攘夷の所見を上らしめ玉ひ、同月廿七日に至りては、同月十四日長藩主毛利慶親攘夷一決の藩論を上申せるに對して、左の勅書を下賜せられた。

先年以來、被仰出候攘夷之儀、叡慮御決定之趣、御良策出_子。此他間敷に付、斷然獨立可有盡力決心之旨言上、先以叡慮御符合、深以御感悅御事に候。何卒抽_丹誠、周旋有之度、公武を始、萬人一和一致にて、爲神州盡_精力、早く蠻夷拒絶に決定候様、幕吏へ掛合之都合に相成候様被遊度、叡願被爲_在候。此由可_申達、御沙汰被爲_在候事。

朝廷長藩
と同意見

此の如く曾て朝廷に對して、長井雅樂の名を以て、獻白したる開國遠航論は、謗辭に涉ると認められ、不首尾であつた長藩が、今は、先以叡慮御符合、深以御感悅御事に候との有難き勅書を賜はり、長藩としては、面目次第もなき次第であつ

た。此れと申すも、長藩にては、今更不及會議、斷然獨立にて盡力、乍不及皇國正氣御維持之寸補をも仕度、父子（慶親、定廣）決心罷在候との一節が、尤も宸慮に副ひ奉りたるが爲めであらう。惟ふに長藩をして、此の如く獨力攘夷の決心を表白せしむるに到りたるは、其の幾分は對薩摩の政策、掛引、若しくは感情も、加味したるものと察す可き理由が無いでもない。

【二六】 武市瑞山の藩主建白書艸按（一）

長土兩藩
臣の協議

長州は所謂獨自一己の立場にて他に頓著なく、寂慮を奉戴し、攘夷の實を擧げんと決心を上表し、その爲めに淺からざる優渥の勅書を忝くした（參照二五）。之を目撃、耳聞したる在京の土佐勤王黨が、如何でか之を傍觀す可き。即ち文久二年閏八月二十八日——長藩が勅書を拜受したる翌日——小南五郎

長土の關係

右衛門は、高屋友右衛門と與に、藩主山内豐範に従ひ、河原町の長藩邸に至り、藩主慶親に對面するや、長藩重役も亦其席に列し、その勅書を披露し、長土兩藩、互ひに戮協以て尊攘の大義に殉せんことを議定した。

惟ふに長土の關係は、文久二年十二月藩主豐範の夫人として、毛利慶親養女俊子を娶りたるによりて、愈よ密接を加へ來つたと云ふ可き乎。將た本來親懇の間柄であつた爲めに、斯る親縁を結ぶに至りたる乎。何れにしても薩長土三藩の間柄は、薩だけが別物として、長土は寧ろ合體の情態であつた。此れは特に長藩の久坂一派と、土藩の武市一派との間に、友誼が成立してゐたから、殊更ら昭著であつたことは、言を俟たない。

武市建白
書草案完成

斯る場合に武市が手によりて、藩主建白書の草案が出で來つたのは、決して不思議の事ではあるまい。彼れ武市は、閏八月上旬、病に臥し、其間に其の原案の骨子を作成した。而して久坂から閏八月二十三日、長藩の建白書（參照二五）を借り受け、少からず其の刺戟を受けたものと覺え、愈よ其の草案を完成した。此れ

青蓮院宮
御覽

には文學の才ある同志平井隈山と商量したものと察せらるゝ。彼は先づ之を執政山内下總と同志小南とに示したが、何れも其の大體に於て同意を得た。彼は同時に之を村井修理小進に示し、端なく在京の國學者の志士谷森外記の手を経て、青蓮院宮の閱覽に供したが、宮は感悅斜ならず、直ちに武市を御召、御下問あらせられたとの旨を、五十嵐文吉は聞き込み來つた。小南は大に驚き、之を取消さしめんとしたが、右の草案は既に乙夜の御覽を経たから、今更ら致方なく、小南は建白は愚ろか、未だ内決の詮議さへ經ぬものを、叨りに他に漏らすとは、以ての外と武市を戒飭したが、所謂驕も舌に及ばずにて、其の效果から見れば、寧ろ怪我の功名とでも云ふ可きものであらう。武市瑞山の所謂藩主建白書の草案は、長文であるが、此れが當時に於ける土佐勤王黨の政綱とも稱す可きものなれば、其の全文を茲に掲ぐることにする。

建白草案
本文

此度 勅諭を以て、京師御警衛之仰を蒙り、弱年不肖の身分として、恐入候次第に候得共、天下安危所係、深被爲惱宸襟、不容易時勢に候得者、粉骨碎身、一國

幕吏姑息

之力を盡し候而遵奉可仕と苦心配慮仕候、抑外夷跋扈、手に餘り候根源は、昇平久敷打續き、因循偷安、自然君臣の大義を忘れ、幕吏恐怖を抱き、姑息之所置有之より、赫々たる神州國體を汚穢し、往古未曾有之大恥辱を招き、遂には智者ありといへども、不能善其後之大害を醸し候段、言語同斷、不安次第に御座候。

斯る露骨なる文句は、到底始終徳川氏の舊恩に浴したる土佐藩主の口にす可からず、口にする能はざるところ、固より藩主の建白として通用す可きものはなり。

歸著は攘
夷の一策

是故に忠憤義烈之士は、慷慨切齒に不堪、度々暴發も有之候得共、幕吏之所置、其當を失するの所、令然を不覺悟、却て彼の輩を懲治し、慘刻を極め、益醜夷無鑿之求に應じ、皇國之疲弊、萬民之愁苦を不顧、聊かも愛國之心無之より、諸藩有志之士、彌憤怒、天下之變不可測に立到候處、薩長二藩に於ては、天意を奉體仕り、周旋盡力、種々建議も有之、兎角歸著仕候處は、攘夷之一策に有之、其策に

至ては、尤一大難事にて、容易に難取行、詮ずる處は、根本を整へ不申而者、不相成事に御座候其根本を整へ候愚策、左に具上仕候。

一篇幕府
彈劾文

以上の文句を見れば、宛も一篇幕府彈劾文の様だ。藩主は青年であるから、問題ではないとするも、此れでは勿論隱居の容堂が、合點す可き筈はない。此れは藩主建白書草案の名によりて、要するに武市其人の意見を具陳したるものと見る可きものであらう。けれども此れが青蓮院宮や、主上に、如何なる御心強さを寄獻したるか、は、想像する迄もあるまじ。

【三七】 武市瑞山の藩主建白書艸按(二)

京師自ら
警衛の要

一 今日諸侯を見渡候に、各相互に士卒を養ひ、自ら緩急の用に相立候様に候得共、皇國第一之京師におゐては、却而防禦之御用に相立候者無御座候。固

より諸藩より警衛仕候は當然之儀にて、兼而其手當に相成居候得共、外寇不可測之時に至りては、諸侯各其國を捨て、遠く京師を警衛仕候事、決して難出來事に御座候。左候時は、根本甚危く候間、

此の如くいざとなれば、京師の警衛は、大名にのみ依頼す可きでない。彼等は皆な自から衛るに急にして、京都の警衛には到底遑あらないから、京師は自から警衛せらる可き方策を講せねばならぬ。

近畿四國
を皇室領
とするの
論

五畿内一圓御領に奉附、親王以下諸摺紳へ御分與被爲遊、萬一不慮之戒有之共、畿内一箇之力にて、充分御防禦相成候様被爲遊度奉存候。尤河泉二國を以て、近江一國と御取替相成候様被爲遊度奉存候。攝山、和、江四國を以て、御領へ奉附之儀は、則ち根本を整之大根本と奉存候。

此の如く近江、攝津、山城、大和の四國を、皇室の御所領となし、之を以て京都警衛の根本と爲さんとの意見だ。

京都防備
手配後據
夷實行策

右四國之内にて、從來封食仕候諸侯は、幕府より自領を以て裂き與へ、不殘其

他へ爲移、右四國は叡慮之儘、親王以下御配置、又諸國忠勇之浪士御召抱、尙大
阪邊豪富之者へ被仰附、器械戎具充分御手當被爲遊、豫め防禦之御手配相立
候其上にて、斷然攘夷之勅を御下し被爲遊候様仕度、右被相行候時は、乍恐萬
民天意を奉恐察、不示して實意に基き、必死之覺悟相極可申、右方今御急務、無
此上御事と奉存候。

曾て水野越前守は、大阪城周圍十里内の地を大名から上地せしめ、海防の準備
に供せんと試みたが、彼はその爲めに非常なる反對を招き、此れが失脚の一因
となつた程だ、されど武市に至りては、上記の如く、思ひ切りたる意見を提出し
た、近江一國を、河内、和泉と交換する、抔、専ら京都の防禦を、第一義として計畫し
たものだ。

參勤規則
改定の要

一 幕府從來之規則、諸侯之妻孥を江戸に置き、毎歲參府仕候に付、財用缺乏
之國柄而已に御座候、是れ全く徳川氏諸侯を弱するの權道に可有之候得共、
如今外夷隙を窺之時に當り候に付、諸侯參勤之規則は、國之遠近、路程之難易

を測り、五年或は三年に一度づ、參府候様相成、妻孥は各其國に就かしめ候
時は、粉黛之給、且奔命之費も無之、江戸におゐても、輻湊の口喙を減じ、無益の
糧穀を費し不申、自然富國に相成可申と奉存候。

此れは横井小楠が、參觀を改めて述職となし、諸侯の室家を、其の藩地に還すの
意見と、大體に於て一致するもの、而して既に幕議に於ても、略ぼそれに決しつ
つあるものなれば、未だ必らずしも、人を驚かすの大言ではあるまい。

政令朝廷
施行の要

一 政令は朝廷より御施行可被爲遊處にして、往古は天子躬ら訴訟を御聽
斷被爲遊候處、鎌倉置府以還、壹是に權門に御委任相成、漸々君臣之分不分明、
習俗之久しき、今に至ては、幕府を遵奉の餘り、畏くも、天子を凌慢仕様に成行、
誠に以て奉大息事に御座候、此度屹度名分御正被爲遊、政令一切、朝廷より御
施行に相成、諸侯も亦直に朝廷に參觀仕候様、被爲成度奉存候。

此れは事實に於ては、家康以來の御委任政治の取消だ、幕府の政權返上だ、皇政
復古だ。

幕府遵奉
せじ

右三條方今の御急務と奉存候間、早々御英斷被爲遊、御施行相成候様仕度、乍併今日一二の諸侯に被仰含、關東へ罷下り、於彼地而假令每人に説諭周旋仕候共、斯迄苟且偷安の人情に陥り居候得ば、決して遵奉仕候儀は有之間敷、却而幕吏の侮慢を受可申、畢竟幕吏の遵奉不仕しるしは、先達而被下候勅旨御請乍申、其實今以不被行、且又此度一橋、越前、連署差出候紙面上に、時勢難被行と申處にて、分明に御座候。雖然今此儀不被行時は、攘夷の謀も難相立事柄に候得者、一時の權議を以て、兼而勅書奉内願候肥後、並に因備二州、阿波を初め、九州諸藩へ上洛警衛仕候様繪旨御指下に相成、大藩七八、關下に參向仕候様相成、赫々の武威を御觀めし被爲遊、其後に勅使を以て、關東へ被仰遣、仁恕正義を以て、其傲慢の心を諭し、權力權勢を以て、其虚喝の意を挫き候時は、寛猛の御處置に恐縮仕り、勅旨遵奉可申、何分方今の憂、人心之因循に御座候。兎角古より俗吏之因循を取し候術、權威に非ずしては、不被行様奉存候。今方に神州英武の氣を挽回し、王室を恢復する大機會に御座候得者、早々御斷行被爲

西南諸藩
上洛命令
の要

遊度奉仰候、臣土佐守邊疆微弱之國柄に御座候得共、唯天意之儘に進退可仕、微忠之愚慮萬一にも御採用被仰付候は、難有奉存候、以上。

壬戌閏八月

この建白
の力

此の如く先づ京都に大藩七八の大名を集め、大に武威を示し、而して後勅使を關東に下し、勅意を遵奉せしむ可しとの論にて、斯る手荒らき措置は、容堂杯の固より期待したる所ではなく、若し容堂をして、此の建白書を一瞥せしめば、彼は必らず咄矣武市何者と、大喝拒抛す可きや必矣。然も此れが草案のまゝ、青蓮院親王の一見を經、遂ひに乙夜の覽に供せらるるに至りては、最早其の目的の大半は達成せられたるものと云はねばならぬ。何れにしても土佐藩が、薩長に伍して維新の舞臺に出頭したるは、此の建白書の力、與りて大に居ると云はねばならぬ。

第五章 攘夷督促勅使東下決定顛末

【二八】 攘夷督促勅使東下の議

長土連合
の姿

京都の形勢は、日一日と攘夷論が濃厚となり、長州側の意見が行はれ、而して土佐も亦た之に賛同し、宛も長土連合の姿を做し、薩は却て孤立に陥つた。されば折角使命を果して、閏八月七日、關東より入京したる島津久光も、凱旋將軍の如く、大驩迎を受く可きであつたが、近衛家及び朝廷に於ては、固より十二分に其の功勞を識認あらせられたが、一般にはそれ程でもなかつた。

島津久光
失意歸國

されば彼が歸國を急ぎたるは、生麥事件の後始末の爲めでもあつたが、同時に京都に於ける形勢が、彼の意に適せず、寧ろ彼に向つて非なるものあるが爲めであつた。されば京都の穩派は、固より彼の在京を必須とし、大原重徳の如きは、閏八月二十二日附、彼に與うる書中にて、

貴兄虎にて諸獸恐伏いたし候故、只々泰然と御在京候へば、總てに行渡り、都合官、幕より尊崇不足の時は、夫では安心ならぬ、歸國ができぬと、貴兄が十分の處迄推上々々被成候事もでき可申、餘の大名衆にては、逆も其推はきき不申と存候へば、尊奉十分は扱置き、半分も成間敷と存候へば、御歸國は實以殘念とは此事に候。

然も此虎も志を得ずして、閏八月二十三日京都を去り、歸國の途に上つた。而して其後に留りて京都の大勢を支配したるは、實に長州か主であり、土佐が副であり、薩は寧ろ其次であつた。

長土樞機
民間に振

長と土とは、所謂る當時民間有志の議論を、藩の名と力とによりて實行せんことを期してゐた。云はゞ長も土も其の藩の樞機は、民間有志の手に歸したと云ふ能はずんば、其の樞機者は、民間有志者の一味仲間と認む可き者であつた。然るに薩に於ては、藩議を主として、民間浪士の意見を無視するのみならず、専ら之を鎮壓し、彼等の意見に左右せられ、彼等の意見の爲めに動搖せしめざらん

攘夷實物
教訓

ことが、其の第一義であつた。

然も攘夷は當時に於ては、尊皇とは異名同體の姿であつた。當時の人氣は、尊皇開國論の存在を容さなかつた。否な開國と尊皇とは、兩立し難きものと認めた。従つて島津久光其人の如きも、心には攘夷の不可能を熟知しつゝも、公然とそれを口にすることを不得策として、姑らく緘黙した所謂る生麥事件の如きは、偶然の出來事にて、決して島津久光の意中より計企せられたる事件ではなかつた。然も斯る事件は、却て長州其他の攘夷黨に取りては、一個の攘夷的實物教訓となりて、彼等の攘夷熱に、一層の熱度を加へしめたことは、察するに餘りある。斯る形勢の結果として、必然出來したるは、攘夷實行の勅使東下の一件だ。元來大原重徳、島津久光の關東より歸りて、未だ半個月を経ざるに、再度の勅使を關東に下すとは、如何に其の問題が同一事件ではないとは云へ、餘りに前者の面目を踏み潰したる譯であり、且つ幕府も攘夷の一件に就ては、其の主義に於ては、御引受け申し上げ、但だ其の實行の期限だけを、御一任を希うてゐる次第な

攘夷實行
勅使東下
問題

れば、今更改めて、御督促も如何かとの議もあつたが、然も當時京都の形勢は、斯る生温るき議論を容る可き餘地は無かつた。

勅使東下
發議者

抑も勅使東下の發議者は誰々であつた乎。そは明白ではないが、少くとも其の重なる一人は三條實美であり、他の一人は姉小路公知であつたことは、分明だ。當時三條實美は、天保八年二月八日生れにて、二十六歳、姉小路公知は二十四歳、然も彼は天保十年十二月五日生れなれば、正味は二十三歳には足らない程だ。然も彼等が縉紳中の急進派にして、彼の岩倉具視、千種有文等を彈劾したるが如きも、彼等の侃諤の論、與りて大に居たる程にて、朝廷の大官、元老も彼等の年少氣銳の論鋒には、到底敵す可くもなく、然も彼等の背後には、民間熱烈の尊攘の志士ありて、其の聲援と、刺戟とを與へつゝありたれば、彼等の意見が、遂ひに朝廷を動かすに至りたるは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

京都の状況

此時京都の状況を顧れば、明治史より云ふ時は、尊王義徒の雲集せる所、幕府史より云ふ時は、逆進浮浪の嘯集せる所にして、其尊王攘夷の四字を賞重するは、近時の壯士書生輩が民權自由の四字に於けるよりも甚しく、苟も尊攘の爲には何等の事も行ひて可なり、尊攘は全能勢力を有する者なりと信じ、國憲を紊亂し、政治を誹議し、官吏を侮辱し、良民を脅迫し、抗上を煽動し、治安を妨害せる一としてせざる所なく、左しも清淨安樂なる洛中にて、暴殺暗殺の血を流して、京師を穢すに至るも恬として憚るゝ所なく、而して所司代町奉行は、其中央政府たる幕府が京都を恐るゝ意を體して、敢て之を制すること能はざりければ、恰も無政府の有様にてありき。那破倫大帝が巴里市民暴動の事を論じて、若し余をして路易王たらしめば、榴彈連發これを一掃せんのみと申されし如く、若し今日の政治家をして當時の幕吏たらしめば、保安條例を以て此輩を京都三里以外に驅逐し、洛中の警察を嚴にし、足らざれば陸軍をして合圍戒嚴令を布かしむるは、決して躊躇せざる所なるべし。然るに幕府は、斯の如き斷乎たる方策は、夢にだも思ひ寄らず、徒らに退守姑息の愚計に汲々たりしを以て、京都の朝議は、過激派の専有に歸し、再び三條中納言(實美公)姉小路少將を勅使に命じて江戸に東下せしめられたり。幕府衰亡論

【二九】攘夷督促勅使東下の議定まる

三條實美
の議

三條實美は、實に關東へ攘夷督促の勅使差立ての張本人でなければ、其の一人である。彼は其の勅使は正副二人とし、一人は官階家柄を選び、一人は應對に長じたる者を選ぶこととし、先づ薩長土三藩へ諮議し、勅使東下の際には、土佐藩主山内豐範をして隨行周旋せしむ可く、而して阿波、藝州兩藩へもそれぞれ人數を差出さしむ可しと云うてゐる。且つ又た閏八月十八日、攘夷に關する御諮問に奉答する文中にも、

三條の攘
夷諮問奉
答文

累年蠻夷跋扈之旨趣被聞食、深以被惱、宸襟於攘夷之叡慮は、先年以來不被爲、相變候得共、尙又所存被尋下候旨、謹奉候。蠻夷之儀に付、深被惱、宸襟候御儀誠以不堪、痛憤慨嘆、深奉恐入候。抑夷狄之禍は、不容易、大患に候間、攘斥之御處置不被爲、在候ては、邦内之人心、貪利之洋風に推移、禮義廉恥を忘候ては、國家之存亡にも拘候儀と、深慷慨仕候。既癸丑(嘉永六年)以來、十歳に相及候處、國力益

長土兩藩
議書

及衰弱、人心彌不協に相成、方今切迫之時勢に至候間、攘夷之叡念、更に關東へ被仰下、斷然決策有之候て、天下諸藩に布告有之、變革之政令、富強之術策を被施、整軍實勵士氣候て、上下一心、攘夷之志、怠慢無之候は、雪國辱、耀武威、候儀も可相成と奉存候。尙宜在叡斷存候、不肖實美猥建言仕候條、戰慄恐懼之至に候得共、被尋下候に付、所存言上候事。

乃ち此意見が、やがて實行せられ、彼が其の勅使に任せらるゝに至つたのだ。惟ふに今更ら斯る勅使の東下を必須としたるは、恐らくは長州、土佐の兩藩にして、薩の如きは、寧ろ當惑としたものと察せらるゝが、ざりとて島津久光の京都退去後は、京都の攘夷雰圍氣は、層一層其の濃厚を加へ來りて、薩藩のみが、今更ら不同意を唱ふ可くもなく、此に於て九月十八日には、遂ひに三藩主の名もて、左の建議書を朝廷へ上ることとなつた。

先年以來外夷跋扈、未曾有之御國辱に付ては、奉始神宮御代々様へ被爲對、宸襟御惱被爲遊候御儀、今更申上候も恐多く奉存候。然處追々正邪之辨相立、御

有志之御方、御愼解に相成、且又三藩出張、士氣奮興候千載之一時、此機不可失事に候。元來一橋、越前等、御再出之段、勅諭を以て被仰出候儀、偏に於關東有司共、不取扱より叡慮貫徹不仕、人心瓦解、攘夷無覺、東思召候事に可有之、何分にも一日之安は、千載之禍に候へば、恐多も夷狄撻伐の宸斷被爲遊度、勅使御東下に付ては、此度關東へ被仰出、攘夷の御決議、早速被聞召候様被遊度、尤も一昨冬(萬延元年)七八個年乃至十個年、外夷拒絕被爲、在候段、於關東御受有之候に付、御猶豫之儀、御願被爲相成、歟に候得共、右は奸吏共罷在候時之事にして、今日に相成、決て御異議有之間敷に付、斷然攘夷の勅諭被仰出度奉存候。

九月

松平大膳大夫

島津修理大夫

松平土佐守

御意見

抑も斯る建議の出來したるに付ては、上には三條實美、姉小路公知などの公家

あり、下には長土の志士ありて、遂ひに之を打成するに至りたるものにして、當時其の幽居を出で、朝議に參せらるゝ、青蓮院宮二品尊融親王の如きは、薩藩の主張である、武威未だ充實せざる今日、輕々攘夷に著手す可きものにあらずとの意見を把持せられ、その爲めに姉小路公知の如きは、九月十六日武市瑞山をその邸に招き、宮と意見協はざるが爲めに、姑らく病と稱して屏居せんとするの決心を告げた。

武市の運

此に於て武市は之を諫め、平井隈山に諮り、平井より谷森外記を訪ひ、宮の眞意を質したるに、谷森は宮は三藩の議未だ熟せざるが故に、尙早とせらるゝのみと答へたから、當日武市は小南五郎右衛門と與に、相携へて青蓮院宮に拜謁し、轉じて薩藩本田彌右衛門の寓を訪ひ、此處にて長藩の久坂義助、宍戸九郎兵衛、佐々木男也來り會し、尙薩藩藤井良節、村山齋助、高崎猪太郎杯も列席し、額を集めて評定の結果、薩藩も今や此際大勢に抗するの不可なるを看取し、愈よ連署奏請に決した。當時生麥事件も、愈よ薩藩に取りては、重大の結果を齎さんとす

る危機に當面し、英艦鹿兒島を襲ふ杯の風聞専ら行はれ、旁た薩藩も容易に之に同意することとなつたものと察せらる。

宮の決裁

斯くて武市は長藩の佐々木男也等より三藩議決奏請書の草案を得、之を小南に示し、小南は更らに武市をして之を青蓮院宮に呈せしむることとなり、十八日朝、武市は青蓮院宮に拜謁して、三藩會議の始末を言上し、此に於て宮も口を藉す所なく、善と稱せられたから、愈よ之を公然上書することとなつた。されば此の三藩主連署の建議書なるものは、其の成立までには、幾許の経緯があり、之を取り纏むるには、長土有志者の苦心も、決して尋常では無かつたことが察せらる。

【1107】 青蓮院宮尊融親王の態度

親王の穩健

當時青蓮院宮尊融親王は、公然朝議に參じ、國事を助く可き旨の勅命(文久二年九月三日)を奉せられ、至尊の最高諮問者の第一人であつた。されば親王の意見が、重きを朝議に爲したることは、固より云ふ迄もない。然も親王は、何れかと云へば、島津久光一味の穩健持重論者であつた。そは親王の日記を見れば、自から分明だ。

親王特使
派遣の意

當時朝廷では、攘夷督促の勅使を、特別に遣はさるゝ迄もなく、近々年頭使下向之便に可被仰遣之旨、御治定有之候との議もあつたが、矢張別使被遣候方、御都合と思召候、人體之處は、未治定無之、追て可被仰出之旨に候との旨を、九月九日附、野宮定功より親王へ通報してゐる。

十日 薩藩本田彌右衛門召に遣、入來、申含之趣意は、別勅使之儀、今程之所にて被遣候ては、可及、不容易儀に付、此度之處は、坊城一卿(年頭使)にて、叡慮之旨を可申通、方可然旨、愚考に付、同人を以、關白へ申入候事。

とある。乃ち親王は、薩藩の本田を招致し、特に勅使を差立つるに及ばざる旨を、

關白近衛忠熙に申し達せしめたのである。然るに翌十一日には「前日彌右衛門へ申付候一條、只今入來にて、委細承、昨日之愚考都て陽明へは不申入候事」とあれば、本田は周圍の形勢を見て、更らに親王に向つて、否別勅使の意見は、御撤回する可き旨を、言上したものと察せらるゝ。

親王態度
容易に決
ぜず

されど親王の態度は、容易に煮え切らなかつたことは、次項を見れば自ら分明的だ。

十三日 姉小路侍從入來、別勅使之儀、且攘夷之事、尋問に付、少々令異論候とあり、又た、

十五日 姉小路侍從入來、別勅使之事、今日有無尊融之決心を尋問、只今之處、緩之御沙汰可然、嚴に候は、事を取り、且宮中未不全然は、末を勤、本を忘るゝの策如何及返答候事(原注 但先々承服)。

此れを見れば親王の御本心は、全く分明だ、只今之處、緩之御沙汰可然、嚴に候は、事を取り」と云ふが、其の眼目だ、親王は、先々承服と特記し、姉小路が論破せら

れた様に記してゐらるゝが、同人は不服であつたことは、既記によりて知らる、

〔參照 二九〕。

十六日 正三入來、對面、別勅使之事尋問に付、今暫之處、不好旨返答、

正三は、正親町三條實愛だ、同人も先づ親王と同腹の漸進派だ、然るに形勢は、到底別勅使派遣の必須を促し來つた。

前田の親
王勸説

十八日 前田孫右衛門入來、關東へ攘夷之御沙汰候は、速に御請可申上、過日入來之節咄之處、至此頃越前(松平春嶽)開國之論萌し見ゆる由、早々攘夷之御沙汰被爲有様との事、

前田は長藩の代表的位置を占むる一人だ、彼は正面から親王に向つて、勅使派遣を迫り來つた。

藤井の勸
説

藤井良節入來、攘夷之御使正使副使之所被止、姉小路一人にては如何之旨關白より申來、先々其邊可然と申置(中略)、同人之噂に、今日從關東書狀到來、越前此頃開國主張萌し、段々相顯之由、一板(一橋慶喜、板倉勝靜)兩人は攘夷之論之

由、今此機會速に攘夷之御沙汰可有之様咄之事。

とある。藤井は在京薩藩の代表者の一人だ、而して十八日は實に三藩主の名によりて、建議書を提出したる日だ(參照 二九)。事此に至れば、形勢を察するに機敏なる親王も、強ひて異論のある可き筈がない。

親王決意

廿日 從關白殿(近衛忠熙)良節を以被申越(中略)正使三條三位中將、副使姉小路侍從、今日薩藩より關白へ及言上候に付、御治定之旨相談、良節を以被申越、早々非藏人口へ大學權助を以、正三へ面會に爲、及、早々被仰出候様申入。

親王も此に至りては、自から率先して、正副勅使御治定仰せ出されんことを議奏まで申し込んだ。然も親王をして此に至らしめたるは、専ら薩藩の意見が、此に到來したる爲めと云はねばならぬ。

親王眞意
飽迄漸進

然も親王の眞意は、飽迄も漸進であつた、乃ち十月七日近衛關白への返書にも斯く明記してゐる。

別勅使被差下、攘夷御沙汰緩猛二道之内、緩而武臣之策略被聞召候方可然存

候、併此上可被任、徹斷衆議候事。

十月七日

關白殿

尊

融

此處に武臣とあるは、恐らく島津久光等を斥したるものであらう。乃ち親王の意見は、長士諸有志や、三條、姉小路の急進縉紳とは、全く其の歩調を殊にしてゐた。

〔三二〕 正副勅使の選任と島津久光上京の勅命

別勅使東
下決定

野宮定功の日記によれば、

九月八日丁巳、午刻參内、戌前許退出、攘夷之儀御沙汰可有之、可被遣別勅使於關東之旨、今日被定仰、使人體未定、追而可被定也。

三條姉小路任命

とある。されば九月八日には、其事だけが定まりて、未だ其人は定らなかつたものであらう。然もそれは單に確定せざりし迄にて、三條、姉小路の兩人若しくは一人が、自から其撰に中る可きは、衆目の視たる所であると察せらるゝ。
三條實美は九月二十日には、議奏加勢を拜命し、同二十一日正使として、姉小路公知は副使として、各關東に赴き、攘夷實行及び親兵選貢等の命を傳ふ可き旨を命せられた。偶々三條は其母山内氏の姉、稻葉對馬守に嫁したる伯母の喪に遭ひ、二十三日、勅使東下及び議奏加勢を辭したが、二十八日に至りて、再び其命を承くることとなつた。而して同日正副兩使共に、其の官階を進められて、寵異を顯にした。

九月二十八日新三位（九月十五日從三位に任じたから、斯く云ふ）中將（三條實美）今度攘夷之儀に付、別勅東武下向、以格別敬慮、權中納言推任。
公知（姉小路）朝臣、同上副使東武下向、右權少將推任（言渡）。
とあれば、茲に愈よ其人撰も定つたこととなつた。

主上尙陸藩依頼

一方に於ては急進派の代表者とも稱す可き兩勅使が確定したるに拘らず、主上には尙ほ薩藩の勢力に便らせ玉ふ宸慮の頗る渥きものあつたことは、左の宸翰を見て、拜察せらるゝ。

快晴候、彌壯健珍重候。抑島津三郎儀、去月（閏八月）再上京（江戸より）之節、滞在候様爲申聞候處、自國無據要用難、緣合旨にて、強て、理故、任其意置候へ共、方今事體甚混雜、長土兩藩在京專周旋、深大幸には候へ共、依事所意、區々に相成候趣も有之、心配之事に候。且一橋刑部卿上京、此儀に付ても、三郎在京候へば、尋度次第も種々可有之、何卒無違背、更に早々上京之様、分て頼入度と、議奏より以一紙申達有之候へ共、爲念申入置度、尙勘考早々通達頼入存候事。

九月

關白 殿（近衛忠熙）

關白島津宛狀

尙ほ近衛關白も、十月一日附にて、左の一書を島津久光に與へた。
追々寒冷増長候、彌以御勇猛珍重存候。抑去々月再御上京にて、幕府之形勢被

聞食御満足之御事於忠熙も大に安堵之仕合、且無滯參内も相濟、御都合之御事、深安心仕候。其後度々御入來、種々打明無腹藏、御内談共申入、大に心體に存居候へ共、其許發駕に相成、其後は長士兩藩種々申立之事共も有之、多端之儀殆心配々々困苦候。

此に於て其の本音が發露し來つた薩藩の留守中、長士兩藩が過激、急進の意見もて、朝議を左右するに就て、如何に至尊は申す迄もなく、近衛關白等が憂慮したるかは、此れにて洞察せらるゝ。

今度別勅使も矢張被差下に相成、此儀に付ても、甚々心配之事共に候。此れが頭痛の種子であつた。

慶喜上京の言上

且又一橋近々關東發足上京之由、言上有之、右に付ては彌其許御上京不相成候はでは、叡慮は勿論、於忠熙始甚無心元、心痛之仕合に候。一橋の上京は、佛が出る乎、鬼が出る乎、京都ではまぢくの評判にて、主上を始め、一同其の應接には當惑した。

殊に勅書を拜領致、何卒其許早々上京に相成候様、段々深き思食被爲、在候御事故、右勅書寫取入覽候(前掲の宸翰)。

且又早々上京に相成候様、御沙汰書も被出候儘、良節(藤井)を以、早々申進候。御國務何卒御繰合せにて、早々御上京之様、分て申入候。(下略)

不安の爲の申入

而して近衛關白は、更らに其の追伸に於て、斯く繰り返してゐる。

尙々御歸國後、問も無達て申入候儀、甚如何に候へ共、實々御不安心之御沙汰頻に被爲、在候間、御組取御申上之様存候也。

と、此の御不安が、乃ち島津久光の上京を必須とする所以だ、要するに朝廷の思召は、薩の漸進論もて、長士の急進論を調節せんとの底意であつたものと察せらるゝ。

攘夷別勅使決定

九月廿三日、一昨廿一日御沙汰攘夷之儀に付、爲別勅使三條三位中將實美卿、姉小路
第五章 三一 正副勅使の選任と島津久光上京の勅命 一四三

待從公知朝臣、右關東下向被_レ仰出。先以攘夷之儀一決、爲國家大慶。次兩使雖_レ御若年兼テ正誠之方々、今度被_レ擧_レ擧候事可_レ謂_レ大幸。就_レ中於_レ公知朝臣ハ性質豪邁之方、連々予等引立進候方故於_レ我等モ大慶云々。今度土州附添可_レ被_レ仰付。尤未御沙汰は無_レ之由。今度勅使東行之事三藩申立、朝議御決定相成候由、御人選之事も三藩内密舉奏云々。

〔村井政禮日記〕

〔三三〕 青蓮院宮と島津久光の往復文書

實愛忠能
亦久光上
京催促

島津久光の上京を促がす朝議の甚だ切なるものあることは、上記近衛關白の書翰(參照三三)ばかりでなく、議奏正親町三條實愛、中山忠能等も亦た九月三十日附にて、各々上京を促がすの書翰を送りてゐる。正親町三條は、此御便著次第、一日も早く御上京可有之様、心配可仕段、別段御内沙汰も拜承

仕候に付、以書狀申入候、何分急速、御出京有之、御羽翼被_レ成上被_レ安_レ寂念候様仕度存候。

とあり、中山のは、

尤關白殿へも、御沙汰之御事に候得共、萬事御面陳打明御内談申入、何卒一日も早被_レ安_レ寂衷、尤國家御爲に可_レ相成様仕度念願に有之候間、乍御勞煩速御上京御内々御輔佐被_レ上候様、偏御頼申入候。

とある、兩者何れも一橋入京事件を以て、島津の上京を促がす重なる理由としてゐるが、それと同時に、否な恐らくはそれよりも、京都に於ける長土の激派を牽掣する必要上、島津の上京を必須としたるものと察せらるゝ事情は、文言の外に躍如たるものがある。

尙又青蓮院宮尊融親王にも、九月三十日附にて、書を賜ひ、其の上京を促がし、且つ時事に就て、諮問あらせられた。

一 朝議常變の二道、何れに被_レ定_レ可_レ然哉之事。

親王亦久
光上京を
促す

- 一 京地に藤房卿無之、吳々も早々出京、藤房卿、正成の所爲頼入候事。
- 一 良節(藤井)に京地形勢聞取、勘考も候へば、可被申越候事。

九月晦

尊

融

島津 三郎殿

以上は極めて短文であるが、又た極めて諮問の要領を得てゐる。常變の二道とは、漸進、急進の二道と解釋しても、差支あるまい。久光に期するに、藤房、正成の所爲を以てす、久光も亦た感銘、努力す可きは當然だ、之に對して島津久光の奉答文は、如何にも彼の本色を活現してゐる。

久光奉答

- 一 朝議常變之二道、何れに被定可然哉之事。

右者方今之形勢に就而者、乍恐朝議之大本被爲居、幕威者勿論、下庶人之激論に御動搖不被爲、在候様奉存候。當時於關東も大變革之處置有之、武備充實、外夷掃攘之基本相立候儀と遠察仕候に付、關東え被仰下候御事共、篤と御評議之上、遵奉相成易き事件を被仰出、難被行事共者、先御猶豫之方可然哉と愚考

急進派に對する一針

仕候。若御無理之儀被仰出、萬一於關東御斷被申上候様御座候而者、乍恐朝威にも被爲拘、且者下有志之輩傳承仕候は、關東違勅之説、又々沸騰仕、紛々之世態に可相成哉と、別而懸念に奉存候事。

以上を見れば、如何に島津久光の意見が、長士兩藩の態度と、急漸の差の著明なるか、判知る。下庶人之激論に御動搖不被爲、在候様の一句は、當時の民間有志に對する一大鐵槌にして、更らに難被行事共者、先御猶豫之方可然は、在朝急進派一味の公卿に對する頂門の大針だ。

雜人輩下群集の弊

一 其御地之形勢、良節より委細承申候處、第一折々姦人殺害之儀御座候由、何共不穩之世態と奉存候。強暴之所行に付而者、根本有之哉に承知致し候得者、何卒右等之御取締被爲、在度御事と奉存候。姦人に於而者、惡む可きの事は御座候得共、是は朝廷又者幕府より邪正篤と御探索之上、嚴重御處置被爲、在度、於御膝下、右様之儀御座候而者、第一御威徳にも被爲拘、別而不輕御事と奉存候。且京都守護職被相定候上は、諸藩之者共、追々歸國被仰渡、度奉存候諸

藩之雜人輩下に群集仕候而者、朝廷御混雜之根元可罷成哉と懸念に奉存候事。

針久光の方

此れは所謂る都下に於ける天誅の流行に付ての言、島津久光の意見では、保安條例でも施行して、諸浪士、諸雜人を一掃しかねまじき態たらくだ。云はゞ彼が伏見寺田屋の浪士に對する同様の仕方をもて、之を措置せんとするものだ。

一 此節別段勅使被差下、攘夷之儀被仰出候由、此儀者先般愚意申上置候間、贅言不仕候事。

右之儀者不入事とは奉存候得共、御尋問に奉從、所存申上候間、宜御取捨被成下度奉願候以上。

急進派と
兩立難と

此の如く島津久光の意見は、全然長藩を代表する久坂、土藩を代表する武市、朝廷の急進派を代表する三條、姉小路等の意見とは、殆んど兩立し難き程の懸隔が存した。されば薩と長土とが、自然相ひ疎隔し、やがては遂ひに相ひ反目するに至る可きは、必然の勢と云はねばならぬ。況んや其間には、別に又た勢力競争

の互ひに出來するに於てをやだ。

【三三三】 正副勅使東下以前の準備

兩使進行
の就書

矢弦上にあれば發せざるを得ず。今や攘夷督促の爲め、特に勅使として正使三條實美、副使姉小路公知は、愈よ任命せられ、方さに發途せんとするばかりになつた。而して朝廷に於ては、十月八日評定の上、左の意味の勅書を兩使に齎らさしむることになつた。

攘夷之儀は、先年來之叡慮に被爲、在候、至今而更に御變動不被爲、在候、於幕府彌叡慮遵奉、近來不容易新政變革有之、御満足被思召候。就ては右攘夷之叡念天下に遍く、斷然掃攘之心志一定無之候者、人心今以不到安堵旨、東西列藩頻に言上之趣旨、別而宸衷符合之事思食候。依之醜夷拒絶之期限議定、早々言上